

人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた



下仁田町
第5次総合計画
2017 → 2026

平成29年 下仁田町



下仁田町長
原 秀男

下仁田町では、平成 19 年度に策定した下仁田町第 4 次総合計画に基づき、「みんなで創ろう、輝く下仁田」をキャッチフレーズとして、「町民が自らの地域に誇りをもって住むことができる社会」の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、社会情勢は大きく変化してきております。我が国の人口は減少傾向に転じ、今後も人口減少と少子高齢化が加速度的に進行することが見込まれていることから、各地域の特徴を活かした自律的で持続的なまちづくりを進める「地方創生」の推進が求められております。

本町は昭和 55 年に過疎地域に指定され、過去 35 年に渡り産業振興や生活環境整備に積極的に取り組んできましたが、若年層を中心とした人口流出や少子高齢化は進行している状況です。この影響により地域経済の低迷、コミュニティの維持等の様々な課題が生じることが予想されることから人口減少、少子高齢化を本町の最重要課題と位置づけ、総合的な施策に取り組んでいかななくてはなりません。

こうした状況を踏まえ、「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」を町の目指す将来像として掲げ、平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる「下仁田町第 5 次総合計画」を策定いたしました。下仁田町の未来を創造し、人口減少を克服する重責の上に立って、町民の皆様が主役となり、地域に愛着と誇りを持って住み続けたいと思える町民満足度の高いまちづくりに全力で取り組んでまいります。また、協働のまちづくりを推進し、町民の皆様と一丸となって将来像の実現を図っていきたく思いますので、今後とも皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、ご尽力賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

下仁田町長 原 秀男

目次

第1編 総論	3
第1章 計画策定の要旨	5
第2章 町を取り巻く社会情勢	7
第3章 下仁田町に関する基本的な事項	9
第4章 アンケートによる町民意向	16
第2編 基本構想	25
第1章 まちづくりの基本目標	27
第2章 分野別のまちづくり構想	36
第3編 基本計画	45
第1章 地域資源を活かした活力あふれるまちづくり	47
第2章 自然と調和し、安心・安全に暮らせるまちづくり	58
第3章 だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	81
第4章 地域に愛着と誇りを持ち、未来を拓く人を育むまちづくり	99
第5章 町民とともに歩み、協働と連携で創るまちづくり	111
資料編	117
諮問について	119
答申について	120
下仁田町総合計画審議会委員名簿	121
下仁田町第5次総合計画 策定体制	122
下仁田町第5次総合計画 策定経過	122

第1編

総論



第1章 計画策定の要旨

1 計画の目的



本町では、平成18年度に「下仁田町第4次総合計画」（以下「第4次総合計画」という）を策定し、「みんなで創ろう、輝く下仁田」を基本指針に、「町民・議会・行政」が一体となって課題解決に取り組んできました。

しかし、本町を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進行等、状況が刻々と変化しており、今まで以上に、町全体が一丸となって地域の課題に向き合い、町の実情や特性に応じたまちづくりを行うことが必要となっています。

そのような中、第4次総合計画が、平成28年度で計画期間の最終年を迎え、これまでの取り組みについて評価・検証を行うとともに、平成27年度に策定した「下仁田町人口ビジョン」及び「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとした、計画期間中に策定された各計画との整合を図りつつ、本町を取り巻く社会経済情勢、行政施策、町民ニーズやまちづくりの課題を整理し、本町の新たなまちづくりの指針となる「下仁田町第5次総合計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 計画策定の位置づけ



本計画は、本町の望ましい将来像を示し、まちづくりの方針と目標、それを実現するための施策を示すとともに、行政運営を総合的・計画的に進めるための指針となるものであり、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「過疎地域自立促進計画」などの各種計画や施策・事業の基本となる計画です。

平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の法的策定義務がなくなり、総合計画の策定は町の独自の判断に委ねられることになりました。総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営を示すもので、まちづくりの長期的な展望を示すものであることから、本町においては引き続き計画を策定します。



3 計画の構成



本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されます。それぞれの具体的な内容は次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念であり、町の進むべき将来像を描き、長期的な展望から、町の将来像及び基本目標を示します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた町の将来像及び基本目標の実現に向けた基本的な計画であり、各分野での現状や課題を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向とその体系を示します。

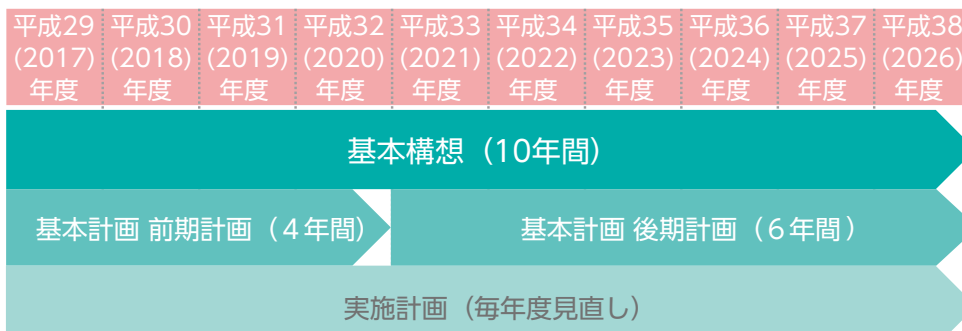
(3) 実施計画

基本計画に示された施策について、具体的かつ効果的に実施するための事業内容を示す年度別計画で、予算編成の指針となるものです。町民ニーズや時代の変化に対応していくため、実施内容についてローリング方式^{※1}により毎年度見直しを行い、確実な実行に向けて取り組みます。

4 計画の期間



本計画の基本構想は、平成29年度から10年間とし、基本計画は、社会環境の変化に柔軟に対応するため、前期を4年間、後期を6年間と分けた計画期間とします。実施計画については、基本計画と同様の計画期間とし、ローリング方式により年度毎に見直しを行うことで、適正な計画の進行管理に努めます。



※1 中長期計画において、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行っていく手法。



第2章 町を取り巻く社会情勢

人口減少と過疎の進行

国の合計特殊出生率は、昭和50年代以降急速に低下し、平成20年には人口推移が減少に転じた。その減少は、今後若年人口の減少と老年人口の増加を伴いながらさらに進行すると推計されています。この現状を打破すべく、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、政府は国と地方が総力を挙げて取り組むうえでの指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」を策定しました。

本町においても、人口減少及びそれに伴う過疎は、長年課題になっており、昭和55年に過疎地域に指定され、過去35年にわたり、産業の振興、生活環境の整備等、過疎対策事業を積極的に実施しました。その結果、地域社会の基盤強化に大きな成果が得られたものの、若年層を中心とした人口流出や少子高齢化は依然進行しています。こうした状況を受け、平成27年には「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と過疎の問題に町全体で取り組んでいます。

少子高齢化の進行

若年層を中心とした人口減少に伴い、少子高齢化が町の大きな課題となっています。本町における65歳以上の高齢者の比率は増え続けており、高齢者比率は、平成27年度末時点で44.3%（住民基本台帳による）と、2.3人に1人が高齢者となっています。一方で、高齢者人口は平成17年以降減少傾向に転じており、この傾向は今後も続く予想されます。

また、出生数については、減少の一途を辿っており、これに伴い合計特殊出生率も国及び県の平均を下回る形で推移しています。出生数に影響を与える出産適齢期の女性数の低下や、若年層の未婚の増加も少子化に拍車をかける形となっています。

さらに、少子化に伴い、教育分野においては、児童生徒数が減少の一途を辿っており、小学校の児童数を見ると、平成27年度時点で全児童数が190名と10年前の半数以下となっており、中学校の生徒数も、平成27年度時点で156名と、10年前の半数近くの数に減少しています。

主要産業の衰退

少子高齢化の影響は、産業・経済分野にも広がっています。本町では古くから農林業が盛んであり、その中でも農業は、町の東側の平坦部を中心に栽培が盛んな下仁田ねぎ、及び山間地でも栽培可能なこんにゃく芋が町の特産物として全国的な知名度があり、本町の産業の中心として、昭和30年代は就業総数の半数近くである4,000人以上が従事していました。しかし、第1次産業人口は激減し、代わって第3次産業の就業比率が増えています。それに伴い、農業経営耕地面積は、昭和55年の767.3haから平成22年には341haと半減し、その結果、農作物の収穫量は減少し、農業生産全体は収縮しています。



また、林業については、本町の土地の大半が山林のため、町の産業や町民の生活において密接な関係にあります。そのため、林業の発展及び森林の保護のために森林整備をはじめとした様々な取り組みを行ってきましたが、従事者の高齢化や新規就労者の減少が進んでおり、その結果、林業の衰退が目立つようになりました。

町民を取り巻く環境の変化

生活環境については、国道254号が古くから往還道であったことから、本町は関東と信州を結ぶ重要な交通の要衝として栄え、中心地は、飲食店や、小売店、さらに病院、学校、金融機関等の機能が集約してきました。しかし、人口減少に伴う過疎化の進行とともに中心地の店舗は減少し、町外の郊外型多機能大型店舗の増加等も相まって、町民の生活の基点は、町の中心地から郊外へ移っています。

居住環境については、これまで宅地の供給や公営住宅の建設等の取り組みを進めてきましたが、人口減少による空家の増加が目立つようになり、住宅における本町の新たな課題となっています。

自然環境については、豊かな自然に恵まれた本町において、森林の公益的機能や自然環境を守る取り組みを続けてきた結果、町の自然を次の世代へ引き継いでいく意識が町民の中に広がってきています。

町民協働のまちづくり

行財政については、本町ではこれまで四度にわたる行財政改革大綱を策定し、行政運営の効率化、財政の健全化に向けて取り組んできましたが、人口減少や高齢化による生産年齢人口の減少や経済低迷の影響を受け、税収をはじめとした歳入額は伸び悩んでいます。一方、収入に占める支出の割合は他自治体に比べて高く、こうした厳しい財政状況が続くと、今後町民に対する行政サービスへの影響も考えられます。

こうした状況を受け、これまで行政が主体となっていたまちづくりの分野においても、町民参加や町民協働の動きが見られるようになってきました。

第3章 下仁田町に関する基本的な事項

1 下仁田町の概況



(1) 自然的条件

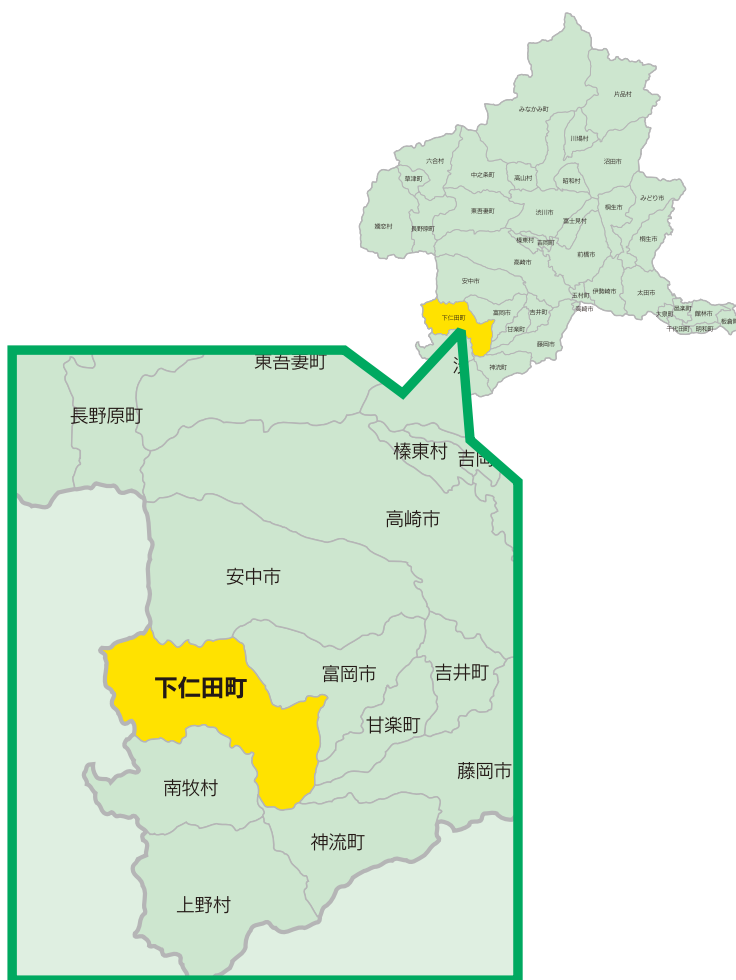
本町は群馬県の西南部にあり、役場は東経138°47'32"、北緯36°12'33"、標高261mに位置しています。町域の形状は、東西に17.50km、南北に10.25kmと東西に長く、総面積は188.38km²で県面積の2.96%を占めています。総面積のうち約85%が山林及び原野が占め、平坦部は少なく、町の東部に鐮川流域の小規模な平野が形成されているほかは、大部分が山腹の複雑な傾斜地で形成されています。美しい山並みや清らかな溪流等、豊かな自然に恵まれた農山村であり、古くは関東と信州を結ぶ街道により交通の要衝として栄えた歴史ある町です。

本町と接する市町村は、東に富岡市、西に長野県佐久市及び軽井沢町、北に安中市、南に南牧村、神流町、藤岡市及び甘楽町となっています。周囲は、

標高1,000mを超える急峻な山々に囲まれ、町の中央を、長野県境を源とする鐮川と国道254号が東西に貫き、それに沿って集落が点在しています。

気候については、年平均気温12.9℃、年間降水量1,100mm前後程度と比較的穏やかです。(気象庁平成27年観測：西野牧参考)

地形については、本町では妙義山や荒船山、跡倉クリッペをはじめとした日本列島形成に関する多様な地殻変動の痕跡等の特有の地質遺産を保有しており、「下仁田ジオパーク」として日本ジオパークネットワークに加盟しています。





(2) 歴史的条件

本町は、昭和30年3月10日、町村合併促進法に基づき、旧下仁田町・馬山村・小坂村・西牧村・青倉村の5町村が合併し、さらに、翌31年4月1日、南牧村の一部であった下郷地区を編入して誕生した町です。

合併前から地勢・交通・経済等相互の依存関係が深く、ひとつの生活圏が構成されていたことから、合併は必然的な結果でした。合併後は、町民相互の融和と努力により今日の下仁田町となっています。

(3) 社会的条件

本町は、J R 高崎駅から上信電鉄で約60分、首都東京からは上信越自動車道により、約1時間20分で結ばれています。また、長野県佐久市及び軽井沢町とも国道・県道で、それぞれ約40分で結ばれ、他県ではあるものの、古くから密接な関係にあります。

国道254号沿いの富岡甘楽広域市町村圏との結びつきは歴史的にも古く、消防・救急・医療等様々な分野での連携が図られています。また、湯の沢トンネルの開通により、多野広域圏との交通利便性が向上し、観光、医療、物流面等において市場が変化しています。

町の西側は妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、自然環境資源は豊富であり、希少な地質構造としても注目されています。急峻な山々を境に古くから街道の要衝地・宿場町として栄えてきたことから、固有の文化風土が色濃く残り、荒船風穴をはじめとした歴史的文化遺産も多く見られます。

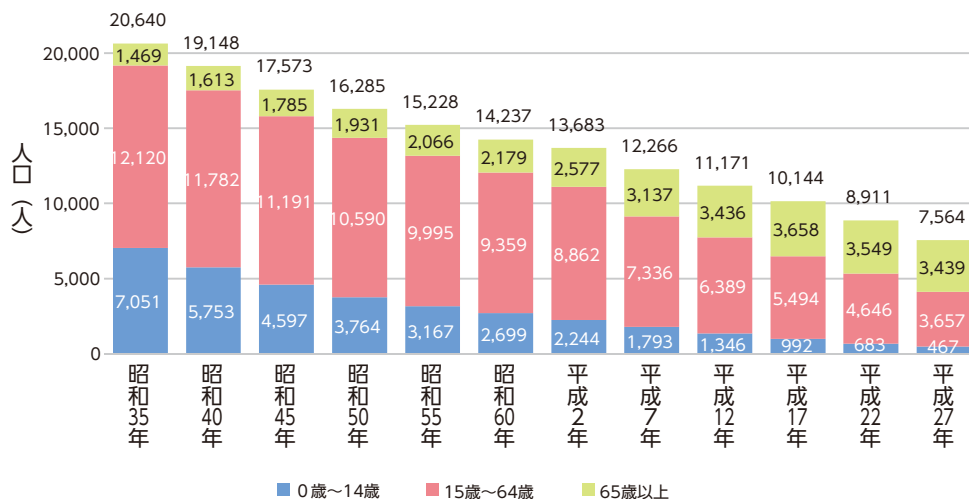


2 人口の推移



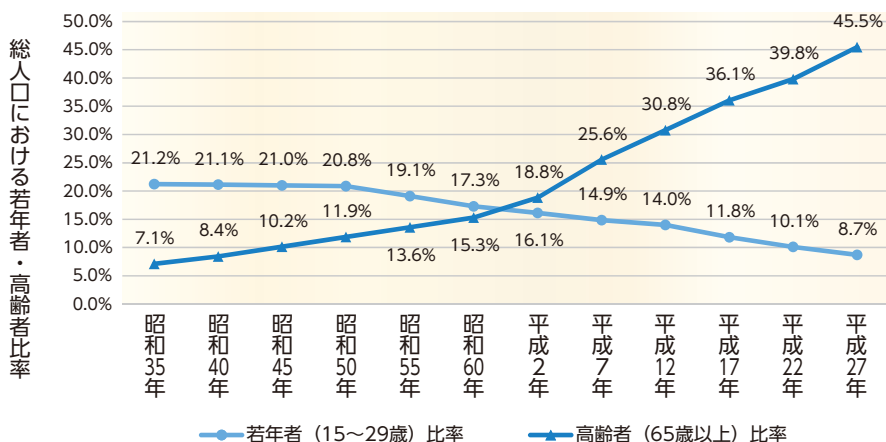
国勢調査による人口動向では、昭和35年に20,640人であった人口は、平成27年には7,564人と、50年間で約63%の減少となっています。

図：総人口及び年代別人口の推移 [出典：国勢調査]



15歳から29歳までの若年者、及び65歳以上の高齢者の比率を見ると、若年者人口は、昭和35年には総人口における若年者比率は21.2%でしたが、平成27年にはその比率が8.7%と減少しており、現在も若年層の流出傾向は続いています。一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年には総人口における高齢者比率は7.1%でしたが、平成27年にはその比率が45.5%と増加しており、高齢化が進行していることが示されています。

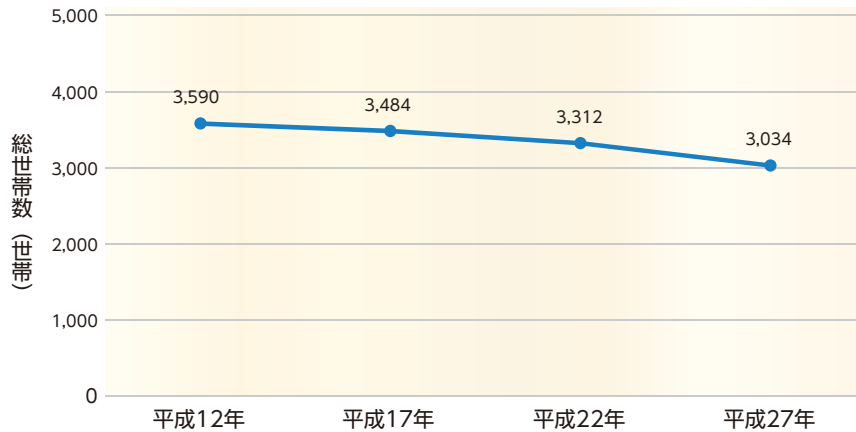
図：若年者比率及び高齢者比率の推移 [出典：国勢調査]





世帯数は平成12年には3,590世帯でしたが、平成27年には3,034世帯と減少しています。しかし、世帯数の減少が人口減少よりも減少率が低いことから、特に高齢者を中心に核家族化が進行していることがうかがえます。

図：一般世帯数の推移 [出典：国税調査]



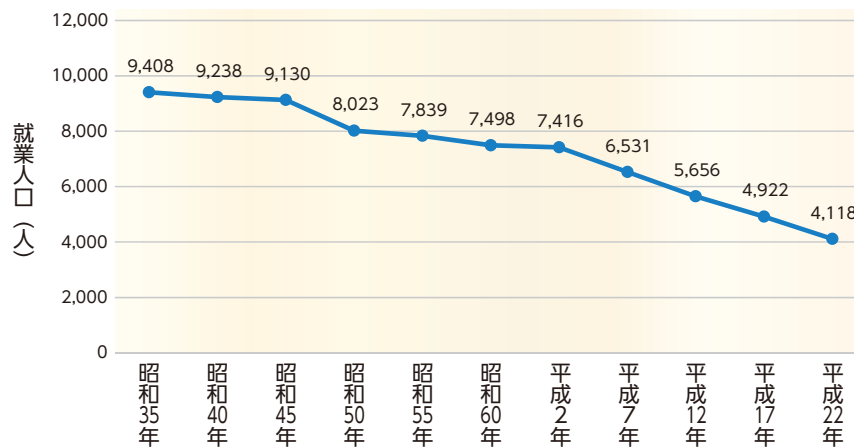
3 産業の動向



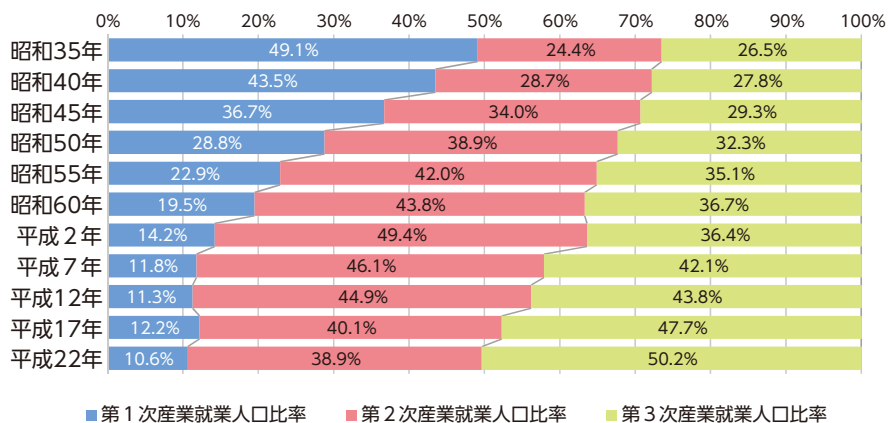
産業別就業人口では、昭和35年に就業総数9,408人のうち、就業者比率49.1%（4,622人）と半数近くを占めていた第1次産業は、昭和55年には、総数7,839人の22.9%（1,793人）、平成22年では、総数4,118人の10.6%（436人）に大きく減少しました。第2次産業も同様に、平成2年までは増加の傾向をたどり全体の約半数を占めていましたが、平成22年では、38.9%（1,602人）となり減少傾向に転じています。

一方、第3次産業については、年々増加傾向をたどり、平成22年では、50.2%（2,066人）と全体の半数を占める割合となっています。

図：就業人口の推移 [出典：国勢調査]



図：就業人口比率の推移 [出典：国勢調査]





4 行財政の状況



平成27年度における本町の普通会計決算額は歳入53億514万7千円、歳出52億1,230万2千円で、経常収支比率が88.8%と高く、財政状況は依然として厳しい状況です。

また、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の占める割合は40%前後を推移しており、財政の硬直化傾向にあります。

今後も、本計画等の各種計画に基づき効果を精査しながら事業を実施し、事業の実施に当たっては、補助制度や有利な起債等を十分活用するとともに、更なる義務的経費の削減と効果的な運用に努めていく必要があります。

表：市町村財政の状況 [出典：地方財政状況調]

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
歳入総額 A	5,459,718	4,743,084	6,266,374	5,305,147
一般財源	3,978,730	3,190,050	3,467,376	3,872,581
国庫支出金	178,762	143,055	983,359	464,379
都道府県支出金	446,493	358,270	360,462	378,903
地方債	350,800	506,580	1,166,800	511,200
うち過疎債	170,670	197,180	627,800	269,900
その他	504,933	545,129	288,377	78,084
歳出総額 B	5,363,775	4,674,802	6,222,734	5,212,302
義務的経費	2,106,265	2,090,418	2,074,604	1,951,213
投資的経費	989,413	532,375	1,924,665	846,648
うち普通建設事業	923,219	532,375	1,919,948	837,773
その他	2,268,097	2,052,009	2,223,465	2,414,441
過疎対策事業費	1,293,129	297,840	1,227,264	354,023
歳入歳出差引額 C (A - B)	95,943	68,282	43,640	92,845
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,387	23	6,410	13,461
実質収支 C - D	64,556	68,259	37,230	79,384
財政力指数	0.32	0.37	0.33	0.28
公債費負担比率	15.0%	15.8%	17.7%	15.4%
実質公債費比率	-	-	12.3%	9.7%
起債制限比率	7.3%	7.4%	-	-
経常収支比率	85.8%	98.1%	85.4%	88.8%
将来負担比率	-	-	86.4%	69.2%
地方債現在額 (千円)	3,886,028	4,834,320	5,217,027	5,242,942



5 公共施設の整備状況

本町の施設整備状況は僅かずつではあるものの着実に進捗しています。生活面の安心・安全や環境面の保全からも、町道の改良や浄化槽整備等は重要なことであることから、引き続き計画的な整備を推進していきます。

また、土地建物等の公共施設については、「下仁田町公共施設等総合管理計画」に基づき、維持管理を実施し、地域住民の生活向上と地域の活性化を図ります。

表：主要公共施設等の整備状況 [出典：公共施設状況調]

区分	平成12年度末	平成17年度末	平成22年度末	平成27年度末
市町村道				
延長 (m)	354,270	358,167	361,895	343,768
改良率 (%)	29.38	30.14	30.76	32.80
舗装率 (%)	51.14	51.84	52.52	55.26
農道				
延長 (m)	16,384	16,372	16,167	16,130
耕地1ha当り農道延長 (m)	15.53	16.41	—	—
林道				
延長 (m)	50,208	60,297	68,110	68,080
山林1ha当り林道延長 (m)	9.89	13.33	—	—
水道普及率 (%)	92.33	92.40	99.70	99.65
水洗化率 (%)	56.12	67.52	70.11	77.27
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	14.10	13.75	15.53	17.69





第4章 アンケートによる町民意向

1 アンケート調査について



- 調査対象 本町内の全世帯 各一票（配布数：3,067票）
- 調査時期 平成27年6月1日～6月12日
- 回収数 2,655票（うち有効回答票 2,573票）
- 回収率 83.9%
※各回答における回答数は、「n= 」で記載しています。

2 調査結果概要



(1) 町民の66%が今後の定住を意向

今後の定住意向に関する設問については、「住み続ける予定」との回答が全体の66%と最も多くなりました。

(2) 生活上の課題は、雇用、日常生活の利便性、医療福祉の充実が中心

生活するうえでの課題は、「良い仕事先がない」が最も多く、次いで「買い物など、日常生活が不便」、「医療や福祉制度が整っていない」となっており、特に雇用と日常生活の利便性については、年代ごとの集計結果を見ても、各年代に多くの割合の回答が見られることから、町民にとって特に大きな課題として考えられます。転入10年未満の町民を対象とした設問を見ても、「スーパーや小売店、飲食店など、日常的に利用する店舗が不足している」「通勤・通学、町内の移動などにおける交通の便が悪い」、「医療・子育て支援施設の整備や福祉制度が進んでいない」とほぼ同じ分野の課題が多く挙げられています。

(3) 子育て世代に見られる子育て支援へのニーズ

生活するうえでの課題について子育て世代である30～50代での回答を見ると、他の年代と比べて「子どもの教育環境が悪い」の割合が多く見られます。

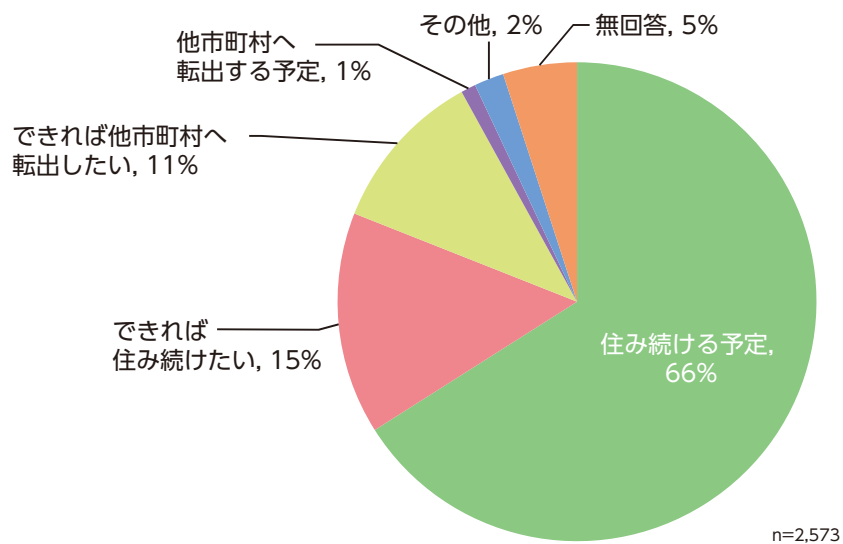
行政の子育て支援については、具体的に「経済的負担の軽減（保育料の軽減・医療費の助成・児童手当の充実・第3子以降の出産に対する助成等）」、「急な病気にも対応できるような小児医療体制・サービスの充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」等の要望が挙げられています。



3 主な回答結果

(1) 本町への定住意向

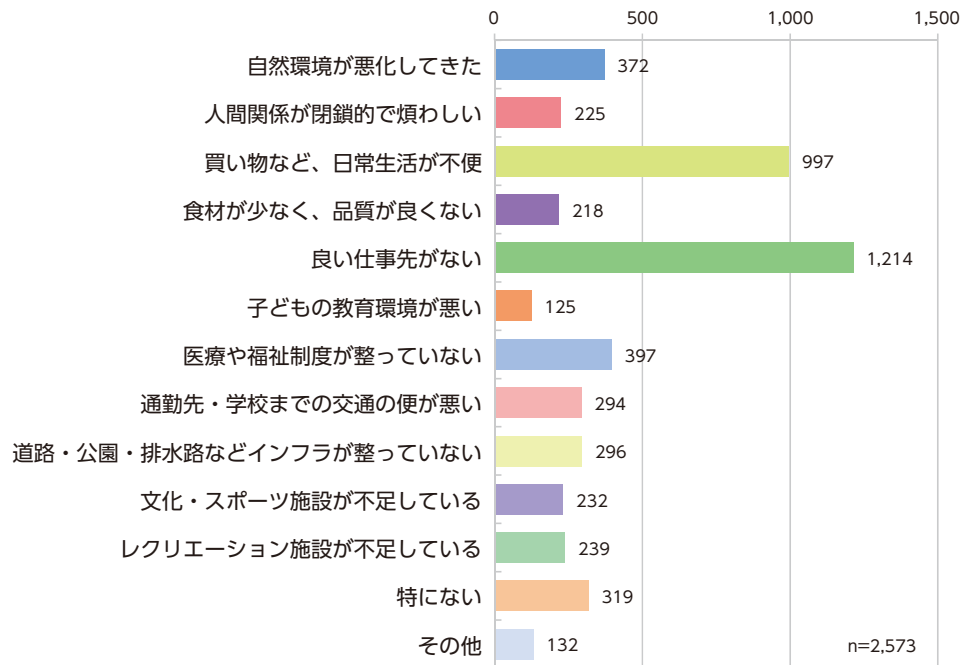
「住み続ける予定」が66%と最も多く、次いで「できれば住み続けたい」15%、「できれば他市町村へ転出したい」11%となっています。





(2) 本町で暮らすうえでの課題や改善点

「良い仕事先がない」が1,214件と最も多く、次いで「買い物など、日常生活が不便」997件と、雇用と日常生活に関する課題が特に多くの回答となっています。

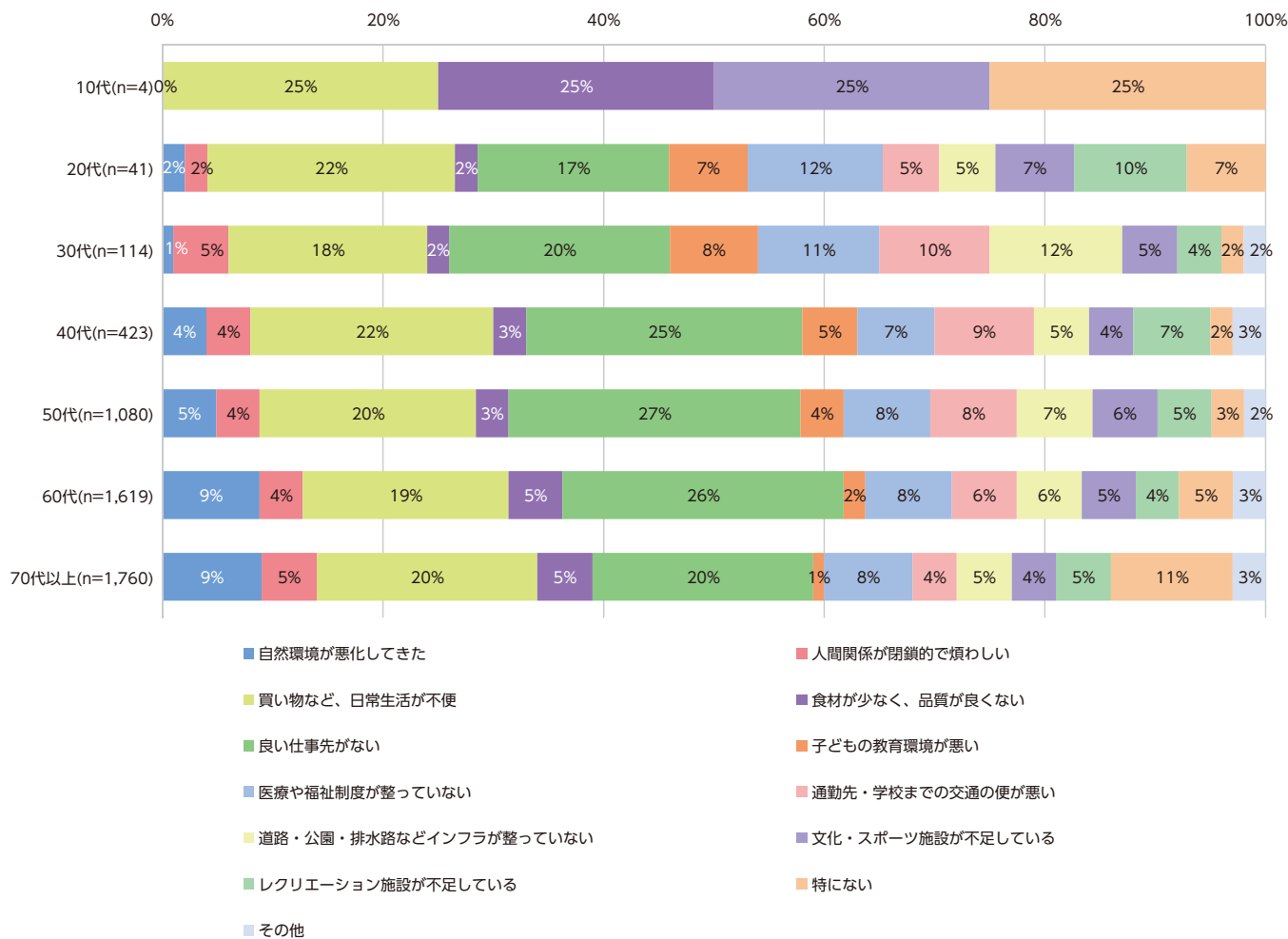




(年齢別集計)

全年代において「買い物など、日常生活が不便」の項目に、また20代以上の年代において「良い仕事先がない」の項目に多く回答が見られます。

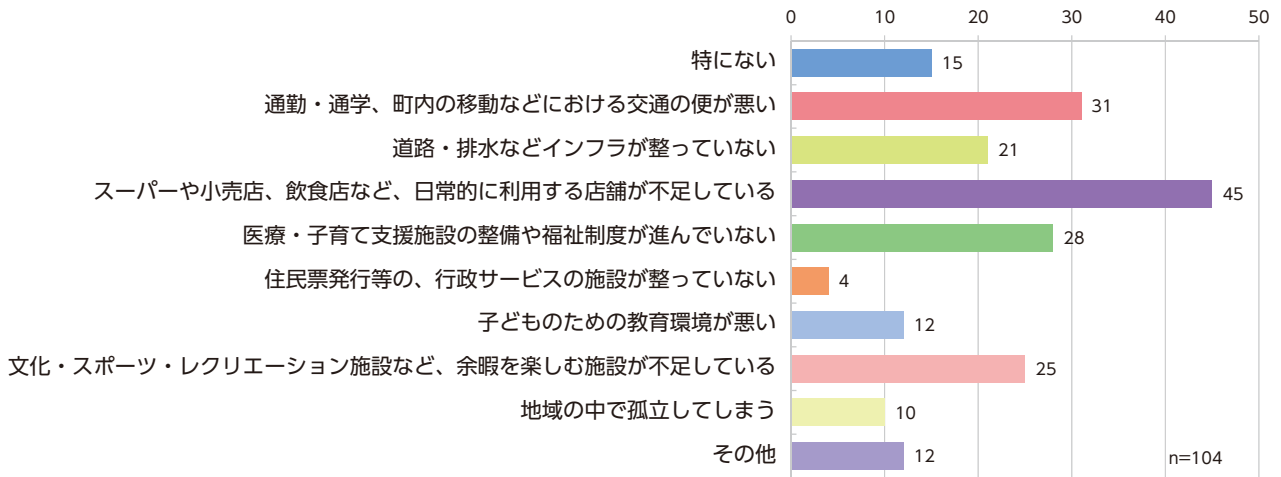
さらに、子育て世代である30～50代では、「子どもの教育環境が悪い」、10代では、「文化・スポーツ施設が不足している」といったように、年代によって回答の割合の多い課題も見られます。





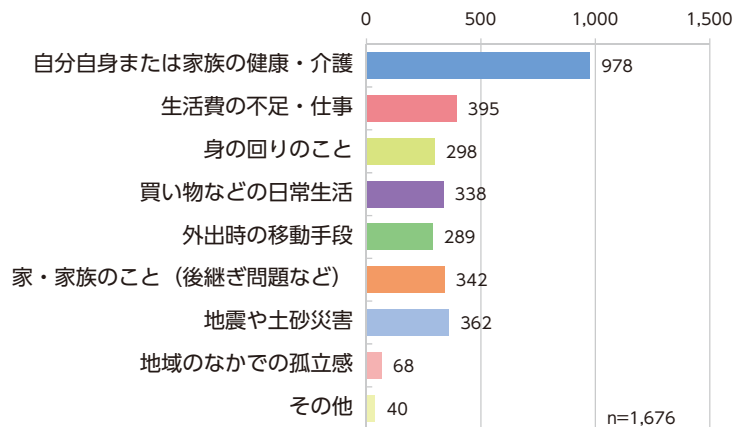
(転入後10年未満の町民の集計)

「スーパーや小売店、飲食店など、日常的に利用する店舗が不足している」が45件と最も多く、次いで「通勤・通学、町内の移動などにおける交通の便が悪い」31件、「医療・子育て支援施設の整備や福祉制度が進んでいない」28件、「文化・スポーツ・レクリエーション施設など、余暇を楽しむ施設が不足している」25件となっています。



(65歳以上町民の集計)

「自分自身または家族の健康・介護」が978件と最も多く、次いで「生活費の不足・仕事」395件、「地震や土砂災害」362件、「家・家族のこと（後継ぎ問題など）」342件、「買い物などの日常生活」338件となっています。

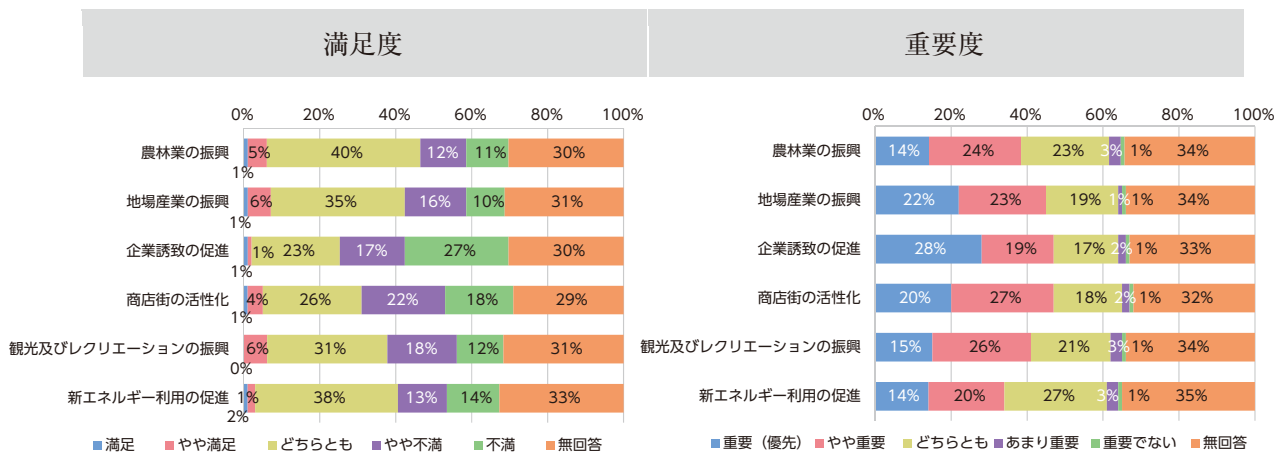




(3) これまで進めてきたまちづくりの「満足度」と、これからの「重要度」

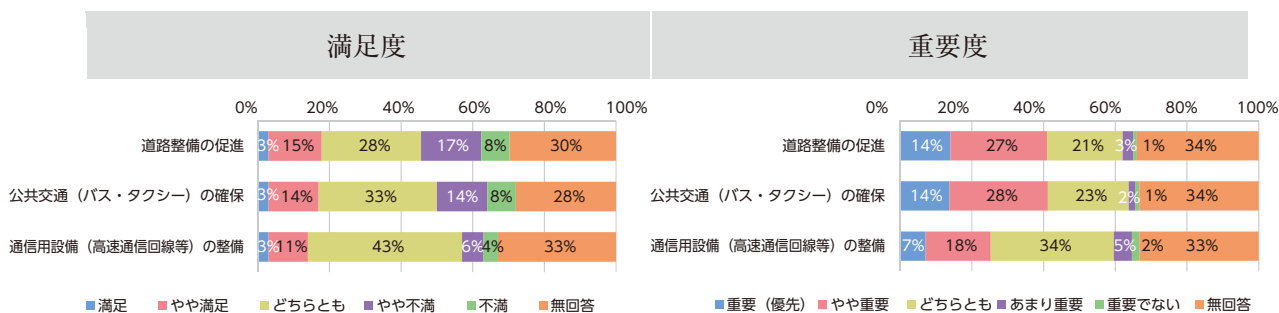
産業・観光の振興について

産業、観光分野については、各項目とも「不満」「やや不満」の回答が、「満足」「やや満足」の回答を上回っています。今後の重要度としては工業・商業の項目が比較的重要視されています。



交通や通信体系の整備について

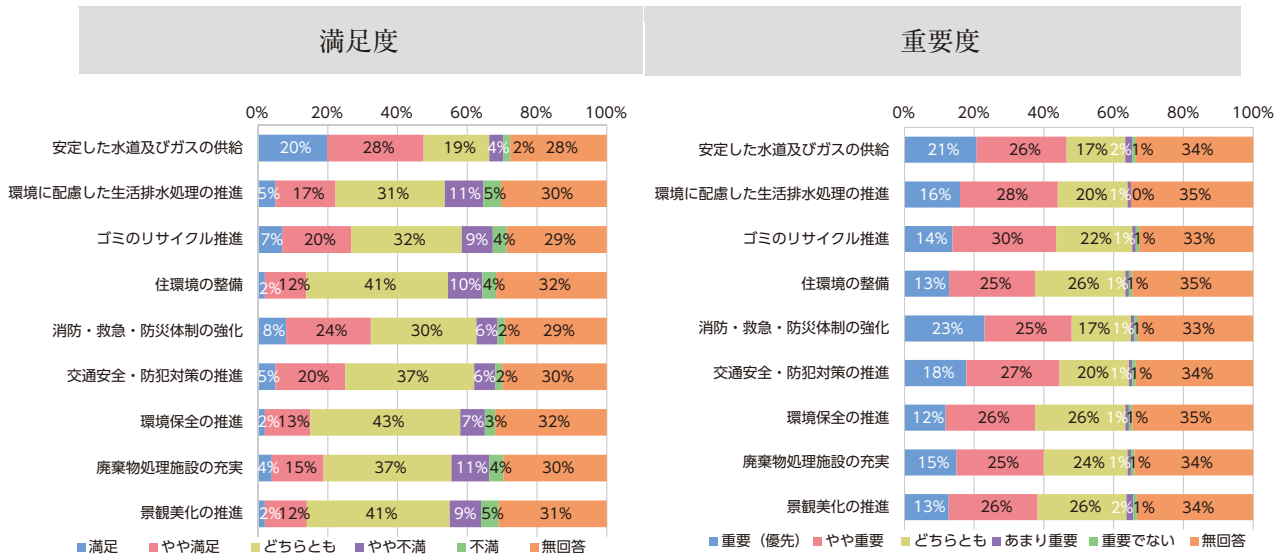
交通・通信分野については、道路整備及び公共交通の項目が比較的重要度の高い分野との回答で示されていますが、両項目とも「不満」「やや不満」の回答が、「満足」「やや満足」の回答を上回っています。





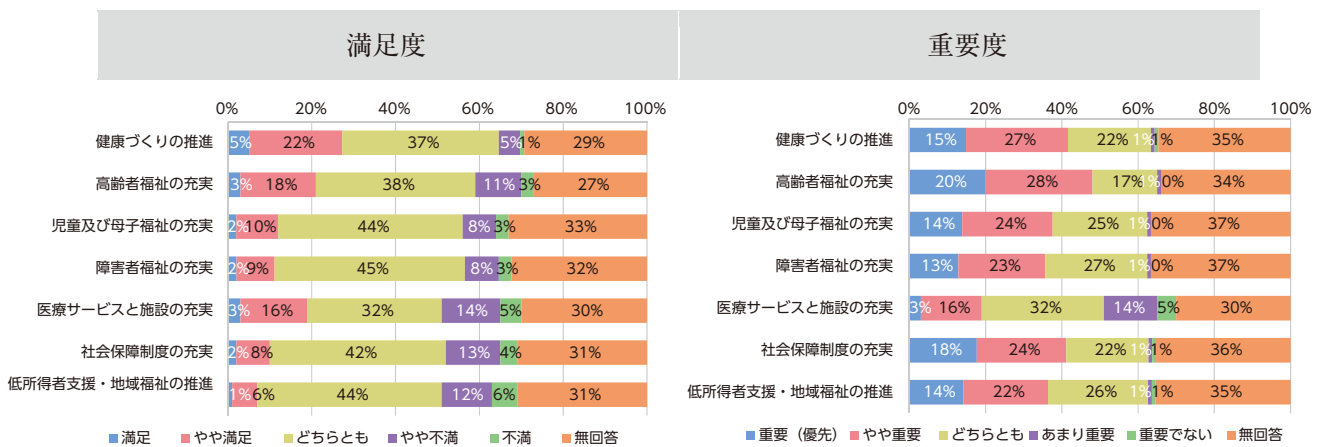
快適な生活環境の形成について

生活環境分野については、水道・ガスのインフラ整備の項目で、満足度が高いことが回答から示されます。各項目とも「満足」「やや満足」の回答が、「不満」「やや不満」の回答よりも多く、他の分野と比べて町民の満足度が高い分野と考えられます。また、今後の重要度については、消防・防災や交通安全・防犯といった分野が比較的重要視されていることが特徴に挙げられます。



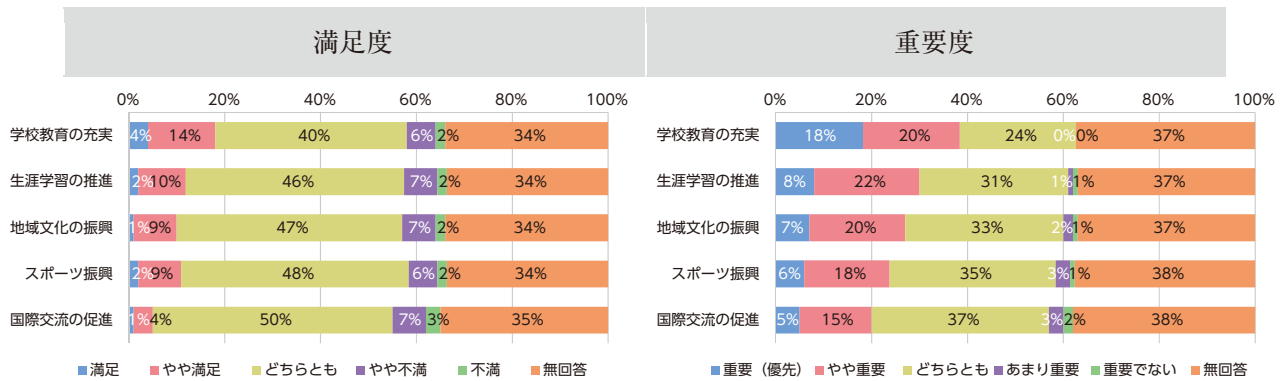
保健・福祉の向上及び医療の確保について

健康・福祉・医療分野については、健康づくり、高齢者福祉、医療サービス・施設の項目で、「満足」「やや満足」の回答が、「不満」「やや不満」を大きく上回っている一方、社会保障制度、低所得者支援・地域福祉の分野は「不満」「やや不満」の回答が他の項目と比べて多く、今後の課題となる分野と考えられます。今後の重要度については、高齢者福祉の項目が重要視されています。



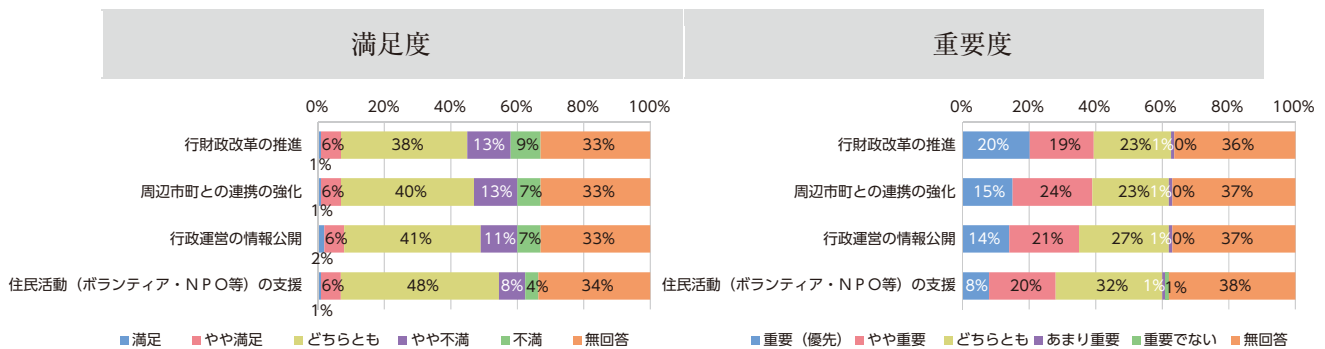
教育及び地域文化の振興について

教育・文化分野については、学校教育の項目で、「満足」「やや満足」の回答が、「不満」「やや不満」を大きく上回っています。学校教育は、今後の重要度においても他の項目と比べて重要視されていることが示されています。



効率的な行財政と町民活動の推進について

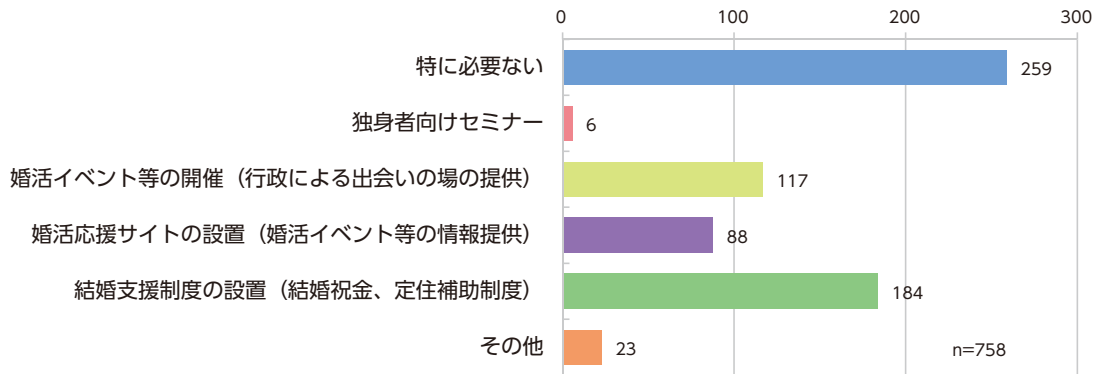
行財政・町民協働分野については、各項目とも「不満」「やや不満」の回答が、「満足」「やや満足」の回答を上回っています。今後の重要度については、行財政や広域連携といった項目が比較的重要視されています。





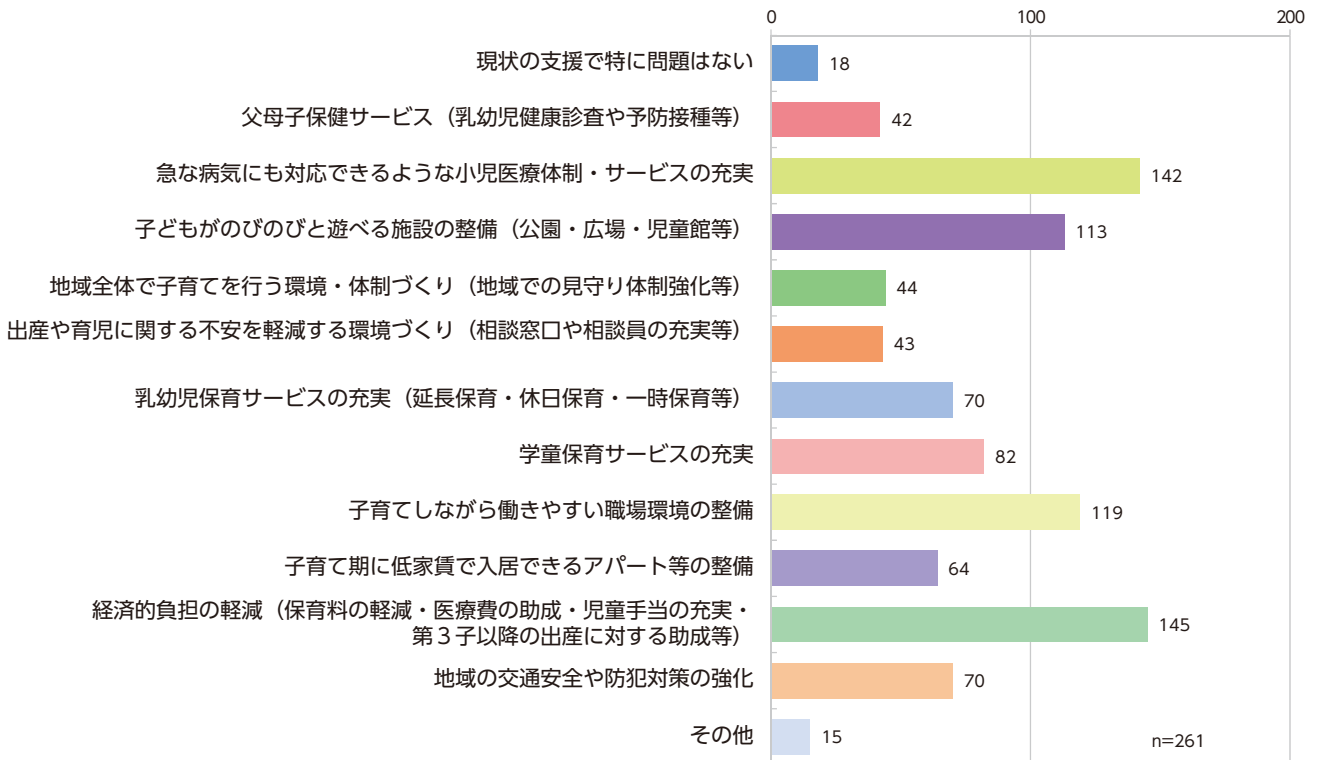
(4) 結婚に関する行政支援のニーズ

「特に必要ない」が259件と最も多く、次いで「結婚支援制度の設置（結婚祝金、定住補助制度）」184件、「婚活イベント等の開催（行政による出会いの場の提供）」117件、「婚活応援サイトの設置（婚活イベント等の情報提供）」88件となっています。



(5) 子育てに関する行政支援のニーズ

「経済的負担の軽減（保育料の軽減・医療費の助成・児童手当の充実・第3子以降の出産に対する助成等）」が145件と最も多く、次いで「急な病気にも対応できるような小児医療体制・サービスの充実」142件、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」119件、「子どもがのびのびと遊べる施設の整備（公園・広場・児童館等）」113件となっています。



第2編

基本構想



第1章 まちづくりの基本目標

① まちづくりの理念



本町は、町民のあり方とまちづくり、自然保護の理念を次のように定め、これを不朽のものとしています。今後ともこれら憲章にある町の姿を実現できるように努めることが求められます。

下仁田町民憲章（昭和60年10月12日制定）

豊かな緑と、清流の美しい郷土に生きる
 わたくしたち下仁田町民は
 先人の偉業を受けつぎ、この町民憲章のもとに
 限らない発展をめざし、力強く前進します。

- 1 わたくしたちは、めぐまれた自然を愛し、「やすらぎのある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、伝統を受けつぎ、教養を深め、「文化の香りたかい町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、お互いに助け合い、「ふれあいのある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、仕事に創意と誇りをもち、「活力のある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、心身ともにすこやかで、「明るく住みよい町」をつくります。

下仁田町民環境保護憲章（平成16年4月1日制定）

わたくしたち下仁田町民は
 下仁田町民憲章の理念のもと
 自然と調和した美しい郷土を守ります

- 1 わたくしたちは、美しい自然の恩恵、水と緑の環境を守り育てます
- 1 わたくしたちは、水源の町としての誇りを忘れず、環境美化・緑化に努めます
- 1 わたくしたちは、資源を大切に、率先してごみの減量化に努めます
- 1 わたくしたちは、自然環境に最大限配慮し、快適で安全に暮らせる町をつくります
- 1 わたくしたちは、みんなの知恵と努力で資源循環型社会を築き、夢と希望のある町をつくります



2 まちづくりの主要課題

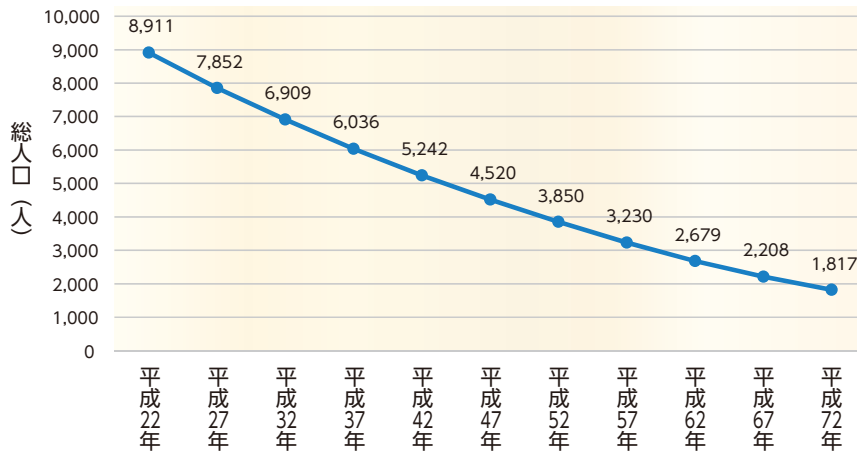


深刻化する人口減少と少子高齢化が各政策分野における課題に

本町の人口動態（自然増減・社会増減）を見ると、出生・死亡の動きにおいては、出生数を死亡数が上回る「自然減」の状態が、さらに転入・転出においては、転入数を転出数が上回る「社会減」の状態が長く続いています。そのため、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計では、今後、本町の人口減少の度合いは深刻化すると示されており、総人口は、平成32年には約6,900人、平成52年には約3,800人、平成72年には約1,800人と推計されています。

そのため、本計画において、人口減少および少子高齢化は町の最も取り組むべき課題として挙げられます。

図：総人口の推移（推計） [出典：国立社会保障・人口問題研究所推計]



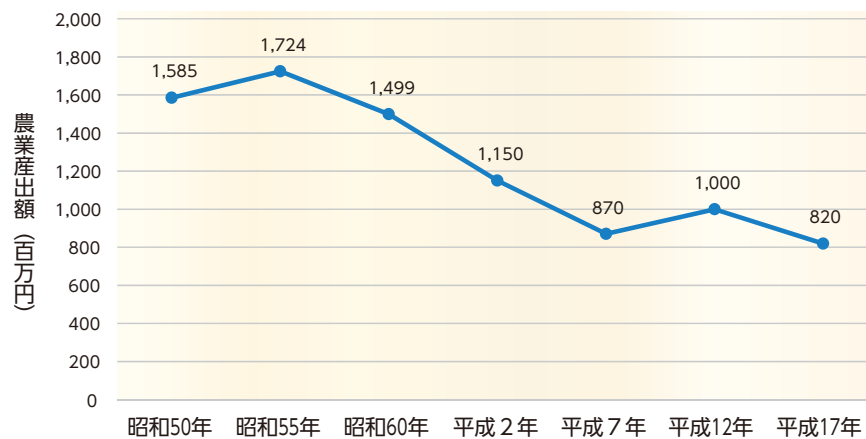
また、少子高齢化の問題は、人口減少のみならず本町の様々な分野に影響を与えるものと考えられ、各分野での対策が求められる点も挙げられます。



各政策分野への影響（1）産業・経済分野

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、農業・観光業を中心とした産業の発展が期待されています。しかし、その中で農業については、昭和55年以降農業産出額が大きく減少しており、大きな改善策が必要です。

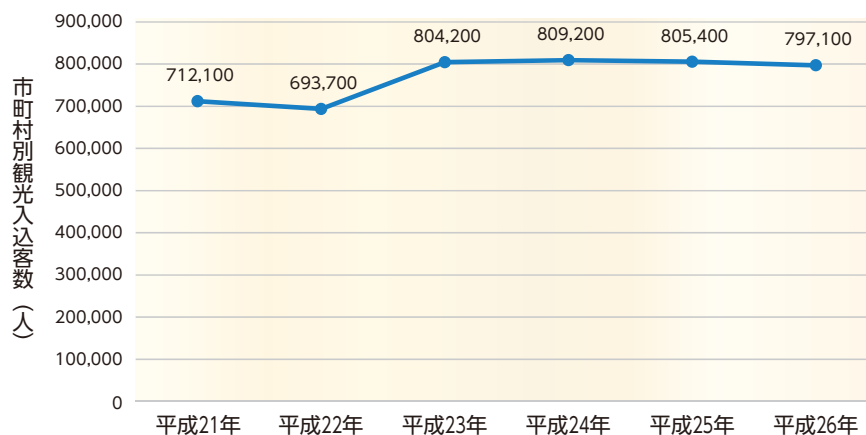
図：農業産出額の推移 [出典：農林水産省『生産農業所得統計』]



また、農業と並んで本町の中心産業である林業においても、森林の保護やその活用における林業従事者数は減少傾向を辿っており、森林の整備をはじめとした林業の取り組みの継続が難しくなっています。手入れの不足した森林の増加は、林業の衰退のみならず、町民の生活環境にも影響を与える恐れがあります。

さらに、観光産業についても、観光入込客数は、平成21年から平成23年にかけて、増加傾向であったものの、その後は80万人前後で横ばいとなっており、さらなる増加施策が必要です。

図：観光入込客数の推移 [出典：群馬県統計情報提供システム]

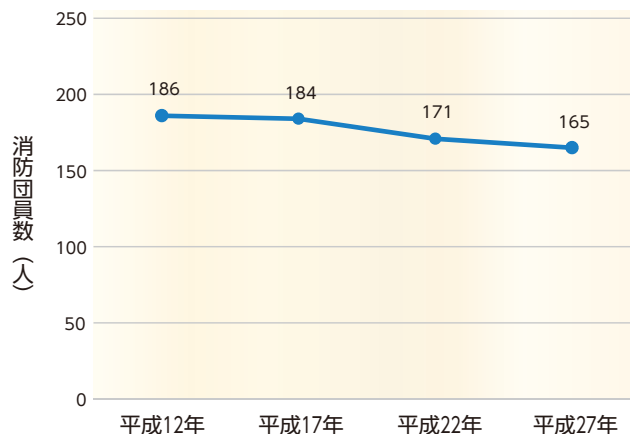




各政策分野への影響（2）生活・防災分野

少子高齢化の影響は、移動・買い物等の日常生活から、自治会等地域活動の運営まで、町民の生活にも影響を与えることとなります。防災分野においても、消防団員数の確保等の問題にも直結します。現に消防団員数は統計を見ると、年々緩やかながら減少していることが示されています。

図：消防団員数の推移 [出典：総務課資料]



さらに、町民の消費生活の分野では、高齢化に伴い、車を持たない、あるいは運転できなくなった高齢者を中心に、買い物に出かけたくても出かけられない、あるいは出ることが非常に困難になるといった日常生活への影響が今後さらに懸念されます。

各政策分野への影響（3）健康・福祉分野

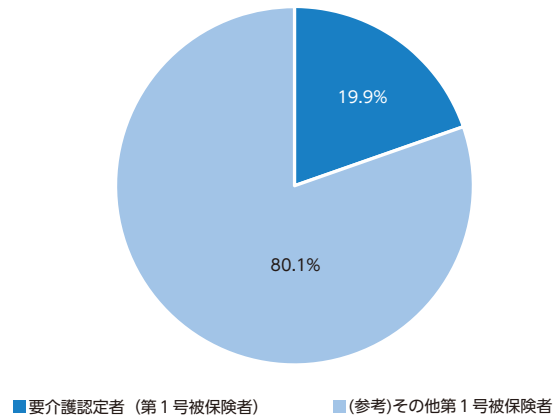
健康・福祉の分野では、まず少子化対策として、子育て環境の充実が課題に挙げられます。「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では生活・育児分野が具体的な施策として掲げられており、平成27年に策定された「下仁田町子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図りながら施策に取り組む必要があります。

さらに、介護の分野では、本町の高齢者における要介護（要支援）認定者の割合を見ると、周辺自治体と比べて決して低い数値ではなく、高齢社会に伴う介護は避けては通れない問題です。近年、医療と介護福祉の連携が注目されるようになりましたが、これまでの治療を中心とした医療から、病気の予防・健康増進あるいは地域での見守り体制の強化に重きをおくことで要介護者数の増加を防ぐことが望まれます。



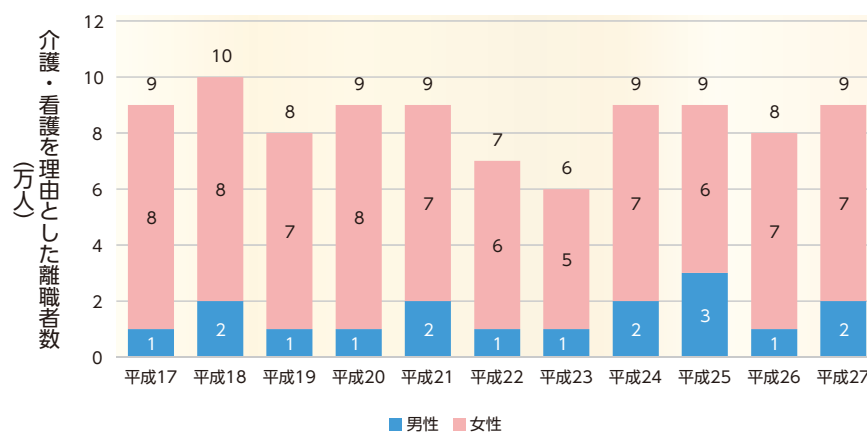
図：要介護（要支援）認定率（平成26年度末現在）

[出典：平成26年度 群馬県介護保険事業状況報告（年報）]



また、介護は、高齢者だけの問題でなく、親の介護のため働きたいのに働けない人たちの増加、介護の家族負担（介護予防・地域全体での支援体制の必要性）といった形でその家族をはじめとした現役世代にも影響を与えます。現に介護離職は、全国で年間10万人近くの雇用喪失を引き起こしています。国は、そうした状況打破のため、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、介護を中心に高齢化社会対策への支援を盛り込みましたが、本町においても介護を中心とした対応策が望まれます。

(参考) 介護離職者数の推移（全国） [出典：総務省労働力調査（詳細集計）]

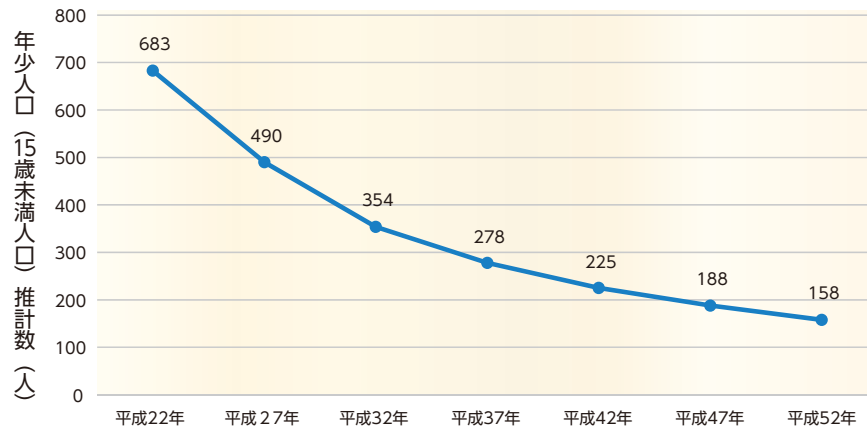




各政策分野への影響（4）教育・文化分野

本町の年少人口の今後の増減度合いを見ると、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、深刻な人口の減少が示されています。子ども数の減少は、小中学校の統廃合、教師の減少等の具体的な影響がでてきています。さらに、子どもの成長においても、例えば子ども数の減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化等により、子どもの社会性が育まれにくくなる等、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

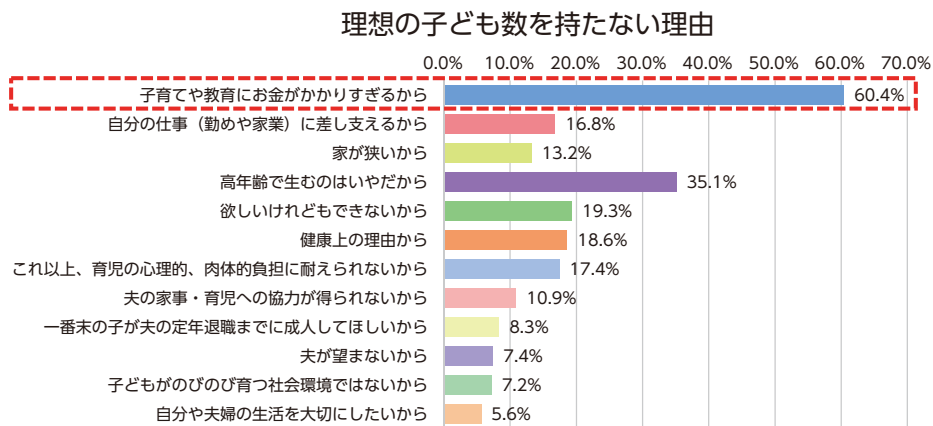
図：年少人口の推移（推計） [出典：国立社会保障・人口問題研究所]



教育分野については近年の教育費の増加のため、子どもの教育費の確保が難しくなり、出産を諦め、それが少子化に拍車をかける問題も取り上げられています。

（参考）理想の子ども数を持たない理由（全国）

[出典：社人研「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査」]



文化分野については、世界遺産「荒船風穴」及び「ジオパーク」は本町の貴重な自然資源であり、また観光の視点からもその活用が望まれています。



各政策分野への影響 (5) 町民協働・行政運営分野

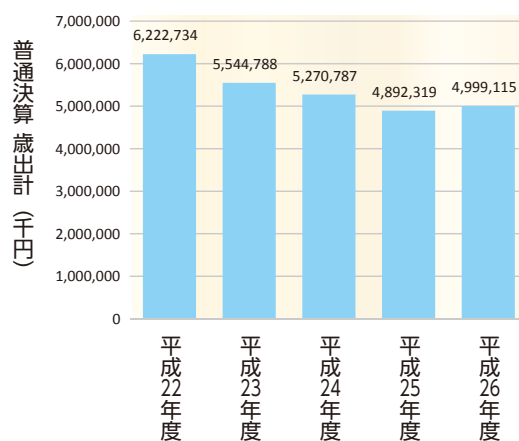
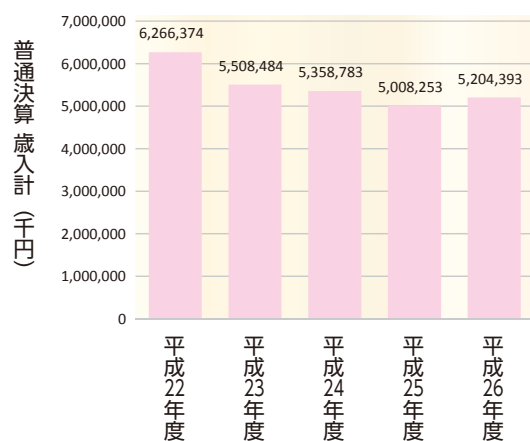
今後の人口減少は、特に行財政分野にも大きな影響を与えます。

まず、町民の高齢化による稼得収入の減少や退職による収入源喪失のため、町税の減少が予想されます。今後の人口減少の度合いによっては、歳入に大きな減少の恐れもあります。

さらに、高齢化の進行や集落の衰退等に伴って、地域の公的サービスへのニーズが変化し、公的医療サービスや介護保険サービス等の需要増加、街のさらなるバリアフリー化、買い物や移動手段等日常生活の支援といった多様な対策を進める必要が生じることが想定されるため、新たな財政需要が発生する可能性があります。

このような状況のなか、行政と町民の協働のまちづくりの推進は、これまで担ってきた役割の全てを担い続けていくことが極めて難しくなる行政においても、また、地域の公共的課題の解決を行政任せにするのではなく、自ら取り組んでいこうとする機運が高まっている町民においても重要となります。

図：行財政の推移 [出典：総務課統計]





3 まちづくりの基本方針



人口減少と少子高齢化に各政策分野一丸で取り組む

これまで述べたように、人口減少と少子高齢化は、町の政策全体に大きく影響を与えることが予想されることから、人口減少対策と少子高齢化対策を町の最重要課題として取り組み、町の将来像と現状の課題を見据えながら、まちづくりの方向性を示す必要があります。

人口減少、少子高齢化対策については、「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも言及されていますが、総合計画においては、子育て、定住促進等の分野に加えて、町の政策全体のさらなる改善により、町民が主役となり、地域に愛着と誇りを持って住み続けたいと思える町民満足度の高いまちづくりを目指します。

以上のことから、町が目指す将来像を次のように定めます。

人が輝き、暮らしが輝き、 未来が輝くまち しもにた

町が目指す将来像の実現のため、産業・経済、生活・防災、健康・福祉、教育・文化、町民協働・行政運営の各分野が一丸となって、「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携し、人口減少と少子高齢化の課題解決に向けた取り組みを進め、「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」の実現を目指します。



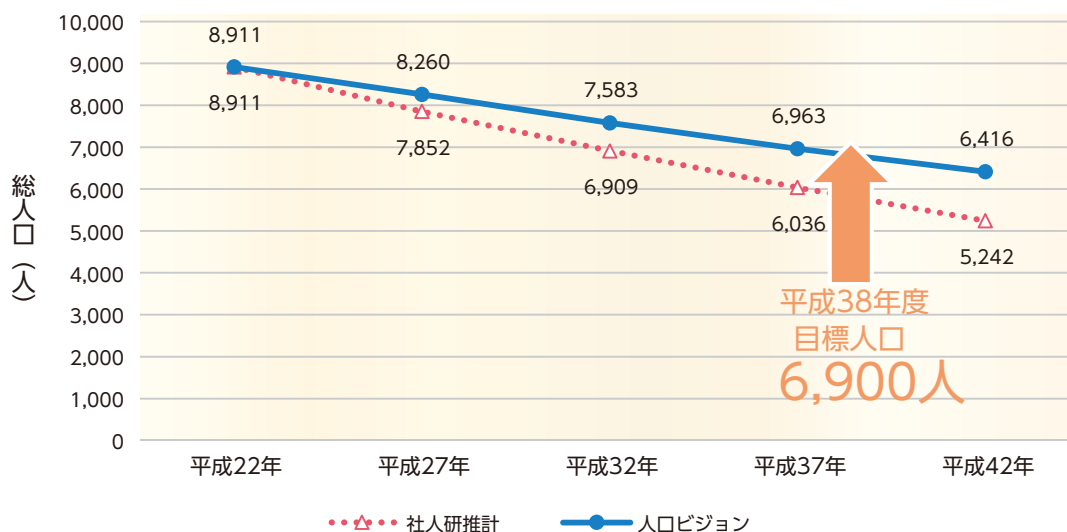
4 まちづくりの主要指標



(1) 将来の目標人口

平成27年度に本町では、人口動態及び社会状況に関するデータの分析から、平成72年までの長期的な人口展望を「下仁田町人口ビジョン」としてまとめ、その中で、平成37年の目標人口を6,963人、平成42年を6,416人と決めました。この目標数値を踏まえ、本計画における目標人口を以下のとおりに設定します。

平成38年度目標人口 6,900人



(2) 将来の目標世帯数

本町の世帯数は、人口ほど大きな変動こそありませんが、核家族化の進行等の影響から一世帯あたりの人員は減少しています。今後、ファミリー層を含めた移住・定住促進を続けることにより、一世帯あたりの人数2.50人、将来の目標世帯数2,760世帯を目指します。

平成38年度目標世帯数 2,760世帯 (一世帯あたり2.50人)



第2章 分野別のまちづくり構想

1 地域資源を活かした活力あふれるまちづくり



産業・経済の振興

基本方針

町の産業経済を支える人材の育成・確保に向け、若者が定住するための条件を整備するとともに、各産業で柔軟かつ戦略的に事業展開できる経営体制の充実を図るための支援を行い、地域内経済を支える基盤づくりに取り組みます。

また、山村が持つ豊かな地域資源の活用により、地域産業の総合的な振興策を講じ、経済の活性化と持続力を備えた生活圏域の形成を目指します。

1 農林業の振興

- 下仁田ブランドをはじめとした地域資源を活用し、6次産業化を推進します。
- 農林業の生産基盤を強化し、生産性を高めます。
- 認定農業者、新規就農者、地域おこし協力隊等の新たな農業の担い手の育成と確保を図ります。
- 土地改良事業を活用し耕作放棄地対策を推進します。
- 管理計画に基づき、有害鳥獣対策を推進します。
- 森林整備等により災害に強い森林づくりを行います。
- 持続経営可能な森林づくりの実現を目指します。
- 地域産材の活用を推進します。
- 特用林産物を振興します。
- 緑化整備対策として、住民参加型の緑化活動を推進します。
- 森林の多目的利用として、森林を身近に親しむ機会をつくります。

2 商工業の振興

- 融資や販路拡大をはじめとした企業の支援を行います。
- 企業誘致を積極的に行います。
- 商店の販路拡大や人材育成をはじめとした経営の支援を行います。
- 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを行います。



3 観光の振興

- 「道の駅しもにた」をはじめとした観光拠点の整備を図ります。
- 観光地のルート化やレクリエーション施設の整備等、国内旅行者及び外国人旅行者を視野に入れた観光振興を推進します。
- 紙媒体やインターネット、マスメディア等による観光PRの充実を図ります。
- 観光資源の発掘を行い、まちの観光の活性化を図ります。
- 観光協会を中心に、行政から自立した仕組みづくりを進めます。

4 しごとの創造

- 町民の雇用の促進に向けた取り組みを図ります。
- 地域おこし協力隊等の起業支援等、町内での創業者を増やす取り組みを強化します。
- 労働環境を整備し、労働力確保を目指します。





2 自然と調和し、安心・安全に暮らせるまちづくり



生活・防災の向上

基本方針

町の豊かな自然を守り、だれもが快適に生活できるよう、道路や公共交通等を整備し、生活の利便性向上を図るとともに、環境や景観に配慮した循環型社会の形成に取り組めます。さらに、住環境をはじめ、総合的な生活環境の整備を推進し、移住定住を促進します。

また、日常生活を脅かす犯罪や災害において地域コミュニティとの連携を密にして、防犯・防災に強いまちづくりを目指します。

1 道路網の整備

- 日常生活に密着した町道や農林道の整備を図ります。
- 橋梁を整備し、長寿命化を図ります。
- 道路・橋梁の管理を地域協働で推進します。

2 公共交通の確保

- 上信電鉄の運行を支援し、本町への乗り入れを継続します。
- 地形や地域性に合った地域住民の移動手段を引き続き確保します。

3 水道及びガスの供給

- 清浄な生活用水を安定して給水できるよう水道整備を図ります。
- 水道料金の適正化を図り、水道事業経営の健全化に努めます。
- ガス供給の充実を図り、安定供給に継続して取り組めます。
- ガス料金の適正化を図り、計画的なガス事業経営を推進します。

4 循環型社会の形成

- 循環型エネルギーの利用を推進し、循環型社会の構築を目指します。
- 省エネルギー促進により、温室効果ガス排出削減に努めます。
- ごみの減量化を促進し、自然環境への負担軽減を図ります。
- 廃棄物処理施設の適切な運営に努めます。
- 浄化槽の整備を推進し、河川の水質保全を図ります。
- し尿処理施設の適切な運営に努め、維持管理を行います。



5 住環境の整備

- 優良宅地の供給に積極的に取り組み、安全で快適なまちづくりを推進します。
- ニーズに合った公営住宅の建設・整備を図り、新たな定住を促進します。
- 空家の利活用を推進し、町内外の定住希望者の斡旋を促進します。
- 公園の維持管理を徹底し、公園・緑地の整備を推進します。
- 街灯維持管理を引き続き行い、安心安全で快適に暮らせる環境づくりに努めます。

6 消防・防災体制の強化

- 消防団の充実を図り、地域における自主防災組織づくりを促進します。
- 消防設備の充実を図ります。
- 消防体制の強化を図り、より迅速な対応を目指します。
- 防災対策を推進し、危機管理体制の整備を図ります。

7 交通安全・防犯対策の推進

- 交通安全対策の強化を図り、交通事故防止に取り組めます。
- 防犯対策を推進し、地域ぐるみの防犯体制の確立を目指します。

8 自然環境の保全

- 町民及び事業者が協力して環境の保全を図り、美しいふるさとを守り続けます。
- 環境に対する町民一人ひとりの意識の高揚を図ります。

9 生活環境の維持・保全

- 増加する空家・危険家屋対策を推進します。
- 捨て犬・捨て猫・動物の事故防止等により、死骸発生数の減少を目指します。
- 景観の美化を進め、景観に配慮したまちづくりを推進します。
- 明るく美しい町のイメージの改善・保持に取り組めます。

10 消費生活の安定

- 行政、商工会、企業が協力し、買い物弱者に対する支援体制づくりに取り組めます。



3 だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり



健康・福祉の充実

基本方針

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、日頃から病気になりにくい体を作るための疾病予防などの健康づくり、子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、町民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支えあう福祉活動を促進するとともに、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

「健康寿命」の延伸に重点を置き、定期的な健診や医療受診による健康管理、日頃からの適切な生活習慣の定着に向けた保健予防活動に取り組みます。

1 子育て環境の充実

- 子育ての支援の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 生活環境の整備や結婚支援等の少子化対策を行います。
- 子どもの“生きる力、豊かな心、健やかな体”の育成を推進します。

2 健康づくりの推進

- 特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診を推進します。
- 町民の健康意識を高め、だれもが健康で元気に暮らせるまちづくりを推進します。
- 母子保健を推進し、一貫した母子保健体制づくりに努めます。

3 高齢者福祉の充実

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者の自立した生活づくりを支援します。
- いきいきとした健康づくりを推進し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 地域支援事業の充実を図り、介護の家族負担緩和を目指します。
- 高齢者の活躍の場を充実させ、生きがいのある福祉のまちづくりを目指します。

4 ひとり親家庭の福祉の充実

- 総合的な子育て施策のほか、ひとり親家庭の事情やニーズを考慮した取り組みを推進します。



5 障がい者福祉の充実

- 障がい福祉サービスを充実し、障がい者にやさしいまちづくりを目指します。
- 自立支援と社会参加のための支援体制づくりを目指し、社会参加のための環境整備を推進します。

6 医療・救急体制の充実

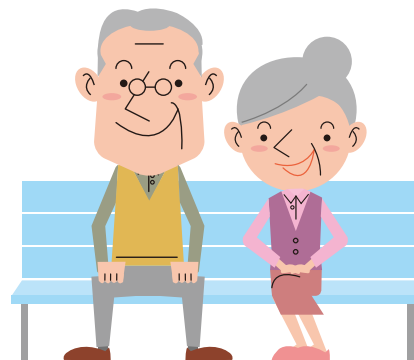
- 町内医療機関の医療サービスの充実を図り、安全管理と医療サービスの向上を支援します。
- 保健・福祉との連携強化を図り、健康管理から医療、介護まで一貫した体制づくりを推進します。
- 救急体制の強化を図り、対応処理の迅速化に努めます。

7 社会保障制度の充実

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の充実を図ります。
- 福祉医療費助成の対象者拡大を目指します。
- 介護保険制度の安定した運営を図ります。
- 国民年金の普及啓発を図り、受給権の確保に努めます。

8 地域福祉の推進

- 経済的に不利な状況にある人を対象に低所得者支援を図ります。
- 地域福祉の推進を図り、町民が相互に助け合い、心が通うまちづくりを推進します。
- バリアフリー化を促進し、高齢者や障がい者の社会参加を推進します。





4 地域に愛着と誇りを持ち、未来を拓く人を育むまちづくり



教育・文化の高揚

基本方針

「下仁田町の教育に関する基本理念・基本方針」及び「下仁田町教育大綱」に沿った学校教育の推進に努め、新たな時代を切り開き、たくましく生きるための基礎を身に付けることができるよう取り組みます。

生きがいを感じて充実した人生を送ることができるよう、多様なニーズに応じた生涯学習や生涯を通じたスポーツ活動の推進、感受性豊かな文化・芸術の担い手育成に努めます。

また、地域文化の継承に努め、下仁田ジオパークと世界文化遺産である荒船風穴等の地域文化財の保存、活用を図り、地域学習を通して地域に愛着を持てる教育と地域の活性化に取り組みます。

1 学校教育の充実

- 思いやりを郷土愛を育む教育を推進するとともに、地域学習やICT活用・外国語教育等の充実を図り、社会の変化にも対応できる子どもの育成に努めます。
- 教職員の資質向上、児童・生徒の心のケア、スクールバス運行等教育環境の充実を図ります。
- 学校施設・設備の拡充を図ります。

2 生涯学習の推進

- 生涯学習環境を整備し、豊かで楽しい学習機会の確保に努めます。
- 活動団体の支援や普及啓発等、生涯学習の活性化を行います。
- 社会教育活動の充実を図り、児童・生徒の学校外活動を支援します。

3 地域文化の振興

- 文化財の保存を推進し、地域で培われてきた古き良き歴史や文化の保存・伝承に努めます。
- 学校教育・社会教育活動をはじめとした各分野への文化財の活用を推進します。
- 町内の文化活動を支援し、町民の歴史・文化への意識高揚を促進します。

4 スポーツの振興

- スポーツ関連施設の充実を図ります。
- スポーツ大会の実施等、生涯スポーツの振興に努め、健康で元気な町民の育成を図ります。
- スポーツ団体・指導者の育成と強化を図ります。



5 世界遺産の保存と活用

- 荒船風穴の世界遺産史跡の保存、整備を推進します。
- 町内外の学校生徒や教育関係者等に世界遺産史跡及びガイダンス施設である下仁田町歴史館を活用し、地域学習ができるよう促進します。

6 ジオパークの研究と活用

- ジオサイトの地域素材としての活用や整備、PR及び情報発信、防災・減災への意識高揚、質の高いジオツーリズムの構築等に取り組み、ジオパークの推進を図ります。
- 自然史館の運営について、より魅力的な施設となるよう充実を図ります。





5 町民とともに歩み、協働と連携で創るまちづくり



町民協働・行政運営効率化

基本方針

町民満足度の高いまちの実現に向け、町民と行政が互いの役割と責任を自覚し、町民活動団体や企業等と連携を進め、町民協働によるまちづくりを推進します。

また、地方分権の進展や少子高齢化等の社会変化に伴う町民ニーズに対応し、広域連携の検討や町民の視点に立った効率のよい行政運営に取り組みます。

1 町民協働のまちづくりの推進

- 地域共同社会を推進し、町民が主役のまちづくりに取り組みます。

2 効率的行政運営

- 行財政の改革を推進し、効率的な事務処理の確立と職員の資質向上に努めます。
- 行政手続きの効率化を推進し、経費の削減と財政基盤の強化に努めます。
- 行政サービスの充実を図り、適正・迅速・便利なサービスづくりに努めます。
- 研修等を通じて、職員の人材の育成を図ります。

3 広域連携の強化

- 円滑な広域的な事務事業を推進し、より効率的な事務に努めます。
- 近隣市町村との連携を強化し、諸課題に対して協働して取り組みます。

4 開かれた行政の運営

- 広報・広聴活動を充実し、地域に開かれた行政を推進します。
- 議会運営について、議会の中継等により開かれた運営を目指します。

5 集落再編とコミュニティの維持

- 集落再編とコミュニティの維持のため、将来的な行政区再編をはじめとした取り組みを検討します。

第3編

基本計画

第1章 地域資源を活かした活力あふれるまちづくり

産業・経済の振興

1 農林業の振興



現状と課題

(1) 農業

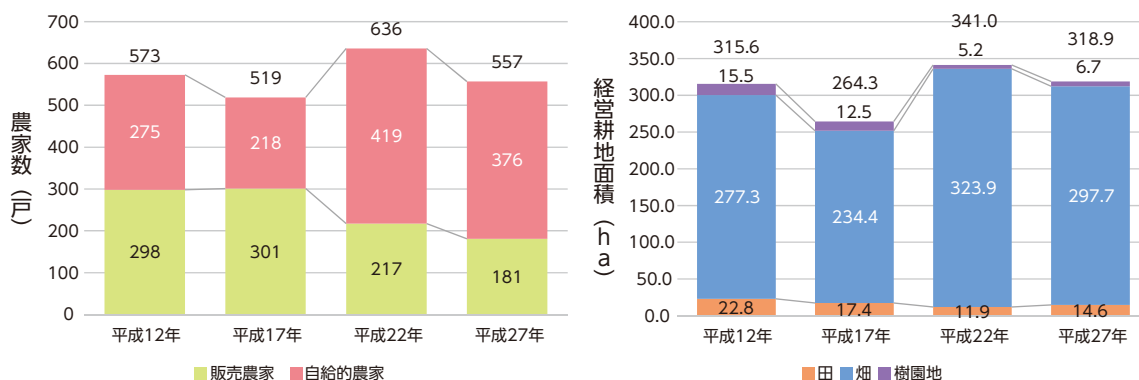
本町の総農家数は、平成27年には販売農家181戸、自給的農家376戸の計557戸となっており、平成12年以降増減を繰り返しながらも緩やかな減少傾向となっています。

農地の大部分は、区画が小さくかつ不整形な中山間地域に位置するため、個々の農家での生産拡大は難しく、農業出荷額は増加の方向に向っていないのが現状です。また、従事者の高齢化や後継者の減少、兼業化が進み、農業の競争力や経営体質などの低下が懸念され、農地の荒廃化、あるいは長年培われてきた生産方法が保たれず、農産物の品質維持に困難が生じる恐れがあります。

こうした状況から、農業経営に対する意欲減退、施設整備や機械化の導入を諦める等の事態を防ぐため、農地の集積・集約化、地元農産物の高付加価値及び生産の効率向上が求められています。農産物の認知度については、下仁田ねぎやこんにゃくは全国的な知名度が高いものの、単体での販路拡大には限界があり、その他の特産物とのパッケージングを含めた農産物全体の付加価値の創出が必要となっています。下仁田ブランドを活かした農業振興は、「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも方向性として示されており、今後のさらなる取り組みが期待されます。

また、野生鳥獣の個体数増加による農作物被害の深刻化・広域化は喫緊の課題となっており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じることが必要です。

図：農家数及び経営耕地面積の推移 [出典：農林業センサス]





(2) 林業

林業産出額は、木材の輸入自由化以降の安価で安定供給な外国産材の需要の高まりを背景に、国全体で昭和55年をピークに減少傾向が続いています。林業の衰退傾向は群馬県も例外ではなく、平成12年には約136億円だった県の林業生産額は平成26年には約72億円まで減少しています。本町においても、林業の衰退は深刻化しており、林業従事者の高齢化や新規就労者の減少に伴う森林整備の担い手不足により、森林整備が行き届かず、荒廃森林の増加が課題となっています。このことにより、本来森林が有する土砂流出の防止・水源の涵養・地球温暖化の防止といった、私たちが安全で快適な生活をおくるために不可欠な公益的機能の低下を招き、自然災害時における周辺集落への被害拡大が懸念されます。

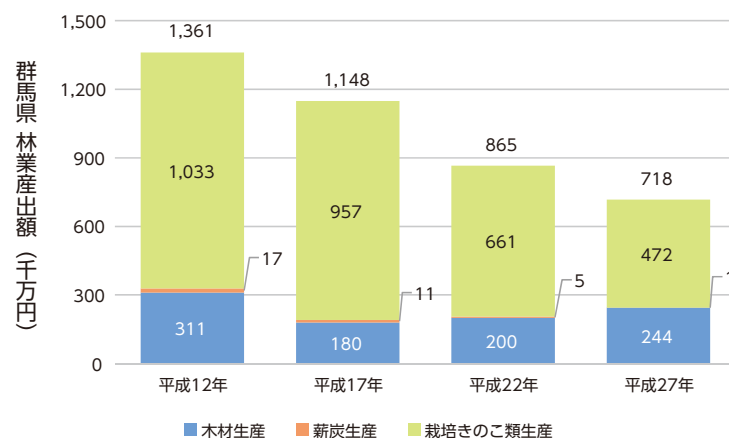
林業経営においては、伐期を迎えた人工林の利活用が求められているものの、国産材需要の減少により木材を搬出しても採算が取れない状況が続いていることから、林業経営者の意欲減退、所有者の世代交代に伴う森林境界の不明確化が進むなどの課題が散見されます。

特用林産物においては、東日本大震災を遠因とした放射性物質汚染の影響による消費者の不信感は未だ根強くあることから、モニタリング検査を継続する等栽培管理の徹底や安全確保対策の周知徹底を図ることで、消費意欲の回復に努めることが求められています。

また、多くの町民が豊かな自然環境の重要性を感じている中、環境緑化整備における活動についても、森林や緑の大切さについての普及啓発に努め、住民参加型の活動を展開する必要があります。

図：林業生産額の推移（群馬県）

[出典：農林水産省生産林業所得統計]





町の取り組み

(1) 農業

① 農産物ブランドの確立

- 地域資源を活用した6次産業化の推進を図ります。
- 下仁田ブランドをさらに活かすために、付加価値の創出として地理的表示保護制度登録を目指します。

② 経営基盤の強化

- 農地集積を推進し、担い手の経営発展を支援します。
- 計画的な基盤整備を進め、農地の生産性を高めるための高品質・多収生産の推進を図ります。

③ 農業後継者の育成

- 認定農業者や新規就農者などの担い手に対して、経営規模の拡大や農地の集積を支援するとともに、資金補助制度の活用を促進します。
- 地域おこし協力隊制度等を活用し、新たな農業の担い手の育成と確保を図ります。

④ 耕作放棄地対策

- 土地改良事業を活用し、作業の省力化、機械の共同利用・協業化等を推進します。

⑤ 有害鳥獣対策

- 国・県等の補助金を活用した効果的な侵入防止柵の設置等、研究機関との連携を図り、農地周辺の緩衝帯整備に努めます。
- 県策定の適正管理計画に基づき、有害鳥獣の計画的捕獲・駆除を推進します。
- 猟友会など関係団体と連携し、捕獲者の確保・育成に努めます。



(2) 林業

①災害に強い森林づくり

- 間伐等による森林整備や、皆伐・植林のサイクルによる森林活用の促進を図り、地球温暖化防止等に資する豊かな森林の形成を目指します。
- 「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業」を活用し、森林所有者及び地域住民との協働により、各地域の実情に即した森林の整備を推進します。
- 森林の荒廃が進み、治山事業による整備が必要とされる箇所について、被害の発生を未然に防ぐため、積極的な情報の収集に努め、事業主体である県へ事業実施要望を働きかけます。

②林業経営の確立

- 持続経営可能な森林づくりの実現を目指し、路網整備や高性能林業機械の導入支援等を通じ施業集約による低コスト化を図り、林業事業者の体質強化対策に取り組みます。
- 新たな木材需要の創出を目指し、CLT（直交集成板）工法等による木材利用や、未利用間伐材等を活用した木質バイオマスの利用推進に取り組みます。
- 林業の再生に寄与するため、次代を支える人材の確保・育成に意欲ある林業経営者の取り組みを支援します。

③地域産材の活用

- 地域産材の需要拡大を図るため、「ぐんまの木で家づくり支援事業」等の取り組みを推進します。
- 公共建築物等の建設及び改修にあたり、積極的に地域産材を活用します。

④特用林産物の振興

- 林産物生産・出荷に係る機械導入に対する支援等を通じ生産振興を図り、同時に放射性物質に対する安全確保対策を推進します。

⑤緑化整備対策

- 住民参加型の緑化運動を推進するため、広報活動等情報発信に努めます。

⑥森林の多目的利用

- 次代を担う子どもたちに、森林を身近に親しむ機会を増やします。

2 商工業の振興



現状と課題

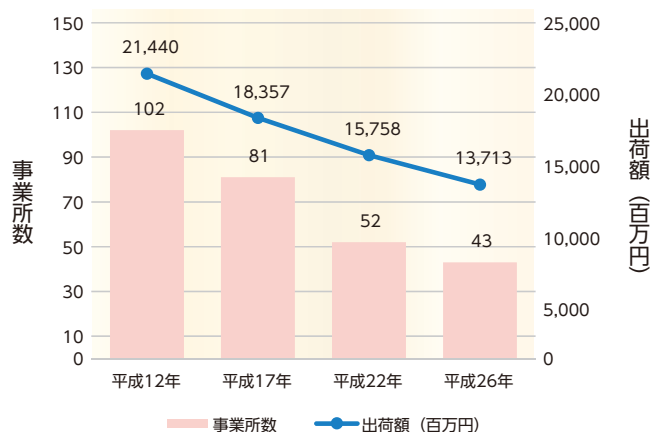
(1) 工業

本町における工業は、こんにやく芋を原料とした精粉業・食品製造業が主要なものとなっているほか、建設業やプラスチック製品、電子部品等の製造業、木材加工業等から成り立っています。しかしながら、工業統計を見ると、本町の事業所数は、平成12年の102事業所から平成26年には43事業所と半数以下となっており、工業出荷額についても平成12年の約214億円から減少が続き、平成26年には約137億円となっています。さらに、事業所の多くは従業員が少ない小さな経営規模であることから、経営や雇用の面で不安定であるという課題を抱えています。

企業支援については、これまで制度融資による金銭面での支援を行ってきましたが、消費者の需要に対応した商品開発や技術の向上が図れるように、事業所設備の近代化や経営の健全化を支援していくなど、様々な視点から産業全般を押し上げていくことが必要です。

企業誘致については、首都圏へのアクセスにも有効な高速道路のインターチェンジがあるものの、企業に有利な条件で提供できる工業団地のような土地がないことや給水の問題等、誘致に向けては解決すべき課題があります。

図：工業の推移 [出典：工業統計調査]

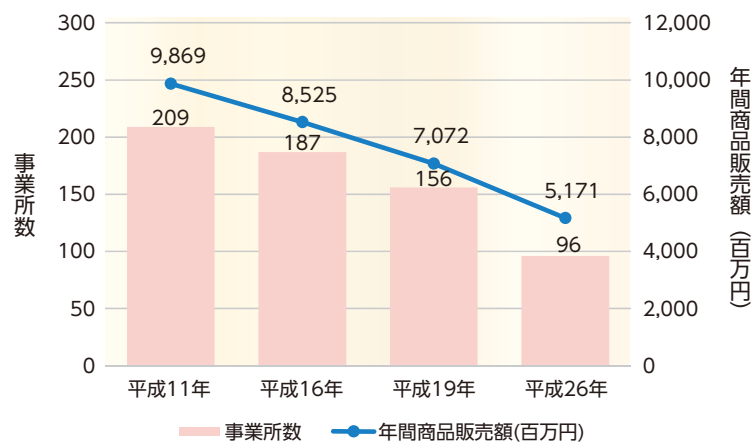




(2) 商業

本町の商業については、町内をはじめ南牧村、上野村を商圏とした小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等から成り立っています。しかしながら、過疎化の進行とともに店舗数も減少し、町内には閉店している店舗が目立つようになりました。商業統計を見ると、本町の商品販売額についても平成16年の約85億円から減少が続き、平成26年には約51億円となっています。さらに近年では、インターネットの普及による通信販売、近郊大型店への購買志向、自家用車でのレジャー的買い物志向などにより客足が遠のき、商店経営は一段と厳しくなっています。このため、商店の経営悪化、後継者不足が深刻化し、今後さらに閉店する店舗が増えることが予想されることから商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、閉店した空き店舗を活用していくことが重要です。

図：商業の推移 [出典：商業統計調査]



町の取り組み

(1) 工業

① 企業支援

- ・ 町単独融資の継続と県制度融資の活用推進を図り、企業経営の支援をします。
- ・ 企業の販路拡大に向けた取り組みを支援します。

② 企業誘致の促進

- ・ 倉庫やサーバーセンター等の積極的な誘致を行います。



(2) 商業

① 経営支援

- 商店の販路拡大に向けた取り組みを支援します。
- 後継者の人材育成を支援します。

② 魅力ある商店街づくり

- 商工会等商業団体の育成を図り、事業活動を支援します。
- 景観整備等、地域の特色を活かした商店街の活性化を進め、魅力ある商品を扱う店舗が増えるように努めます。
- 観光施策とリンクさせた商店街振興策の創意工夫を図り、町外からの交流人口増加を目指します。
- 空き店舗の積極的な活用に取り組みます。





3 観光の振興



現状と課題

本町は、妙義荒船佐久高原国定公園の東玄関に位置し、妙義山中之岳、神津牧場や荒船山等の四季の変化に富んだ自然の観光資源に恵まれています。その中でも、荒船風穴は平成26年に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として世界遺産に登録されました。

年間の観光入込客は、生活水準の向上等を背景とした余暇時間の増大に伴い、昭和の後半から着実な伸びを示してきました。しかし、観光客は主に日帰りや、通過型が多くなっており、観光産業における大きな課題となっています。こうした状況を受け、本町では「観光振興ビジョン」及び「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」内に「豊かな自然環境を活かした観光振興」を方向性に掲げ、さらにDMO^{*2}（観光地経営の視点に立って観光地域づくりを行う組織）を中心に町全体で観光振興を推進しています。

今後の観光振興において、まず観光施設の将来的な活用方法を計画し、今後の施設整備・維持管理を進める必要があります。その中でも既存施設の老朽化に対する改修、赤字施設への対応が急務な課題となっており、構造的に赤字となる施設等の廃止検討、各施設や公衆用トイレの設置の見直し及び補修の対応が必要となります。

また、「道の駅しもにた」については、平成27年度に重点道の駅に選定され、今後は地域全体の「小さな拠点」として多様な機能を強化させ、利用者や地域の利便性向上を図ることが望まれます。

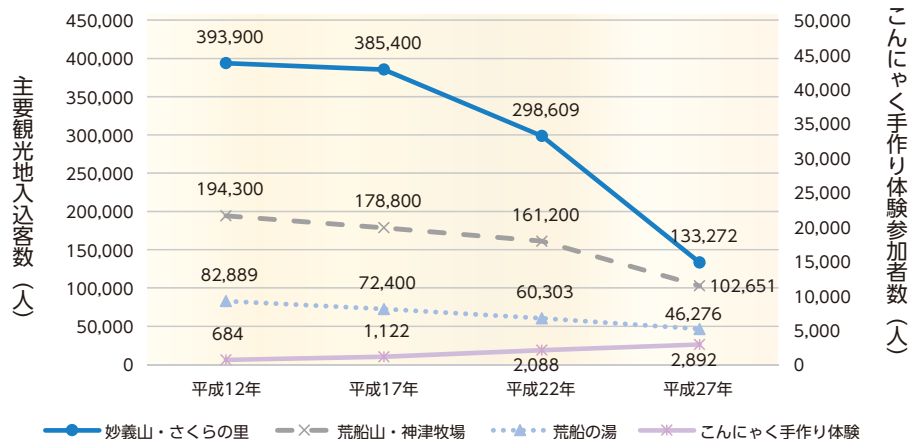
さらに、観光PRについては、インターネットやSNS^{*3}を活用した積極的な情報発信が望まれ、これらについては、新規アプリケーションとの連携や新たな広報媒体の活用など、時代の潮流に合わせた形への対応が急務となっています。今後、PRしていく内容についても町の特色を再度検証し、統一感をもって魅力を発信していくことが必要です。

※2 「Destination Management/Marketing Organization」の略称。観光地域づくりを持続的戦略的に推進し、牽引する専門性の高い組織・機能。

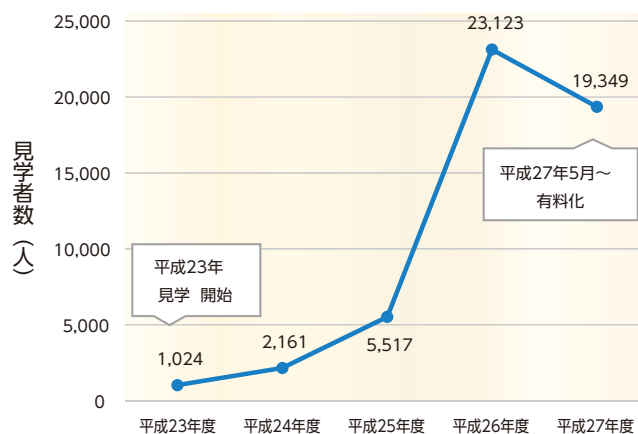
※3 Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。



図：主要観光地の入込客数 [出典：観光課資料]



図：荒船風穴の見学者数 [出典：教育課資料]



町の取り組み

①観光拠点の整備

- 既存施設を最大限に活用する方法を検討し、必要施設は改善し、維持管理等を含め不要な施設は廃止を検討します。
- 「道の駅しもにた」を核とし、観光・商業・農業・福祉など多面性を持った「小さな拠点」として整備を図ります。

②観光振興

- 点在する観光施設や妙義山、荒船山、神津牧場、荒船風穴等の観光地をルート化し、観光客数の増加と滞在時間の延長を図ります。
- こんにやく手づくり等の体験型レクリエーション施設を整備・活用し、特産品のPRに努めます。



- 観光拠点のひとつである「荒船の湯」の魅力を高め、利用者の増加を図ります。
- 飲食店と連携した「食」の町づくりを進めます。
- 国内旅行者の対応に加え、外国人旅行者に向けて外国語表記の案内板の設置やパンフレットの作成及び必要な人材の育成に努めます。

③観光PRの充実

- 観光キャラバン、パンフレット等の紙媒体による観光PRに加え、インターネット媒体、SNS、マスメディア等を積極的に活用し、観光情報の発信に努めます。

④観光資源の発掘

- 観光資源の見直しを行い、まちの観光の特色づくりを行います。
- 歴史文化財等を保存・整備するとともに、町内外にかかわらずネットワーク化を図り、観光資源として活用していきます。
- 各地域の伝統的な芸能・行事の継承活動やまちおこし事業を支援し、観光資源として活用を図ります。
- 森林活用、観光農業、自然活用等の視点から体験型観光を推進します。

⑤DMOへの支援

- 観光協会による稼げる仕組みづくりを進め、将来的に町からの補助金に頼らない体制づくりを行います。





4 しごとの創造



現状と課題

若年層の町民増加を考えるうえで、しごとの確保はまず検討すべき事項であり、平成27年に策定された「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「雇用機会の創出」は基本的な方向性に位置づけられています。しかしながら、本町における従業者数は減少が続いており、工業統計によると平成12年の1,217人から平成26年には604人と半減、また商業統計では、平成16年の690人から平成26年には408人となっています。

就業環境については、町内事業所においても求人はあるものの、応募が少ない状況となっています。このことから町内の求人を知らないといった町民の声もあり、町民へのさらなる情報周知が必要です。

また、町内及び近隣市町村の既存企業への就業以外にも、創業による仕事づくりも選択肢として考えられます。創業支援については、国も取り組みを強化しており、追い風はあるものの、町内の人口が少なく、インターネットなどを使った町外の顧客も視野に入れた事業が求められます。創業・起業については、現在本町において地域おこし協力隊の受け入れを行っていますが、その隊員も本町の潜在的な起業者と考えられるため、任期満了後の起業支援に取り組んでいく必要があります。

町の取り組み

①雇用の促進

- 町内の若者が町で雇用されるような取り組みを行います。

②創業支援

- 創業者を増やす取り組みを強化します。
- 地域おこし協力隊の任期満了後の起業を支援します。

③労働環境の整備

- 企業や商工業者による活動団体を支援するなど、労働力確保を目指した労働環境づくりを進めます。



第2章 自然と調和し、安心・安全に暮らせるまちづくり

生活・防災の向上

1 道路網の整備



現状と課題

生活や産業の発展に必要な道路は、安全で利便性の高い道路が求められており、国道や県道の整備要望とともに、町道及び農林道の整備を今後とも継続していく必要があります。平成5年の上信越自動車道下仁田IC開通以来、多くの自動車が入出するようになり、交通環境は大きく変化しています。

町道は、平成28年3月現在で約344kmの実延長を有し、舗装率は55.3%となっていますが、整備状況は十分とは言えません。既存の町道には路面（舗装）や道路付帯物が劣化している路線が多くありますが、部分的な小規模補修を継続するしかなく、劣化範囲の拡大が懸念されます。また、町道の設置エリアが広範囲であるため道路の現況把握が困難な状況です。さらに、道路に近接した樹木や道路上に出た枝は倒木や通行支障の原因となり、その対応が求められます。

橋梁については、長寿命化を図るため橋梁点検結果の判定により緊急度や利用度が高い橋梁から補修工事を実施していますが、橋梁数が多く、現在は健全な橋であっても補修工事を実施するまでに劣化（老朽化）が進行するため、計画的に整備をしていく必要があります。

図：道路及び橋梁の状況（平成28年3月現在）

[出典：建設ガス水道課・農林商工課資料]

区分	町道 (m)	農道 (m)	林道 (m)	
実延長 (a)	343,768	16,130	68,080	
内訳	舗装済延長 (b)	189,962	10,135	29,342
	改良済延長 (c)	112,765	2,644	19,107
	自動車交通不能延長 (d)	62,334	1,141	0
舗装率 (b)/(a)	55.3%	62.8%	43.1%	
改良率 (c)/(a)	32.8%	16.4%	28.1%	
交通不能率 (d)/(a)	18.1%	7.1%	0.0%	



区分	町道	
	橋数	延長 (m)
全橋梁 (a)	232	3,055
うち永久橋 (b)	217	2,968
うち木橋	15	87
荷重制限橋	3	83
交通不能橋	1	18
永久橋率 (b)/(a)	93.5%	97.2%

町の取り組み

①道路整備

- 地域住民の生活環境の向上と地域産業の発展を促進するため、計画的及び優先的に維持補修を実施し、町道及び農林道の健全化を推進します。
- 国道及び県道の計画的な整備改良を関係機関に積極的に要望し、安全で利便性の高い幹線道整備を図ります。
- 安全対策を最優先として交通安全施設の整備に取り組みます。

②橋梁整備

- 計画的及び優先的に補修工事を継続して実施し、橋梁の長寿命化を図ります。

③道路・橋梁管理

- 道路利用の中心となる周辺住民の協力のもと、道路及び橋梁の安全確保を地域協働で推進します。





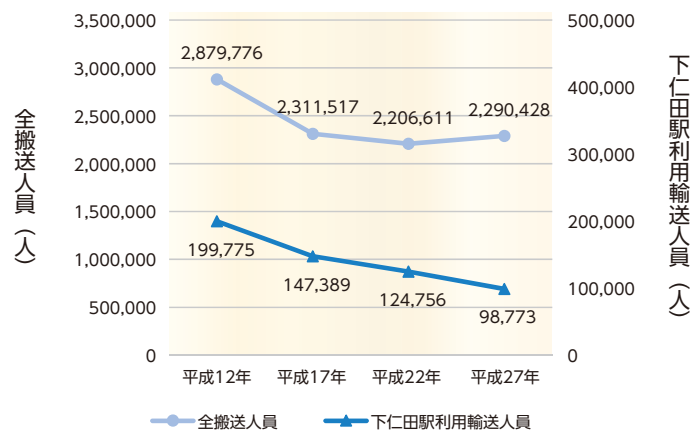
2 公共交通の確保



現状と課題

鉄道については、上信電鉄が高崎～下仁田間を運行しています。学生の通学や高齢者の買い物や通院など、自動車を持たない町民にとって、生活に欠かすことのできない重要な交通機関となっています。しかし、自動車の普及や少子化による通学利用者の減少に伴い、乗客数は減少をたどり、鉄道会社は厳しい経営状況が続いています。そのため、上信電鉄の沿線市町村で協議会を組織し、財政面をはじめ鉄道運行の支援をして公共交通の確保に努めています。路線維持のため、今後も沿線市町村の支援は必要であり、事業者と協力して利用者の増加を促進する対策が必要です。

図：上信電鉄利用者推移 [出典：上信電鉄株式会社資料]

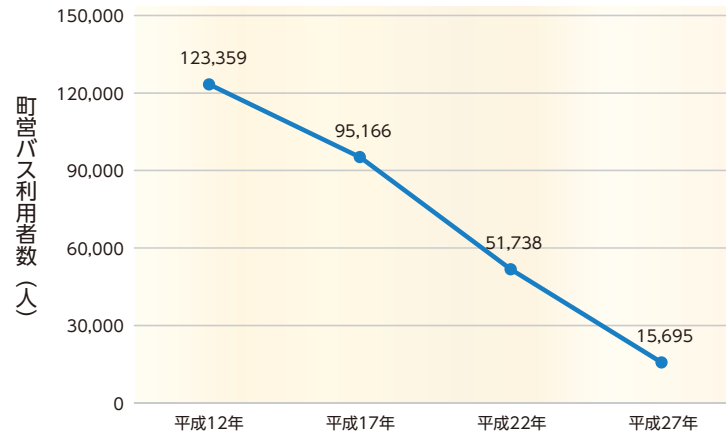


バスについては、現在、朝夕の時間帯にはスクールバスが運行しており、路線バスと同じ停留所を設けて児童生徒以外の一般の方も無料で乗車できる仕組みとなっています。スクールバスが運行していない昼間の時間帯には市町村運営有償運送事業で運行しています。路線は、馬山線、青倉線、中之岳線、市野萱線、初鳥屋線の5路線を運行し、児童生徒の通学や高齢者の通院や買い物など、町民の生活交通として欠かせないものとなっています。

しかし、利用者は年々減少し、それに伴い運賃収入も減少しており、運営は厳しい状況が続いています。町民の生活交通維持のため、利用者のニーズ、地域特性や地形にあった運行形態を検討し、本町にあった効率的な生活交通を確保することが必要です。



図：町営バス利用者数推移 [出典：地域創生課資料]



※平成17年度はスクールバス利用者を除く数値

町の取り組み

① 上信電鉄の運行充実

- 上信電鉄の運行及び駅周辺整備などの支援・協力を推進します。
- 町内利用者の利便性向上のため、上信電鉄及び上信電鉄沿線市町村連絡協議会と協議を行います。
- 上信電鉄が行うイベント等を支援することで利用客の増加を促進します。

② 地域住民の移動手段の確保

- 町民の生活交通を確保し、移動手段としての機能を維持します。
- 町民のニーズに応えた利便性の高い、効率的な運行を推進します。
- 地域特性や地形等を踏まえ、地域性にあった運行形態を検討します。





3 水道及びガスの安定供給



現状と課題

(1) 水道

本町の水道は、昭和29年の創設以来、7次にわたる拡張を行いました。簡易水道・小水道を上水道事業へ統合し、水道事業の効率的な経営と安定供給を進めています。しかしながら、水道施設や水道管の老朽化と漏水による有収率の低下、統合による給水区域・水道施設数の増加による維持管理範囲の拡大、災害、緊急、漏水時の対応等が懸念されます。そのため、計画的な施設整備や維持管理体制の見直しが必要となります。

図:上水道普及の推移 [出典:建設ガス水道課資料]

	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	1日あたり 給水量 (m ³)
平成12年度	2,554	6,374	2,454
平成17年度	2,504	5,929	2,317
平成22年度	2,376	5,330	1,984
平成27年度	3,560	7,690	2,498

※平成27年度に旧簡易水道・小水道を統合 (1,308戸)

図: 水道事業会計年次別決算状況 (収益的収支)

[出典建設ガス水道課資料]

	事業収益 (円、税抜)	事業費用 (円、税抜)	当年度純利益 (円、税抜)
平成12年度	232,949,525	211,341,302	21,608,223
平成17年度	216,451,515	213,052,366	3,399,149
平成22年度	173,051,304	160,782,658	12,268,646
平成27年度	270,974,688	266,258,204	4,716,484

※収益的収支…水道水を届け、料金をいただくという通常の営業に関わる収支

(2) ガス

本町のガス事業は、昭和39年に事業を開始して以来、区域内にガスを供給するとともにガス器具の紹介や販売を行っています。

ガスの供給戸数は、平成27年度で供給区域内戸数1,516戸の内1,307戸、導管延長は36,044m (供給面積11.5km²) となっており、今後も計画的な施設整備、維持管理を行い、さらなる安定供給と安全確保が必要です。

さらに、ガス事業の課題として、小売り全面自由化への対応や民営化の検討も挙げられています。小売全面自由化については、公営企業では料金等の変更には条例改正が必要で、自由化による価格競争への対応が遅くなる懸念があり、また、当町のような小規模な自治体では一般行政事務の他に専門的知識と経営能力を持った人材の育成は難しい状況にあります。民営化の検討については、全国の公営事業者は平成6年には72社、平成16年には47社ありましたが、民間への事業譲渡等により減り続けています。また、平成29年に富岡市が民間への事業譲渡を決定したことによ



り、当町は群馬県内で唯一の公営事業者となり、ガス事業の維持継続は厳しい状況になることが予想されます。

図：ガス供給普及の推移 [出典：建設ガス水道課資料]

	供給戸数(戸)	1日あたりの供給量(m ³)
平成12年度	1,643	3,085
平成17年度	1,561	2,768
平成22年度	1,430	2,551
平成27年度	1,307	2,405

図：ガス事業会計年次別決算状況 [出典：建設ガス水道課資料]

	事業収益 (円、税抜)	事業費用 (円、税抜)	当年度純利益 (円、税抜)
平成12年度	157,467,554	153,298,906	4,168,648
平成17年度	140,703,982	141,913,762	▲1,209,780
平成22年度	133,148,401	134,029,761	▲881,360
平成27年度	165,833,351	149,173,986	16,659,365

町の取り組み

(1) 水道

①水道施設整備

- 計画的な施設整備と老朽化施設の改善に努めます。
- 漏水調査と修繕データ等を基に効果的、効率的に老朽管等の改善を実施し、安定供給に努め、有収率の向上を図ります。
- 町内水道施設（地域水道を含め）の維持管理体制を確立し、安心して安全な水の安定給水に努めます。

②水道事業経営

- 水道料金の適正化を図ることで、水道事業経営の健全化に努めます。

(2) ガス

①ガス供給の充実

- ガスホルダー開放検査を定期的実施します。
- ガス本管・導管の整備や整圧器などの計画的な維持管理を行い、保安の確保及び安定供給に努めるとともに、計画的な入れ替え工事を行います。
- ガス使用者への保安啓発活動を引き続き推進します。
- 職員の保安教育の強化、保安巡回に努めます。

②ガス事業経営

- 低料金供給による計画的ガス事業経営を推進するとともに、民営化を検討します。



4 循環型社会の形成



現状と課題

循環型エネルギー利用については、自動車が町民の一般的な交通手段である本町において、エネルギー利用と環境保護のバランスが課題に挙げられます。化石燃料依存からの脱却のため循環型エネルギー利用の検討のほか、自然エネルギーの使用割合を徐々に高める取り組みなどにより自然環境負荷の少ないまちづくりが求められます。国は平成42年までに二酸化炭素などの温室効果ガス26%削減（平成25年度比）を目標に掲げていますが、本町においても平成21年度～26年度10%削減目標（実績1.6%増加）の現状を踏まえ、平成27年度～32年度5%削減を目標とする「下仁田町等地球温暖化防止実行計画」が新たに策定され、着実な実行が必要です。

また、公共施設以外の町内事業者及び広く町民にも、地球温暖化防止の取り組みについての理解と協力が求められています。

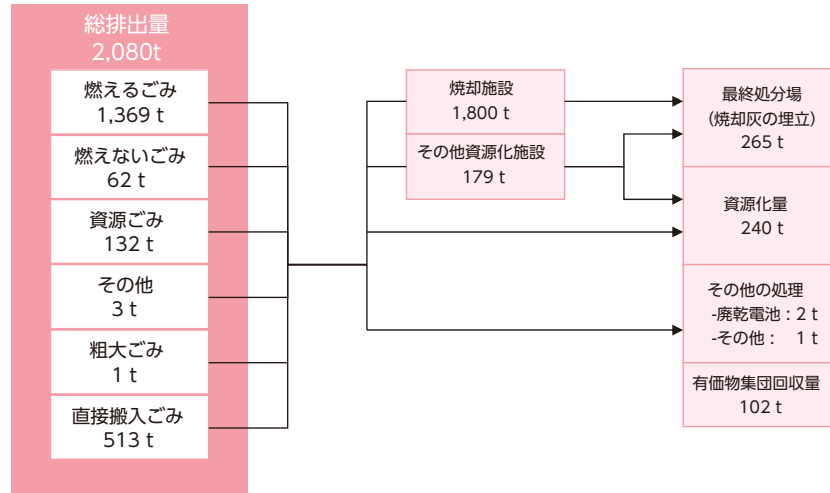
ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理は、南牧村との一部事務組合「甘楽西部環境衛生施設組合」が「分別収集計画」に基づき実施しています。ごみの収集は、ステーション方式で民間委託業者が実施し、同組合の施設に搬入された可燃物は焼却され、資源物はリサイクルしています。し尿・浄化槽汚泥も許可業者により収集運搬され、施設に搬入され適切に処理されています。ごみの収集については、平成12年度から分別収集が開始され、「燃えるごみ」は週1回、「燃えないごみ・資源ごみ」は月1回、「粗大ごみ、乾電池・体温計・蛍光灯」は年2回実施し、ごみステーションは、町内408か所（平成28年現在）に設置されています。

ごみ処理については、現在の一般廃棄物最終処分場「クリーンポケット」の埋め立て期限が平成38年3月までとなっており、新たな処分場の確保が必要となっています。また、昭和63年から稼働している「清掃センター」は延命化工事を実施しましたが、抜本的な更新工事が必要となります。し尿・浄化槽汚泥処理施設「下仁田・南牧クリーンセンター」についても、老朽化した機械設備については、順次更新しているものの、抜本的な更新工事が必要となります。また、人口減少により処理量は減っていますが、公害防止対策のため設備や維持費用が膨大で、町民1人当たりのさらなる費用負担が懸念されます。さらに、国・県では、一般廃棄物の処理の広域化を推進しており、甘楽・富岡地区でも施設の更新時期を迎えていることから、広域化の検討をしています。

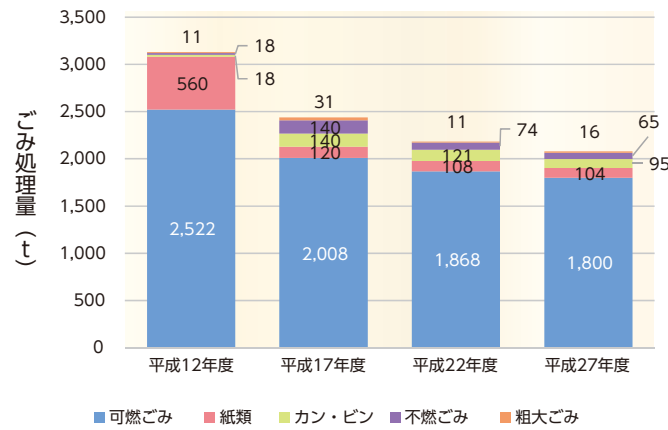
浄化槽については、汲み取り槽や単独浄化槽から、町設置型による合併浄化槽への更新を推進し、河川の水質健全化を図り、自然豊かな水源の町を守ります。



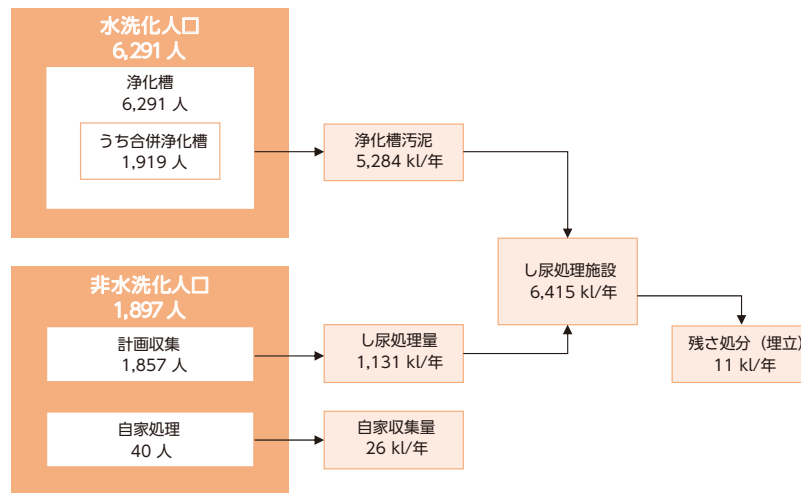
図：ごみ処理量（平成27年度現在） [出典：甘楽西部環境衛生施設組合資料]



図：ごみ処理量の推移 [出典：甘楽西部環境衛生施設組合資料]

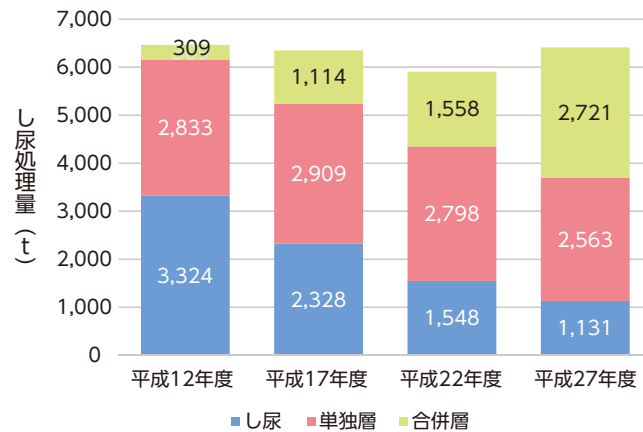


図：し尿処理量（平成27年度現在） [出典：甘楽西部環境衛生施設組合資料]





図：し尿処理量の推移 [出典：甘楽西部環境衛生施設組合資料]



町の取り組み

①循環型エネルギーの利用

- 町の森林資源や自然環境を活かした施策により、循環型社会の構築を目指します。
- 庁用車の電気自動車導入の推進と充電ステーション整備などのクリーンエネルギー転換を推進します。
- 太陽光などの自然エネルギー、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進します。

②省エネルギー促進の取り組み

- 地球温暖化防止実行計画を中心にさらなる節電努力や省エネルギー機器の導入を行います。
- 二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減に向けた意識啓発に取り組みます。
- フロンなどを使用する機器の適正な管理と処理の啓発に努めます。
- 電車やバスなどの公共交通機関の利用を促進する取り組みを行います。

③ごみの減量化

- 資源物のリサイクル活動やごみ分別収集など、ごみ減量化を推進します。
- ごみ減量化につながる補助制度の充実、推進を図ります。
- ごみ分別の細分化を図り、資源の循環型システムを構築する等、自然環境への負担軽減を目指します。
- 3R運動（Reduceリデュース：減らす）（Reuseリユース：再利用）（Recycleリサイクル：再資源化する）運動を推進します。
- ごみの排出量を抑え、環境負荷を減らし、ごみ処理が永続的に行える環境を整備するとともに、町民一人ひとりの意識変革を促進します。



④ 廃棄物処理施設の運営

- 処理施設の維持管理を徹底し、適正な運営に努めます。
- 老朽化施設や設備等の計画的な更新工事を実施します。
- 甘楽・富岡地域の一般廃棄物処理の広域化に向けた協議を関係部署とともに行います。
- 町民や周辺市町村の意向に配慮した取り組みを行い、効率的かつ安全で衛生的な処理により美しい自然と生活環境の保全を図ります。
- 高齢化によるごみ出し対策を検討します。

⑤ 浄化槽整備

- 広報・啓発活動を強化し、市町村設置型の合併浄化槽設置を推進します。
- 設置場所が狭小のため標準の合併浄化槽では設置困難な敷地には小型の高度処理型合併浄化槽を採用し、合併浄化槽の設置を普及して河川の水質保全を図ります。

⑥ し尿処理

- 処理施設の適切な運営に努め、維持管理を引き続き行います。





5 住環境の整備



現状と課題

(1) 住宅の整備

人口流出の防止は町の将来に影響する重要な課題です。その対策として、住環境の整備は定住促進の基礎となることであり、「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「移住者への住宅購入支援」を施策として盛り込んでいることから計画的に整備を進めていかなくてはなりません。

宅地供給については、甘楽郡土地開発公社下仁田町支所が定住促進対策の一環として、昭和56年度から現在までに18カ所145区画の宅地分譲を行ってきました。今後も、さらなる定住者の増加を目指して、宅地の提供を進め、暮らしやすい安全で快適なまちの整備を推進していく必要があります。

公営住宅については、「緑ヶ丘団地」、「しらかば団地」、「吉崎団地」、「東団地」、「下小坂団地」、「大桑原団地」、「スカイハイツ」、「伊勢山下団地」、「下町住宅」、「宮畑住宅」の計10カ所となっています。しかし、建築から年数が経っている公営住宅が多く、老朽化した住宅の管理が課題となっています。

一方、一般住宅については、過疎の進行から空家が増加しています。平成27年度に実施した空家等状況調査の結果、町内に約500件の空家があることが判明しており、空家バンク^{※4}での利活用を促進し、改修補助を進めているものの、想定よりも利活用が困難な空家が多いのが現状です。「固定資産税等の住宅用地特例」を意識し、家屋をそのままにしている所有者が多いこと、さらに相続権利が整理されておらず、所有管理に問題がある物件も多い等、取り組むべき課題が多く見られます。荒廃した空家は景観を損なうとともに防犯・防災の観点からも危険なものとなります。このため、今後とも「空家等利活用支援事業」を継続し、定住を促進する必要があります。

さらに、本町では、空家バンクを設けて、移住定住者へ向けた住まいの紹介を行っています。空家の問合せは多いものの、物件の供給数が少ないのが現状であり、また、都内からの移住者の相談では、住居に加えて雇用の紹介も求められることから、求人情報や子育て情報など移住に関する総合的な相談対応の体制づくりも必要となります。

※4 空家物件情報を自治体のホームページ上などで提供する仕組み。地元の方々から広報誌やホームページなどで空き家情報を広く募集し、移住・交流希望者向けの物件情報として提供する。



図：町営住宅概況 [出典：建設ガス水道課資料]

	緑ヶ丘 団地		しらかば 団地		吉崎 団地		東団地		下小坂 団地	大桑原 団地	スカイ ハイツ
	S47	S48	S54	S55	S57	S59	S62	S63	H13	H13	H6
建築年度	43	42	36	35	33	31	28	27	14	14	21
経過年数	4,442		3,920		2,597		2,195		213.53	246.9	314.88
敷地（駐車場合） （㎡）	2622.57		3638.5		2292.31		2054.5		147.2	139.6	
宅地部分（㎡）	簡易耐火 構造 平屋建		簡易耐火 構造 2階建		木造2階建						中層耐火 鉄骨造 3階建
構造	24		24		16		10		2	2	4
戸数	66	50	83	83	66	100	83	100	100	100	100
入居率（%）	伊勢山下 団地		下町 住宅	宮畑 住宅							
	H22		H23	H25							
建築年度	5		4	2							
経過年数	1397.55		47.33	374.83							
敷地（駐車場合） （㎡）	682.24		44.71	79.47							
宅地部分（㎡）	木造2階建		木造 平屋建								
構造	8		1	3							
戸数	100		100	66							
入居率（%）	<small>※スカイハイツは特定公共賃貸住宅。 下町・宮畑住宅はふるさと定住促進住宅</small>										

(2) その他住環境の整備

町民が快適でゆとりある生活を送るためには、だれもが気軽に集える憩いの場となる公園やレクリエーションやスポーツを楽しめる広場が求められます。本町には豊かな自然に囲まれ学習・体験・交流のできる公園として「ほたる山公園」があり、町内外を問わず利用されていますが、遊具等公園施設の老朽化に伴い、補修が必要となっています。

また、防犯の観点からも暗い時間帯でも安心して暮らせるよう街灯の整備・管理を行い、町民の安全な生活を支えていく必要があります。



町の取り組み

(1) 住宅の整備

① 宅地の供給

- 優良な住宅用地の提供・分譲を引き続き進めます。

② 公営住宅建設・整備

- 時代の変化に合わせて、入居者のニーズにあった公営住宅を建設し、定住を促進します。
- 老朽化した公営住宅は、撤去を検討し、施設の適切な整備管理に努めます。

③ 空家対策及び利活用の推進

- 空家になった初段階から、所有者に利活用を薦めるなど空家にしない対策を推進します。
- 除却（解体や片付け）施策、利活用施策等、総合的に空家の利活用を推進します。
- 空家バンクに登録する空家物件を増加させるとともに、空家以外の空地・倉庫等についても扱えるよう制度整備を検討します。
- 「空家等利活用支援事業」を継続し、町内外の定住希望者に斡旋します。

④ 移住定住対策

- 道の駅に「暮らしの相談窓口」を設け、移住コーディネーターを配置し、移住定住に関する相談等のワンストップ化を図ります。
- 住宅以外にも求人情報をはじめ、様々な移住・定住に関する情報提供をスムーズにできるような体制づくりを推進します。

(2) その他住環境の整備

① 公園管理

- 豊かな自然や景観を活かした公園の環境づくりを推進します。
- 公園の維持管理を徹底することで、公園・緑地の整備を計画的に推進します。
- 老朽化した遊具等公園施設については撤去を検討し、適切な施設管理に努めます。

② 街灯維持管理

- 安心安全で快適に暮らせるよう街灯整備を行います。
- 老朽化した街灯から順にLED電灯への交換を継続的にを行います。

6 消防・防災体制の強化



現状と課題

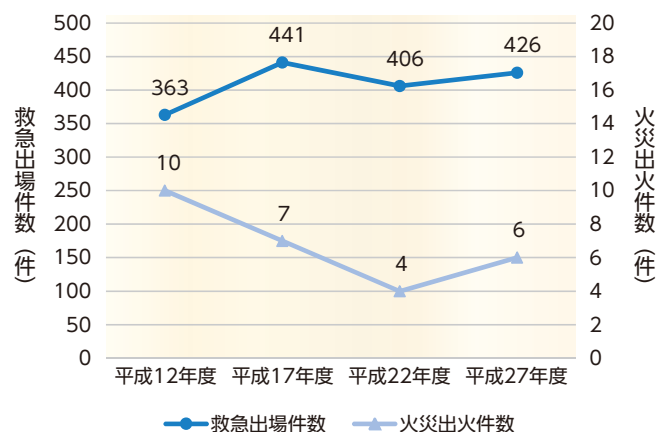
消防体制については、昭和46年に「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」が発足し、以来本町の消防活動と救急業務体制の中心となっています。町内には、下仁田消防署及び西牧地区に分遣所が設置されていますが、将来的には消防署の再編成により、分遣所が閉鎖されることで消防車や救急車の現場到着時間等、現在の消防・救急体制が変わる懸念があります。

非常備消防については、5分団からなる消防団を組織し、非常事態に備えています。しかしながら、少子高齢化や若者の町外流出などの理由により、定員の確保が困難な状況になっており、平成28年現在、町の消防団員数は、条例の定数182名には達していない状況です。さらに、自営業者等の減少により、昼間に出勤できる消防団員が少なく、昼間の火災の消火に懸念があります。こういった状況を踏まえ、消防団の実態に応じた再編成や昼間でも出勤できる団員を確保していく必要があります。

防災については、近年の日本各地で、風水害・大雪・大地震・火山の噴火等大きな被害が起きており、町民の災害に対するイメージはあるものの、いざ災害が起きた時の備えのある世帯は少ないのが現状です。万が一の事態には、「下仁田町地域防災計画」により対応することになっていますが、自分の住んでいる場所で想定される災害への認識の低さや、高齢世帯増加に伴う災害時の町民の自助力の低下等、取り組むべき課題が見られます。また、本町でも山地及び河川災害の危険性が高くなっており、適切な治山事業や排水路整備、河川改修などを実施する必要があります。

図：救急救助・火災出火の推移

[出典：富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部資料]



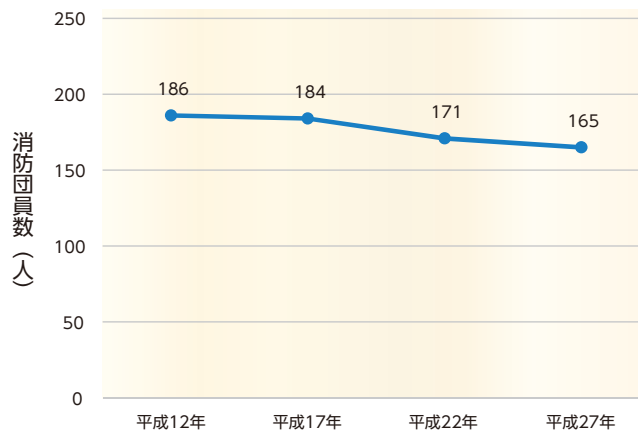


図：消防団及び消防水利状況（平成28年3月現在）

[出典：総務課資料]

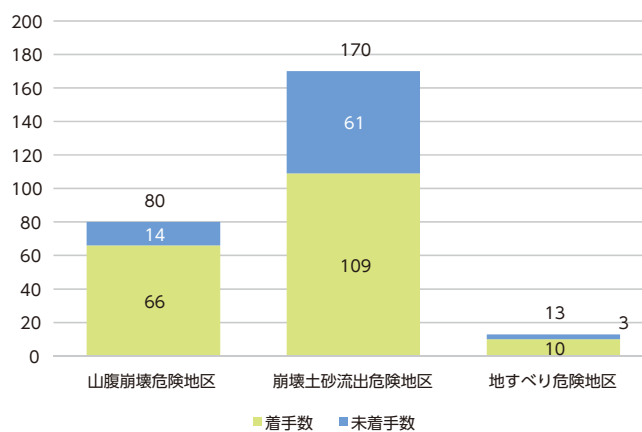
消防団数（分団）	5
消防団員数（人）	165
消防車数（台）	16
ポンプ車	6
可搬ポンプ	10
消防水利（箇所）	
防火水槽	179
消火栓	322
その他	27

図：消防団員数の推移 [出典：総務課資料]



図：山地災害危険箇所数（平成27年度末現在）

[出典：群馬県森林保全課資料]





町の取り組み

①消防団の充実

- 消防団員の確保対策を引き続き進め、地域の自主防災組織づくりを促進します。
- 消防署との相互協力体制の充実を図ります。
- 消防団のイメージアップを図り若年層の加入を促進するとともに、退団した役職経験者の再任用や機能別消防団員の加入を促進します。

②消防設備の充実

- 老朽化した消防車など、消防設備の計画的な更新を行います。
- 消防機器及び防火水槽など、消防水利設備の整備を推進します。

③消防体制の強化

- 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合との連携を強化し、より迅速な対応処理に努めます。

④防災対策の推進

- 「下仁田町地域防災計画」を改定するとともに、計画に基づき、正確な災害情報の把握や迅速な避難勧告といった危機管理体制の整備を推進します。
- 不測の事態に備え、防災訓練や講習会を行います。
- 備蓄物資の確保に努めます。
- 他の自治体や企業、関係機関との連携による広域的防災体制の確立に努めます。
- 防火・防災知識の普及と自分の住んでいる場所での防災に対する町民意識の高揚を図ります。
- 町民の自主防災活動を支援します。
- B C P^{※5}（事業継続計画）、職員初動マニュアルを作成し、発災時における職員自身の具体的な行動を示し、不足する町民自助力の補助に努めます。
- 自然災害を未然に防止するため、適切な治山事業や保安林整備、排水路整備、河川の護岸整備などを関係機関と連携のうえ、計画的に推進します。

※5 Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



7 交通安全・防犯対策の推進



現状と課題

町民が保有する普通自動車・軽自動車・自動二輪車などの累計は、平成28年3月末現在で8,529台と、町民にとって自動車は生活に欠かせないものとなっています。本町は関東と甲信越を結ぶ交通の要衝であるため、町民の通行以外に大型輸送車両やレジャー目的の町外車両の通行が多く、町内における自動車事故の発生は平成27年時点で44件を記録しました。道路の幅員が狭い箇所があるため、朝夕の通学・通勤時の児童をはじめとした町民の交通事故被害が懸念されています。さらに、交通安全指導員の条例定員割れも課題となっており、その確保が必要となります。

また、富岡警察署管内の刑法犯認知件数は、平成27年で43件となっています。犯罪を防ぐためには、青少年を健全に育成するとともに、希薄になりがちな近隣関係を密にし、助け合う関係を築くことで地域の監視の目を強めるような町民による「地域の力の再生」が求められます。その実現においては、町民・警察・行政が三位一体となって対策に取り組み、犯罪が起きにくいまちづくりの推進が必要となります。最近では従来 of 犯罪に加えて、高齢者を中心に、子や孫、会社の同僚などを装って電話をかけ、指定した口座にお金を振り込ませる詐欺被害が増加しており、こうした新たな犯罪についても対策が求められます。

図：自動車等保有台数（平成28年度現在）

〔出典：住民税務課資料〕

自動車等（台）	3,790
軽自動車（台）	3,685
自動二輪車（台）	171
その他（台）	883
合計（台）	8,529

図：交通事故推移〔出典：交通年鑑〕

	件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
平成12年	84	2	115
平成17年	64	1	78
平成22年	42	1	52
平成27年	44	1	57



町の取り組み

①交通安全対策の強化

- 国道及び県道の拡幅、歩道の整備、カーブミラーの設置といった道路環境や交通安全設備の改善を関係機関に要望します。
- 町道の危険箇所の改善に引き続き取り組みます。
- 交通安全協会や交通安全対策協議会をはじめとした各機関と連携して交通安全運動を推進します。
- 交通安全指導員を確保し、警察署や各機関との連携により、交通事故の防止に努めます。
- 交通安全教育を実施し、町民の交通安全意識の高揚に努めます。

②防犯対策の推進

- 町民が実施する防犯パトロールをはじめとした安全なまちづくりに関する活動を支援・協力します。
- あいさつや地域行事への参加などを奨励し、町民が相互に信頼し、協力できる地域づくりを行います。
- 広報活動及び啓発活動を行い、安全なまちづくりへの町民の理解を図ります。
- 空地や空家の所有者・管理者へ必要な指導を行い、犯罪防止を推進します。
- 児童・生徒への防犯教育を推進するとともに、地域住民との協働により、児童・生徒を犯罪や非行から守ります。
- 青少年健全育成団体との連携を強化し、児童・生徒の奉仕活動や体験活動などの社会参加活動を推進します。
- 青少年健全育成運動を実施し、その広報啓発を促進します。
- 電話等による振込詐欺の防止とともに、その広報啓発を促進します。



8 自然環境の保全



現状と課題

本町は、鑛川の上流に位置することから「水源の町」の顔を持ち、美しい山並みや清らかな溪流など、自然の恩恵を受けながら発展してきました。私たちはこの環境を次の世代に、より良いすがたで引き継いでいくことが求められます。平成18年の産廃問題終結及び環境基本計画策定以降、自然環境保全に関して大きな問題は起こらなかったものの、本町のふるさと応援寄附金の目的別用途希望に環境保全が上位にランクされていることなどから、町内外から一層の環境保全や環境向上が期待されています。

河川水質については、合併浄化槽の普及率の低さによる水質悪化（BOD・大腸菌群等）が課題となっています。また、ごみ問題については、国道254号沿線を中心とした一般ごみ・家電等の不法投棄や不法焼却が絶えず、警告看板設置を継続していますが効果は薄く、道路沿線の不法投棄が増加する懸念があります。さらに、埋め立てについては、平成27年に土砂等による埋立て等の規制に関する条例が施行されましたが、定期的な監視が必要とされています。

町の取り組み

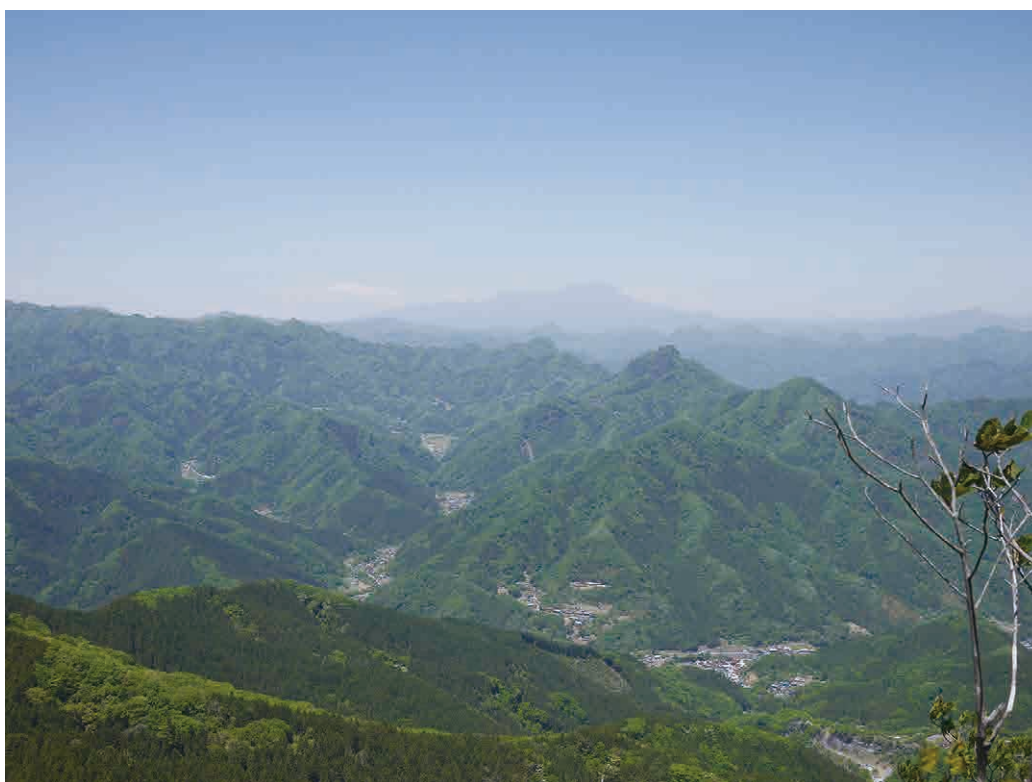
①環境の保全

- 環境美化に関する条例により、不法投棄及び不法焼却に対して適切に措置します。
- 浄化槽設置管理担当部局等と連携協力した体制づくりとともに、河川水質改善の啓発及び広報に努めます。
- 世界遺産及び日本ジオパークのある町のイメージを壊さないよう、美化運動の積極的な推進を図ります。
- 土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づき、必要な規制や指導を行うほか、監視パトロールを行います。
- 環境基本計画を中心に、関係機関とともに具体的な目標設定を行い、町民や賛同者と協力し、環境の保全に取り組みます。
- 環境に配慮した畜産経営の確立を目指し、家畜の糞尿の適切な処理を推進します。
- 関係機関と連携して適正な管理及び対策を推進し、山林や農地の公益的機能保持を目指します。
- 苗木配布会の開催や「緑の少年団」の育成などの緑化推進対策を行います。
- 町内の在来植物保全と希少生物保護に取り組みます。
- 生態系等に被害を及ぼす恐れがある外来生物の防除について啓発活動を行います。



②環境への意識の高揚

- 環境に対する町民一人ひとりの意識高揚を図るための啓発活動を行います。
- 環境教育を推進し、魅力ある地域づくりを行います。
- 省資源化や省エネルギー運動を推進します。





9 生活環境の維持・保全



現状と課題

生活環境については、特定空家等の増加に対する対応が求められます。平成27年5月に空家等対策の推進に関する特措法が施行され、平成28年7月には下仁田町空家等対策の推進に関する条例及び老朽空家除却補助制度が施行されましたが今後、空家等対策協議会において空家等対策計画を作成し、特定空家の所有者等への指導・助言等を行い、空家の適正管理に取り組んでいく必要があります。環境美化に関する条例と併せた取り組みや、空家・空地の利活用も視野に入れた推進が必要となります。

近年では、捨て犬・捨て猫及び路上の野生動物死骸も問題となっています。飼い主のモラル低下等による捨て犬・捨て猫が後を絶たず苦情が増加しており、生活環境悪化が懸念されます。犬・猫以外にも、国道254号及び県道を中心に、鹿や猪等野生動物の交通事故が多発しており、県と協力して死骸の後片付けや動物注意看板の設置等の対策が必要となっています。

また、本町は自然景観に恵まれ、多くの景勝地があります。これら自然の景勝地を守り、景観に配慮した安らぎのあるまちづくりを推進する必要があります。観光及び移住・定住を検討する訪問者の増加が見込まれる中、一層の環境美化の推進が求められます。環境美化に関する条例及び「下仁田町景観計画」に基づき、町民や関係団体、民間事業所などの協力により環境美化を推進し、町民のみならず来町者・移住者を気持ちよく迎えられる体制をつくることが望まれます。

昭和55年に建設された火葬場は、平成7年に改修工事を実施しているものの、建物は老朽化しており、施設の整備をするなど景観に配慮することが望まれます。また、施設へのアクセス道路は道幅が狭く不便であり、将来的には、地区住民の理解を得て適地を見つけ移設することも望まれます。

町の取り組み

①空家対策・危険空家増加対応

- 空家等対策の推進に関する条例に基づき、特定空家関連の指導・助言等を行い、空家の適正管理に取り組みます。
- 空家等対策計画を作成し、総合的かつ計画的に空家対策を推進します。



②捨て犬・捨て猫の防止・動物死骸処理

- 広報や看板設置による啓発を強化します。
- 動物愛護センターや獣医師協会と連携し、動物愛護環境の整備を図ります。
- 鳥獣対策担当係や猟友会、地元と連携し、発生数抑制と事故防止対策を行います。

③景観美化の推進

- 「下仁田町景観計画」に基づき、景観に配慮したまちづくりを推進します。
- 「あじさい園」や「もみじライン」など景観を統一した沿道づくりを行うとともに、清掃活動を実施します。
- 美化活動や沿道づくりを行う地域活動団体への支援を行います。

④イメージの改善

- 案内看板等のサインに統一性をもたせるなど、イメージの固定化を進めます。
- 主要道沿道の森林の間伐や除伐促進などにより、明るく美しい町のイメージ保持に努めます。
- 火葬場の適正な管理運営を徹底し、イメージ改善を図ります。
- 火葬場の移設も考慮しながら、火葬場周辺及び施設の整備を実施するなど景観への配慮に取り組みます。





10 消費生活の安定



現状と課題

買い物や生活サービスを取り巻く環境は近年大きく変化しました。これまで日常生活の起点は中心市街地の商店街が中心でしたが、ショッピングモール等の大規模店や大型量販店の郊外への出店が進み、自動車を利用した遠距離の移動が日常生活において一般的になりました。こうした郊外の新規出店の影響を受け、町内の商店やガソリンスタンド等の生活サービス拠点が経営の縮小や撤退を余儀なくされ、こうした傾向にさらに拍車がかかることも想定されます。

こうした状況の中、高齢化が進む本町において、車を持たない、あるいは車を運転できなくなった高齢者を中心に、買い物に出かけたくても出かけられない、あるいは出かけるにしても、町営バスを利用して半日・一日がかりで食糧や日用品を買い求めざるを得ないといった日常生活への影響が今後ますます懸念されます。

特に山間地域にいくつもの集落を有する本町では、町民がこれまで同様の買い物や生活サービスを維持できるよう、対策を講じる必要があります。

町の取り組み

① 買い物弱者への支援体制の構築

- 行政、商工会、企業が協力した買い物弱者に対する支援体制づくりを行います。





第3章 だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

福祉・健康の充実

1 子育て環境の充実



現状と課題

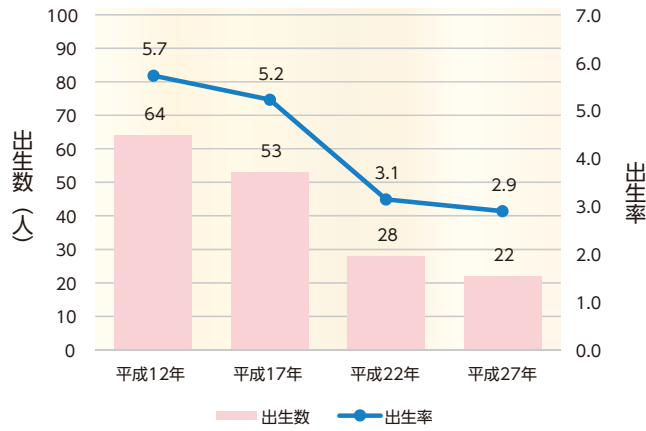
国勢調査によると本町における0～14歳の年少人口は、昭和55年の3,167人から減少が続き、平成27年には467人となっています。さらに、人口動態統計によると、合計特殊出生率は、平成27年に1.10と国及び県の平均を下回る形で推移しています。少子化がこのまま進行すると社会経済や社会保障制度に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、出産祝金支給等、町独自の対策を進めてきました。さらに、平成27年に策定した「下仁田町子ども・子育て支援事業計画」及び「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「出産・子育てがしやすい環境づくり」を方向性に掲げ、平成31年の合計特殊出生率1.50を直近の出産・子育てに関する具体的な目標とし、出産・子育てがしやすい環境づくりに取り組んでいます。

子育て支援として、第2子以降の保育料利用者負担無料化、一時保育事業、延長保育事業といった保育環境の充実、入学祝金の支給、放課後・土曜日の児童の遊びの場や日中の生活の場を提供する放課後児童健全育成事業等を推進しています。また、馬山保育園が「保育所」から「幼保連携型認定こども園」に移行し、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設になったことから、柔軟な対応が行えるようになりました。

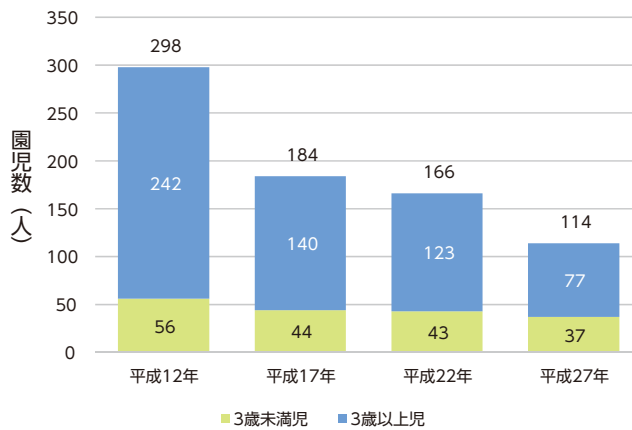
結婚については、30歳代前半の男性約7割、女性約4割が未婚である現状を踏まえ、将来の出産を見据えた若い年代への支援も望まれます。出会い交流の場事業や、結婚祝金等の支援も行っていますが、今後も各取り組みを見直しながら、本町に定住したくなるような結婚から入学までの切れ目ない支援を続けていくことが重要です。



図：出生数及び出生率の推移 [出典：人口動態統計]



図：園児の推移 [出典：健康課資料]



町の取り組み

①子育て支援

- あそびや集いの場として、親子サロン（かるがもひろば）の設置や保育園子育て応援（保育園・子ども園体験）の実施を継続します。
- 町民が利用しやすい保育サービスの充実を図ります。
- 育児相談などで、子育ての不安や悩みの解消・軽減が図れるように努めます。
- 関係諸団体とのネットワークを形成し、地域の連携による子育て支援を行います。
- 子育てに関する各種情報提供を推進します。
- 入学祝金等、子育て世帯への支援を推進します。



②少子化対策

- 定住促進対策や交通環境の整備など、安心して子育てできる生活環境づくりを進めます。
- 家庭づくりの推進として、結婚相談窓口の開設や出会い交流の場を提供するなど、結婚への支援を行います。
- 不妊・不育治療費の助成を行い、子どもを授かりたい家庭への支援を継続します。

③健全な育成支援

- 子どもを犯罪や事故、虐待などから守るため、関係機関との連携強化を図るとともに、被害に遭った子どもへのカウンセリングなど、きめ細かな支援を推進します。
- 教育機関と地域社会との連携をより強化し、子どもの“生きる力、豊かな心、健やかな体”の育成を支援します。
- 放課後や土曜日、長期休暇における児童の居場所づくりを推進します。





2 健康づくりの推進



現状と課題

超高齢社会を迎える中、医療や介護の分野では、従来の平均寿命から、認知症や寝たきり等にならない健康な状態で日常生活を送れる期間、いわゆる健康寿命を延ばそうとする考え方が重要となっています。健康寿命を延ばすうえで、食生活や生活リズム、運動不足などにより、脳卒中・ガン・心臓病・糖尿病などの生活習慣病が問題となっていることから、その予防のための健康づくりが求められています。本町では、「健康しもにた21（第2次）」に基づき、健康診査や各種検診による病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、町民の健康意識の向上や、保健推進員と協力した健（検）診の受診促進、町民の健康状態の把握などを行っています。今後とも全ての町民が健康で元気な生活を営めるよう、健康づくりに関する取り組みの充実を図るとともに、関係団体との連携を強化し、健康増進を支援することが望まれます。

健康づくりにおいては、食育の推進も重要となります。本町では、平成25年に「食育推進計画」を策定し、10年間の計画を進めています。今後は、中間評価を実施し、その結果から事業の見直し等を検討する必要があります。

また、母子保健については、出生児数が減少している中、保健師が母子に会い、子育てや栄養、歯科など総合的かつ継続的な相談ができる機会を提供することが望まれます。

図：健康診査・検診状況の推移 [出典：保健環境課資料]

	特定健診※			後期高齢者健診※			胃がん検診		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成12年度	4,264	3,327	78.0	—	—	—	3,226	1,359	42.1
平成17年度	4,623	3,129	67.7	—	—	—	4,623	1,111	24.0
平成22年度	2,174	897	41.3	2,241	737	32.9	3,612	422	11.7
平成27年度	1,544	815	52.8	2,204	648	29.4	3,348	313	9.3

※平成20年度から基本健康診査が特定健診及び後期高齢者健診に変更。



	子宮頸がん検診			乳がん検診			大腸がん検診		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成12年度	2,230	869	39.0	2,339	970	41.5	3,365	1,590	47.3
平成17年度	3,055	397	13.0	2,771	443	16.0	4,623	1,954	42.3
平成22年度	2,142	211	9.9	1,792	230	12.8	6,899	1,361	19.7
平成27年度	1,839	212	11.5	1,427	216	15.1	6,100	1,100	18.0

町の取り組み

① 特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診の推進

- 「健康しもにた21（第2次）」を推進し、町民が健康で元気な生活を営めるよう支援します。
- 疾病の予防と早期発見・早期治療のため、各種の健康診査や検診、保健指導を引き続き推進します。

② 健康づくりの普及啓発

- 地区組織活動を支援し、町民の健康づくりを促進します。
- 食育推進ネットワークのつながりを継続して「食育推進計画」を推進します。
- 食生活改善推進員と協力して、町民に栄養及び食生活に関する知識や技術を普及啓発します。
- 各種の健康教育や健康相談を引き続き実施します。
- 8020（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す）運動を推進し、乳歯から永久歯までの歯科保健の充実を図ります。
- 健康に関する学習会や研修会を実施し、健康づくりを考える機会を提供します。

③ 母子保健の推進

- 乳幼児健診、予防接種などを定期的実施し、一貫した母子保健事業を推進します。
- 子育て支援事業、健康相談、訪問など子育てのフォローアップを充実します。
- 関係機関と連携し、地域ぐるみでの母子保健体制の整備に努めます。
- 他自治体との合同健診や、母子対象の健康教室の共同開催等を検討します。



3 高齢者福祉の充実



現状と課題

過疎の進行とともに急激に高齢者が増加しており、平成27年度時点で本町の65歳以上人口割合が44.3%、町人口の半数近くが高齢者となっています。それに伴い、介護保険や医療費の公費負担のさらなる増加が町の大きな問題となっています。こうした事情から、健康の増進と介護予防、在宅福祉サービスや生きがいのづくりの推進など、様々なサービスが高齢者を対象に提供されています。今後も、平成27年度に策定された「第6期下仁田町老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいて自立した生活づくり、安心できる介護保険、生きがいのある福祉のまちづくりの充実に努めるとともに、町内の各種関係団体と連携し、地域に根ざした事業を展開していきます。

介護サービスについては、「第6期下仁田町老人福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画」において、サービス供給基盤の施設整備目標を定め、適正かつ計画的に新規建設と増床を進めており、今後も介護サービスの充実と施設の適正な配置を推進していくことが求められています。

平成37年には、すべての団塊の世代が75歳に到達します。単身世帯・高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加、介護保険サービスの利用増加、介護人材不足による家族の介護負担の増加、介護離職等の問題への対応も必要になります。

さらに、高齢者にとって生きがいのある福祉のまちづくりの充実に努め、介護の必要な高齢者の増加に歯止めをかけ、医療・介護の負担を緩和していくことが求められます。

町の取り組み

①自立した生活づくり

- いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築します。
- 必要なサービスが適切に受けられるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者が自立した生活を送れるよう生活環境の整備に取り組みます。
- 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 民間活力活用による地域密着型サービス施設等の設置推進など、高齢者福祉サービスのさらなる充実を図ります。



②いきいきとした健康づくり

- 健康で自立した生活を保てるよう、介護予防に取り組みます。
- 老人クラブ活動の充実を図るとともに、各種スポーツ大会や文化活動を促進し、高齢者の仲間づくりや元気高齢者の育成を図ります。

③地域支援事業の充実

- すべての高齢者が健康を維持し、可能な限り地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」、「生活支援サービスの体制整備」に取り組みます。
- 高齢者の総合相談や権利擁護等、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- 地域の実情に応じた必要な支援を実施できるよう、サービス提供体制を構築します。

④生きがいのある福祉のまちづくり

- 高齢者の活躍の場を充実させ、社会参加による生きがいづくりに取り組みます。





4 ひとり親家庭の福祉の充実

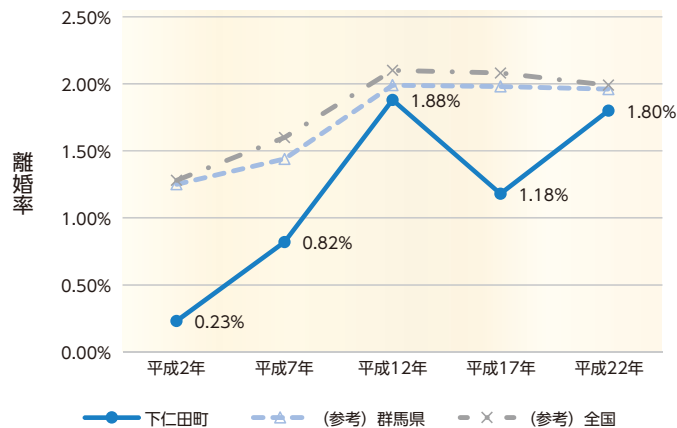


現状と課題

本町の離婚率（人口千人当たり）は、平成22年現在で1.80人であり、国の1.99人、県の1.96人と比較すると低い状況にあります。

図：離婚率の推移

[出典：まち・ひと・しごと創生本部 地域経済分析システムRESAS]



しかし、近年、ひとり親家庭が増加しており、特にパート・アルバイトで生計を立てざるを得ないひとり親家庭の世帯においては、親は子どもの養育と生計の維持について多大な負担を強いられ、親の就業が難しく経済面で大きな問題となっています。さらに、同時に、核家族化や近隣関係の希薄化もあいまって、抱える問題も一層多岐、複雑化しています。

そのため、子どもの健全な育成及び生活の安定のために適切な支援対策を講じていくことが重要です。ひとり親等の子どもたちが健やかに成長することができる環境を確保するためには、総合的な子育て施策のほか、ひとり親家庭の事情やニーズを考慮した生活支援サービスの充実、地域全体で支える体制の整備、自立と就業の支援といった様々な取り組みが望まれます。

町の取り組み

①ひとり親家庭の福祉の充実

- ひとり親家庭に対する各種制度の活用を推進します。
- ひとり親の自立、就業支援のための情報提供を行います。



5 障がい者福祉の充実

現状と課題

本町の障害者手帳交付者は平成27年度末現在で552名（身体422名・知的77名・精神53名）となっており、近年は高齢者の障がい者が増加傾向にあります。核家族化の進行による障がい者やその家族にかかる負担増など、障がい者をとりまく社会環境は厳しくなっています。

また、平成23年の障害者基本法改正を受け、平成25年に障害者基本計画（第3次）が策定され、防災、防犯、消費者保護、障がいを理由とする差別解消、障がい者虐待の防止等の新たな分野での支援が加わりました。こうした社会動向も踏まえて、本町においても平成27年に「下仁田町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの普及・充実や相談支援などを促進し、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本町はこれまでも、関係機関との連携により、相談や療育体制の充実を図り、社会参加への環境づくりなどを進めてきました。既存の取り組みは今後も継続し、ノーマライゼーション^{※6}の理念のもと、町民が障がいについての正しい理解をさらに深め、地域全体での支援体制づくりを推進する必要があります。

町の取り組み

①福祉サービスの充実

- ・ 関係機関との連携を強め、障がい福祉サービスを推進します。
- ・ 居宅介護・短期入所・日中一時支援・移動介護などの在宅支援を推進します。
- ・ しもにたバス福祉利用券交付を継続します。
- ・ 障がい児保育料利用者負担無料化を継続します。

②社会参加の促進

- ・ 地域活動支援センターを活用して、障がい者相互の交流促進や生産活動の機会づくりを行います。
- ・ 障がい者の社会参加、就労への支援を推進します。
- ・ 町民と協力し、文化活動などを通して、障がい者と地域社会との交流を図ります。
- ・ 町民への福祉教育及びノーマライゼーション思想への理解・啓発を進めます。

※6 障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、スムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動。



6 医療・救急体制の充実



現状と課題

本町における医療機関は1病院、3診療所、2歯科となっており、中でも、昭和53年1月から自治体病院として運営を開始した「下仁田厚生病院」は地域の中核病院として重要な役割を担っており、平成26年には病院本館の全面改築を実施し新病院となりました。同病院は、診療科目が内科、外科などの15科目あり、病床は一般病床94床と療養型病床50床の計144床が整備され、初期医療から慢性期医療、介護まで病院機能が備わっています。人口の減少とともに、患者数も減少していることに加え、医師、看護師不足による診療日の減少や、高齢者の長期入院等、病院が抱える課題はいくつも挙げられます。

医療機関の受診者は本町のほかに南牧村と上野村からの住民が中心であり、いずれの自治体も高齢者比率の増加に伴い、医療需要が増加しています。さらに、医療・保健・福祉・介護を一体とした地域包括ネットワークの拠点病院としての役割も期待されていることから、医師や看護師などの職員の確保を引き続き進めるとともに、施設・設備・医療サービスのさらなる向上を図ることが望まれます。

また、広域医療体制については公立富岡総合病院、救急体制については富岡甘楽広域市町村圏整備組合と医療機関との連携を進めていますが、高齢者の増加に伴い、救急出動回数も増加傾向にあることから、救急医療・夜間診療など、救急医療体制についてもさらなる充実が望まれます。

表：下仁田厚生病院の概況（平成28年現在） [出典：下仁田厚生病院資料]

診療科目	内科、呼吸器内科、 消化器内科、肝臓内科、 糖尿病内科、循環器内科、 小児科、外科、消化器外科、 整形外科、眼科、泌尿器科、 皮膚科、耳鼻咽喉科、 リハビリテーション科	常勤職員数（人）	124
		医師	8
		検査技師	2
		放射線技師	3
		管理栄養士	3
		薬剤師	4
		理学療法士	2
		看護師	51
		准看護師	13
		看護助手	6
		介護福祉士	11
		事務	15
		その他（用務員・調理員等）	6

病棟数（床）	144
一般病棟	94
療養型病床	50

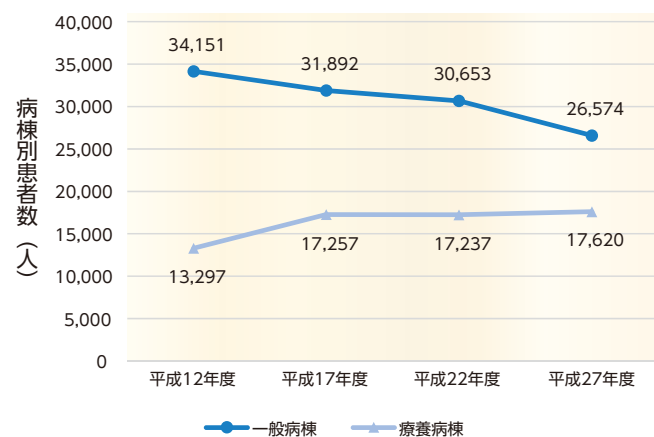


表：下仁田厚生病院の概況（平成28年現在） [出典：下仁田厚生病院資料]

表：診療科別患者数の推移 [出典：下仁田厚生病院資料] (単位：人)

	入院									
	内科	外科	整形外科	眼科	小児科	泌尿器科	皮膚科	リハビリテーション科		
平成12年度	34,035	3,295	9,687	431	0	0	-	-		
平成17年度	39,386	4,817	4,876	70	0	0	0	-		
平成22年度	24,206	4,405	1,828	214	0	0	0	2,611		
平成27年度	21,707	2,807	1,821	239	0	0	0	1,837		
	外来									
	内科		人間ドック	呼吸器内科	消化器内科	肝臓内科	糖尿病内科	循環器内科	神経内科	
平成12年度	49,521	49,521	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	-
平成17年度	36,678	30,147	461	1,486	921	765	1,310	1,588	-	-
平成22年度	30,530	24,229	405	1,256	896	823	1,279	1,230	412	-
平成27年度	24,102	19,396	499	970	720	684	798	1,035	-	-
	外来									
	外科	整形外科	眼科	小児科	泌尿器科	婦人科	皮膚科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	
平成12年度	5,270	17,049	8,730	2,554	1,169	49	-	-	データなし	-
平成17年度	4,234	11,247	6,788	1,606	925	28	1,632	-	277	-
平成22年度	2,419	5,331	5,695	1,444	652	-	1,311	-	236	-
平成27年度	1,928	4,612	5,123	1,161	598	-	1,274	612	224	-

図：病棟別患者数の推移 [出典：下仁田厚生病院資料]





町の取り組み

①医療機関の充実

- 下仁田厚生病院の施設の充実のほか、安全管理と医療サービスの向上を支援します。
- 内科、外科以外の診療日の増加を下仁田厚生病院に要望します。
- 町内診療所及び周辺医療機関との連携を図り、多様な町民のニーズに対応できる体制を目指します。
- 現状の病院の経営分析や、病床数や形態の見直しを支援します。

②保健・福祉との連携強化

- 保健・福祉との連携を強化し、健康管理から医療、介護まで一貫したサービス提供体制づくりを推進します。

③救急医療体制の整備

- 関係機関と連携を強化し、救急医療体制の充実、対応処理の迅速化に努めます。



7 社会保障制度の充実



現状と課題

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険の被保険者数は毎年減少傾向にあります。さらに厳しい経済状況で保険税の収入も減少傾向にあるなか、医療は高度化され医療費は増加しています。

平成30年度からは、県と市町村が共同で国保の財政運営を行うことが決定されており、制度の複雑化が予想されます。

また、後期高齢者医療保険については、平成20年度に制度が創設され、定着してきてはいるものの、高齢者への保険料負担は増加してきています。

こうした状況のなか、多くの町民が安心して医療を受けられるよう、被保険者の負担を抑えた健全な財政運営が望まれます。

表：国民健康保険の医療・決算状況の推移 [出典：国保事業年報]

	被保険者数 (人)	レセプト数 (件)	費用額 (千円)	一人あたり 費用額(円)	決算額 (千円)
平成12年度	3,303	21,879	549,462	166,352	862,754
平成17年度	3,479	26,650	688,889	198,014	1,050,401
平成22年度	3,086	38,880	936,702	233,366	1,101,763
平成27年度	2,384	35,396	873,578	366,433	1,253,571

※被保険者数は国民健康保険加入者数(一般+退職)
 ※費用額は療養給付費・療養費・高額療養費の合計
 ※決算額は国保会計の支出合計額

表：後期高齢者医療保険被保険者の推移
 [出典：国保事業年報]

	被保険者数 (人)
平成12年度	平成20年4月より 後期高齢者医療 保険制度創設
平成17年度	
平成22年度	2,277
平成27年度	2,171

(2) 福祉医療費助成

福祉医療費については、子ども、重度心身・高齢重度障がい者、ひとり親世帯への医療費助成を行っています。今後は県の補助対象者に加え、町単独事業で対象者の拡大を検討することが望まれます。



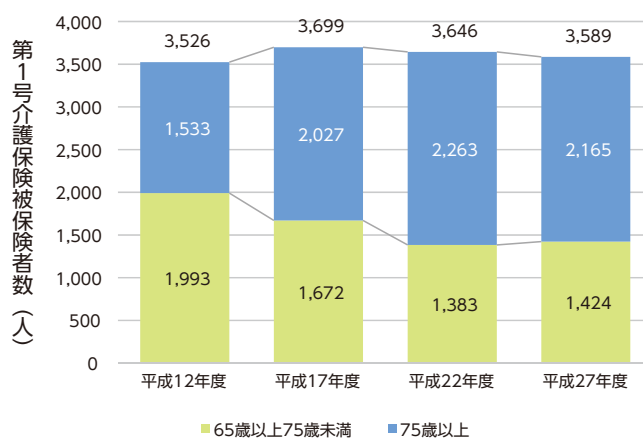
(3) 介護保険

平成12年度に創設され15年が経過した介護保険制度を取り巻く状況は深刻化しており、寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者が増加する一方で、介護に必要な時間が長期化し、介護する家族の高齢化も進み、家族だけで十分な介護をすることが難しくなっていることなどから、介護サービス利用者が増加し介護給付費の増加が見込まれています。

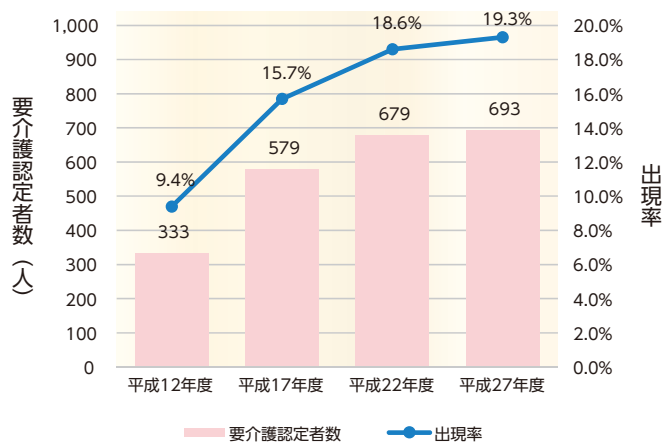
介護保険制度は、誰もが安心して老後生活を送ることができるように社会全体で高齢者を支え合い、必要な介護サービスを総合的に利用できる仕組みです。制度を維持していくためには、介護保険の適正な運営が必要であり、介護サービスの提供事業者や利用する本人とその家族等が制度についてより一層理解を深め、適正・適切にサービスを利用することが求められています。

図：第1号（65歳以上）介護保険被保険者数の推移

[出典：介護保険事業状況報告]



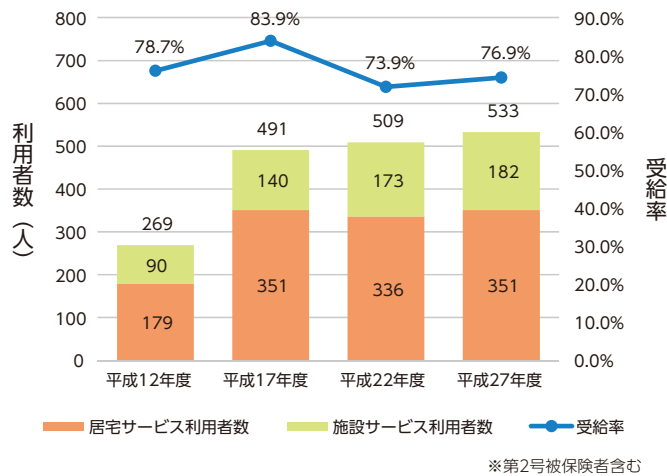
図：要介護認定者数の推移 [出典：介護保険事業状況報告]



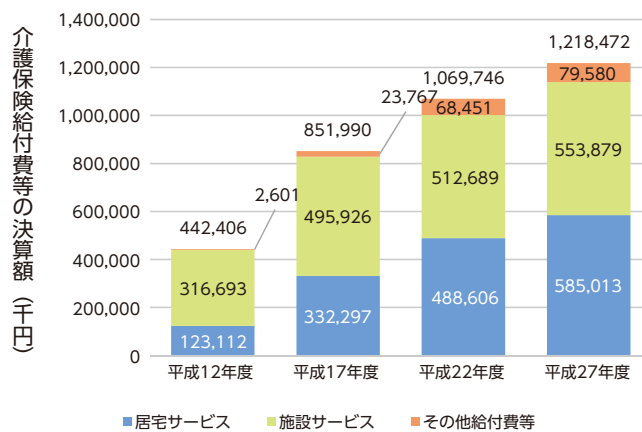
※第1号被保険者のみ ※出現率=要介護認定者数/高齢者人口



図：介護サービス利用状況の推移 [出典：介護保険事業状況報告]



図：介護保険給付費等の決算の推移 [出典：介護保険事業状況報告]



※その他給付費等：高額介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費等

(4) 国民年金

本町における国民年金被保険者は、平成27年度末現在では1,258人となっています。

国民年金制度は、老齢・障がい・死亡などで失った所得を保障し、生活の安定や福祉の向上を目的とした社会的な仕組みとして、大きな役割を担っています。制度の正しい周知を行い、未加入者の減少と未納者への啓発に努めることが重要となります。



町の取り組み

①国民健康保険・後期高齢者医療制度の充実

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率の向上を図り、安定した税及び保険料収入が得られるよう努めます。
- 特定健康診査・特定保健指導等の推進や人間ドック費用の助成により、医療費の適正化を図ります。

②福祉医療費助成

- 福祉医療費の助成制度を、県の補助対象に加え、町単独事業での対象者拡大を検討します。

③介護保険

- 「下仁田町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度改正等の確な対応と、介護保険財政の安定化した運営を図ります。
- サービス事業者等との連携を強化し、地域密着型サービスの充実と施設の適正な配置を推進します。
- 介護を行う側の体力面・精神面への支援を行い、自由な時間が確保できる体制を整備します。

④国民年金

- 国民年金被保険者を的確に把握し、年金受給権の確保対策を推進します。
- 国民年金制度の周知を推進します。
- 年金相談を引き続き実施し、年金制度への正しい理解の普及に努めます。
- 保険料免除や納付猶予制度など、措置の充実を図ります。





8 地域福祉の推進



現状と課題

公的福祉サービスは、高齢者福祉や障がい者福祉の分野を中心に充実が図られてきました。しかし一方で、地域の福祉の現場では、各制度の谷間にある問題や、公的な福祉サービスでは対応できない多様なニーズ、複合的な問題があります。こうした地域における身近な生活課題に対応する地域福祉の推進が、福祉分野における大きな課題となっています。

本町ではこれまで、就労機会の少ない高齢者や傷病者などの経済的に不利な状況にある方に対し、関係各所と連携し、給付などの生活保障の支援を行ってきましたが、経済的給付のみならず、民生児童委員や地域住民と協力し、実態の把握や適切な支援、自立の助長に取り組んでいくことが望まれます。

また、退職年齢に達した団塊の世代の地域活動を通じた自己実現のニーズは高まってきています。地域の生活課題に取り組むことは、支援する側の自己実現につながるだけでなく、支援される側にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものであり、町民すべてが相互に尊重しあう明るい社会の実現を目指し、地域ぐるみで福祉社会の形成に努めることが求められます。

同時に、快適で安全な福祉環境を築き上げるために公共施設などのバリアフリー化を推進する必要があります。

町の取り組み

①低所得者支援

- 民生児童委員の援護について、その充実を図ります。
- 経済的に不安定な状況にある低所得者を対象に、相談や支援を行います。
- 低所得者の経済的自立を促すため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域の協力を得て、実態に応じた支援や自立の助長に取り組みます。



②地域福祉の推進

- 町内の福祉ボランティア団体の育成・支援を図ります。
- 社会福祉協議会、ボランティア団体、民生児童委員等と連携を強化することで、福祉における地域の支援体制をつくります。
- 町民の心理的差別を解消するため、啓発活動を推進するとともに、差別をしない、思いやれる人間を育む人権教育を推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、その意識啓発を図ります。

③バリアフリー化の促進

- 高齢者や障がい者が社会参加するうえでの障がいを緩和するため、建築物や道路、町内施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{※7}の導入を促進します。



※7 できるかぎりすべての人が利用可能なように、建物、空間などをつくること



第4章 地域に愛着と誇りを持ち、未来を拓く人を育むまちづくり

教育・文化の高揚

① 学校教育の充実



現状と課題

平成16年に旧東中学校と旧西中学校が統合し、下仁田中学校が開校し、10年以上が経過しました。平成21年には、青倉小学校と下仁田小学校が統合、さらに平成24年には統合した下仁田小学校と馬山・小坂・西牧の4校が統合しました。学校の統合に合わせ、各教育施設を順次更新し、教育環境の変化に対応した整備を行っています。校区は広くなり、学校施設は以前より充実したものの、過疎化と少子化の進行に歯止めがかからず、統合後もなおクラス編成のない少人数学級となっており、子どもたちのやる気や競争力の低下が懸念されています。そのような中、学校支援員の補充など人的配置によって子どもたちの個性を尊重しつつ、落ち着いて授業に取り組めるよう個に応じた指導が求められています。

学校教育については、本町の教育大綱を基に、児童・生徒の主体的な取り組みを目指すための仕組み及び機会を提供するとともに、更なる授業改善を図り、家庭や地域と連携して家庭学習の習慣化を進める必要があります。さらに、地域の特性を活かした学習の充実、ICT環境^{※8}の整備及び活用が求められます。

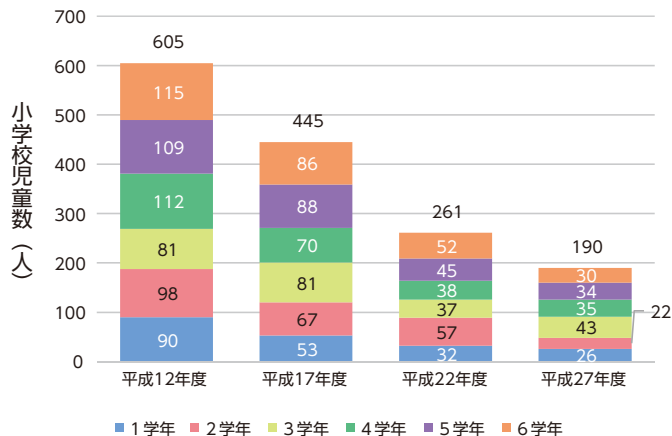
また、外国語教育については、小学校の授業では中学校所属のALT^{※9}（外国語指導助手）と英語支援員を配置し、英語で活動する時間の拡大を目指しています。中学校では、ALTが加わった英語の授業のほか、海外派遣事業等を実施し、国際交流及び英語教育の充実を図っています。平成32年からは小学校の英語教育が必修化となること、またグローバル化に対応できる人材育成が望まれていることから、より一層外国語教育の充実を図る必要があります。

※8 情報通信技術の略称。コンピューターやインターネット技術の総称として用いられる Information Technology（情報技術）の概念をさらに発展させ、ネットワーク通信による知識や情報の共有、通信（Communication）を加味した表現。

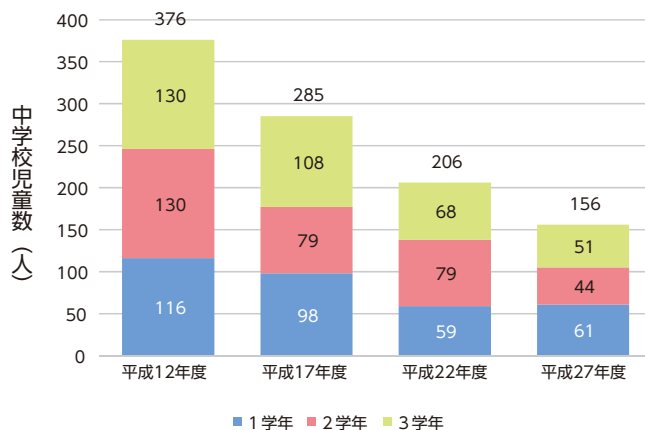
※9 Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。



図：小学校の児童の推移 [出典：学校基本調査]



図：中学校の生徒の推移 [出典：学校基本調査]



町の取り組み

①教育内容の充実

- 子どもたちの個性を尊重しながら、学校や家庭及び地域と連携して、思いやりの心と郷土愛を育む教育を推進します。
- 「荒船風穴」や「ジオパーク」など、地域素材を活用した特色ある学習を推進します。
- 子どもたちが自主的に判断し行動できる「生きる力」の育成を図ります。
- 健康な児童・生徒の健全な心と体の育成を図るため、早寝、早起、朝ご飯の習慣を身につけさせます。
- 避難訓練等を通じて、児童・生徒が、主体的に身を守る方法を考えられるようにし、自然災害が発生しても対応できる力を育みます。



- ICT環境を整備するとともに、授業でも積極的にICT機器を活用することで、都市部との教育格差を解消し、情報化社会に対応できる能力の育成と全般的な学力の向上に取り組みます。
- グローバル化に対応できるよう、ALTや英語支援員等による外国語教育や中学生海外派遣事業を積極的に進め、児童・生徒の語学力の向上に努めます。

②教育環境の充実

- 多様な研修などを通じて、教職員の資質の向上を図ります。
- こころの教室相談員やスクールカウンセラーとの連携を強化し、子どもたちの心のケアを図ります。
- スクールバスを運行し、児童・生徒の通学の安全性、利便性を確保します。

③学校施設・設備の拡充

- 耐用年数に応じた学校施設の計画的な改修を実施します。
- 学校給食共同調理場の効率的な運営に努めます。
- 学校施設内の衛生管理を引き続き進めます。





2 生涯学習の推進



現状と課題

生活様式の多様化と価値観の変化に伴い、「心の豊かさ」が求められるとともに、生涯を通じての生きがいや自己実現など、豊かな生活を求める意識が高まっており、趣味や楽しみの糧として、あるいはライフワークとして、継続した学習を通して自分を高める生涯学習は、町民の暮らしにおいて今後さらに重要になります。町民の積極的な生涯学習は、心豊かな町づくりにも大きく影響を与えると考えられます。

現在も、多くの学習グループ及び芸術文化団体が、「下仁田町公民館」、「西牧分館」、「下仁田町歴史館」、「下仁田町自然史館」、「下仁田町文化ホール」などの施設を利用していますが、建物及び施設内設備の老朽化が進んでいること、バリアフリー化未実施の建物もあることから、順次整備していく必要があります。

公民館事業については、町民のニーズに即した趣味・教養に関する各種講座や子ども体験学習室などを開催しています。今後は、現在実施している成人講座や子ども体験学習教室などに加えて、高齢者及び町民の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりに充実が求められており、町民の利便性の向上と併せて、公民館事業の積極的な事業の転換を図る必要があります。また、図書館の利用や貸し出し率が低下していることから、的確な町民のニーズの把握が必要です。

さらに、放課後等に子どもたちが安心して活動できる場として小学校の空き教室を活用し、「放課後子ども教室」を地域町民の協力を得て実施しています。また、中学校においては土曜スクールを開催し、休日の有効的な過ごし方を提供しています。より活発な教室を継続させるため、指導者の育成が重要となっています。

表：社会教育施設等利用の推移 [出典：教育課資料]

	下仁田町公民館		下仁田町公民館 西牧分館		下仁田町歴史館
	年間利用 団体数(団体)	年間 利用者数(人)	年間利用 団体数(団体)	年間 利用者数(人)	入館者数(人)
平成12年度	1,672	26,916	430	5,389	2,881
平成17年度	1,729	25,903	599	8,050	2,782
平成22年度	1,432	17,973	302	3,945	751
平成27年度	1,340	16,512	238	3,404	2,833



表：下仁田町公民館図書室利用の推移 [出典：教育課資料]

	年間図書貸出人数（人）	年間図書貸出冊数（冊）
平成 12 年度	7,011	17,109
平成 17 年度	7,093	18,493
平成 22 年度	3,915	8,958
平成 27 年度	2,885	6,813

町の取り組み

①生涯学習環境の整備

- 社会教育委員と連携し、多様化する町民の学習ニーズを把握し、豊かで楽しい学習の場となる学習環境の整備を推進します。
- 地域の人材を積極的に活用するなど、生涯学習内容の創意工夫を図ります。
- 老朽化施設の計画的な整備を推進します。

②生涯学習の活性化

- 文化活動及び自主活動団体の運営を引き続き支援します。
- 生涯学習の啓発と積極的な情報提供を推進します。
- 高齢者及び町民の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりの事業等、積極的な公民館事業を推進します。
- 青少年の健全育成や女性の社会進出、高齢者が意欲を持って社会参加できる機会を広げる等、人生の各期に応じた適切で豊かな学習機会を提供します。

③社会教育活動の充実

- 青少年育成団体との連携を強化し、児童・生徒の学校外活動を支援します。
- 人権教育など、町の社会的課題や地域的課題について学ぶ場をつくります。
- 町の地形地質研究拠点である「下仁田町自然史館」を充実し、町民が幅広く学習活動できる場として提供していきます。
- 児童・生徒のニーズを把握し、放課後や休日の過ごし方を提案します。
- 教育関係団体等と連携・協働し、家庭学習や土曜日等の健全育成を支援する仕組みづくりを推進します。



3 地域文化の振興

現状と課題

地域文化の振興は、本町の郷土芸能や伝統・文化を保存・伝承することにとどまらず、未来を担う子どもたちに町の歴史や文化に親しむ機会をつくることで、郷土愛や誇りが育まれ、若い世代の定住につながることを期待できます。

本町には世界遺産登録された国指定史跡「荒船風穴蚕種貯蔵所跡」のほか、県指定史跡、町指定文化財などがあります。これらの保護・保存はもとより、各地で受け継がれてきた獅子舞などの郷土芸能や技術の継承も課題となります。

歴史や文化の発信の場、郷土芸能の学習・伝習の拠点として、「下仁田町歴史館」がありますが、建物は昭和55年の建築と古く老朽化が進む中、増加する収藏品への対応とバリアフリー化等の施設整備が求められています。町史編さんについては、歴史を後代に伝えるために意味を持つ公文書を選別し、移管・保管する作業を行っていますが、公文書以外の文書等の散逸が懸念されます。各種団体等に協力をいただき調査を行うとともに、公文書を保管するための資料館等の位置付けを行い、保管文書の台帳管理システムの導入を含め、今後の保存管理を検討する必要があります。

表：指定文化財一覧 [出典：教育課資料]

1	高橋道斎の墓	群馬県指定史跡
2	西牧関所跡	町指定史跡
3	中小坂鉄山・製鉄所跡	町指定史跡
4	中小坂鉄山製、鑄鉄大火鉢	町指定重要有形文化財
5	諏訪神社の彫刻	町指定重要有形文化財
6	諏訪神社の大ケヤキ	町指定天然記念物
7	安楽地の板碑	町指定重要有形文化財
8	阿唱念の不動尊	町指定重要有形文化財
9	清泉寺の梵鐘	町指定重要有形文化財
10	清泉寺の宝篋印塔	町指定重要有形文化財
11	小河原の五輪塔	町指定重要有形文化財
12	赤谷の宝篋印塔	町指定重要有形文化財
13	空居上人筆般若心経の碑	町指定重要有形文化財
14	下仁田戦争跡	町指定史跡
15	長楽寺の釈迦如来座像	町指定重要有形文化財
16	伊勢山の百庚申	町指定史跡
17	虻田の百庚申	町指定史跡
18	清水沢の百庚申	町指定史跡
19	初烏屋の八十八箇所霊場	町指定史跡



20	永寿寺の芭蕉俳句	町指定重要有形文化財
21	高橋道斎撰井書による長清道士之碑	町指定重要有形文化財
22	伏見山十一面観音	町指定重要有形文化財
23	荒船風穴蚕種貯蔵所跡	国指定史跡
24	旧上野鉄道鬼ヶ沢橋梁	町指定重要有形文化財
25	春秋館文書	町指定重要有形文化財
26	下鎌田・杣瀬遺跡出土品	町指定重要有形文化財
27	桑本のザゼンソウ群生地	町指定天然記念物

町の取り組み

①文化財の保存

- 文化遺産や史跡の保存、貴重な民俗資料や文化財の調査記録などを含む資料の整備に努めます。
- 伝統行事や伝統芸能の継承と技術の保存及び継承者の育成を支援します。
- 郷土文化の学習・伝習の拠点として、下仁田町歴史館の展示資料や特別展事業の充実を図ります。
- 「下仁田町歴史館」と町内の資料館等が連携し、規格にそった収蔵設備を備えた施設を検討します。
- 歴史を後代に伝えるために意味を持つ文書の整理保管及び町史編集を行っていきます。

②文化財の活用

- 文化財を観光振興や学校教育・社会教育活動へ積極的に活用していきます。
- 「旧コンニャク製粉工場」や「荒船風穴」、「中小坂鉄山」などの近代産業遺産の地域資源を関係団体と連携しながら、保存・活用を促進します。
- 他地域との交流や町のPRなどに、伝承されている獅子舞などの無形文化財の活用を図ります。

③歴史・文化への意識高揚

- 町内の自然や歴史・文化を活用した学習団体・文化団体を支援します。
- 広報などを通じた啓発活動や講演会、体験教室の開催に努め、町民の歴史・文化についての意識を高めます。



4 スポーツの振興



現状と課題

スポーツ活動は健康や体力の維持増進だけでなく、心の活力を高め潤いある生活に重要な役割を果たしています。また、スポーツを通じた交流は、連帯感や達成感が得られることから、地域コミュニティの活性化につながると期待されます。

今日、生活水準の向上や、高齢者を中心とした自由時間の増大、体を動かすことによる健康増進への意識などを背景に、町民のスポーツに対する関心は高まっており、同時にそのニーズは多様化しています。そのため、町民一人ひとりが個性や能力・体力に応じたスポーツ活動に参加できる環境整備が求められています。

本町には、社会体育館、サン・スポーツランド、多目的グラウンドなど12の社会体育施設があります。社会教育・社会体育の普及振興を図るため、社会体育施設や学校教育に支障のない範囲で学校の施設や設備、備品等を地区体育協会等が行うスポーツ行事、地区住民が組織的に行うスポーツ活動や幼児等の遊び場等として提供しています。しかし、少子高齢化により活動団体、員数とも減少傾向にあります。その反面、ウォーキングやジョギング等、個人で楽しめるスポーツに取り組む人たちを多く見かけるようになりました。ニーズに合ったスポーツを紹介していくとともに、スポーツ行事に積極的に参加できるような取り組みを推進していく必要があります。

今後も、年代に応じた生涯スポーツの推進に取り組むとともに、その推進にあたって、指導者の確保は課題であり、その育成・強化を図ることが求められます。

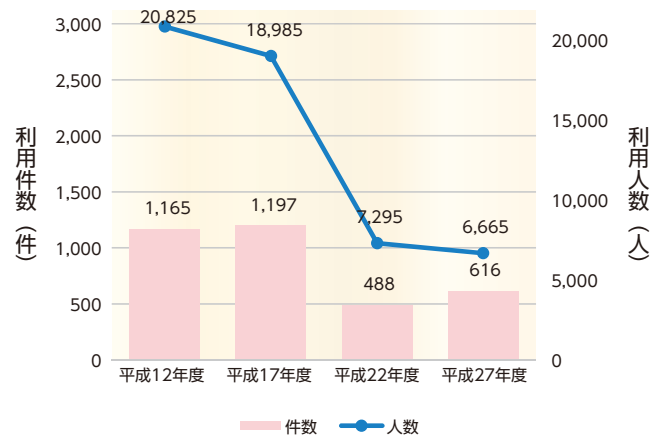
表：社会体育施設等利用の推移 [出典：教育課資料]



※申請書または利用日誌を集計し利用実績とし算出



表：学校体育施設等利用の推移 [出典：教育課資料]



町の取り組み

① スポーツ施設の充実

- 既存のスポーツ関連施設の維持とともに、さらなる設備充実を図ります。
- 周辺施設と連携した多目的な利用を促進し、地域活性化の拠点としての利活用を図ります。

② スポーツ活動の推進

- 町民一人ひとりが個性や能力・体力に適したスポーツ活動に参加し、生涯スポーツ活動に親しむことのできる社会環境の整備に努めます。
- 幼児から高齢者まで幅広く、積極的にスポーツに参加できるよう、各種行事内容の充実を図ります。
- スポーツ推進委員会を中心に、各種大会・スポーツ教室開催に努め、仲間づくり・地域づくりによる町民の健康づくりを図ります。
- 体育協会と連携し、各種大会への参加を奨励することで、町民の生涯スポーツへの関心を高めます。
- 広報などによるスポーツ活動に関する情報提供に努めます。

③ スポーツ団体・指導者の育成

- スポーツ団体及び指導者の育成と強化を図ります。



5 世界遺産の保存と活用



現状と課題

平成26年に世界遺産登録となった「荒船風穴」は、「荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存管理計画」及び「国指定史跡荒船風穴整備基本構想」に基づき調査・整備を進めてきています。さらに、平成28年にはこれらの計画及び構想を踏まえ、「荒船風穴整備基本計画」を策定し、世界文化遺産「荒船風穴」の整備・活用を図っています。

本史跡は傾斜面に位置しているため、暴風雨・地震等で、土砂災害や落石などの自然災害が発生する恐れがあり、史跡の保存、見学者の安全確保に努める必要があります。

教育的活用については、「荒船風穴」を地域素材として小中学校と連携した「下仁田学習」のなかで歴史・文化として学んでいるほか、県内外の教育関係者の視察等を受け入れています。世界遺産に登録され、見学者は強い期待や関心を抱いており、ガイダンス施設の充実や質の高い解説が求められています。現在、解説員は町が雇用し、歴史館の指導のもと行っていますが、今後も水準を維持していくためガイド養成に力を入れ、見学者の満足度の高い解説員を確保していく必要があります。

町の取り組み

①世界遺産史跡の整備

- 「荒船風穴整備基本計画」に沿って整備を進めるとともに、解説補助ツールを検討します。
- 実施してきた史跡の調査等を踏まえ、引き続き史跡の保存のための調査研究を行います。

②世界遺産史跡の利活用

- 町内及び近隣地域のより多くの学校生徒や教育関係者に「荒船風穴」をひとつの教材として、富岡製糸場とともに地域学習として学ぶことができるよう促進します。
- 観光協会と連携して、まちなか・ジオパーク・荒船風穴を含めた質の高いガイド養成を検討します。
- 荒船風穴のガイダンス施設として「下仁田町歴史館」の充実を図ります。



6 ジオパークの研究と活用



現状と課題

ジオパークは、「大地の公園」または「地質版の世界遺産」とも言われており、平成27年11月にユネスコの正式プログラムとなった「世界ジオパーク」と世界ジオパークの日本版の「日本ジオパーク」があります。

当町には世界的にも珍しいと言われている貴重な地形や地質があり、以前より下仁田自然学校等により自然学習や研究が行われていました。そうした活動が認められ「下仁田ジオパーク」として、平成23年9月に日本ジオパークネットワークに認定されました。平成27年の再認定審査時に「ボトムアップ型の組織の見直し」や「ジオサイトの科学的裏付け」、「質の高いジオツーリズム」、「ジオパークの考え方に沿った学校教育」等の改善事項が指摘されています。ジオパークがユネスコの正式プログラム化となったこともあり、今後も日本ジオパークにおいてその認定条件が厳しくなると予想されます。今後は指摘されている課題の解決とともに、「下仁田ジオパーク」を国内外のジオパークへ発信し、貢献していくことが求められます。

下仁田町自然史館については、「下仁田ジオパーク」の拠点施設として、テーマを統一した展示室の充実や、今後も持続的にジオサイトの科学的根拠となる研究を下仁田自然学校や外部の研究者と連携して進めることが必要とされています。そのために、専門知識を有する学芸員などの人材の確保と自然史館の博物館としての機能充実が求められています。

町の取り組み

① ジオパークの推進

- ジオパーク下仁田協議会をボトムアップ型の組織として強化します。
- 学校や公民館などの生涯学習の地域素材として活用することと併せて、ジオパークのPR及び情報発信等に取り組み、町全体でジオパーク活動を推進します。
- ジオパークの整備計画や基本計画を作成し、計画的な施設整備やジオサイトの保護保全を行います。
- ジオパークの推進及びジオサイトの科学的根拠となる研究を関係団体や研究者等と連携し進め、その助成を行います。
- ジオパーク活動の目的の共有を図るとともに、防災・減災に対する意識の高揚を図るため、講座や広報活動、イベントを開催します。
- 質の高いジオツーリズムの構築のため、ガイド養成とスキルアップのための養成講座を継続して実施します。



②自然史館の運営

- 「下仁田ジオパーク」の拠点施設として、設備及び学術活動を充実させます。
- テーマに沿った統一的な展示等、自然史館の内容の充実を図ります。
- 貯蔵資料のリスト化や開示を推進します。





第5章 町民とともに歩み、協働と連携で創るまちづくり

町民協働・行政運営効率化

1 町民協働のまちづくりの推進



現状と課題

価値観の多様化、高度化する町民のニーズに伴い、公共サービスによりきめ細かな対応が求められています。しかし、それらのニーズに対応するためには、行政の能力だけでは対応が困難な状況も見受けられます。一方、社会の成熟化に伴い、生きがいや自己実現を求めて、本町においても様々な分野で、ボランティア団体、地域づくり団体、NPO^{※10}など、積極的に社会貢献する町民の活動が広がっています。

本町のまちづくりを実現するためには行政だけでなく、町民と行政がお互いの信頼と理解のもと、それぞれの特性や能力を活かしつつ、対等な立場で相互の役割と責任を果たし、地域の課題を解決していくことが望まれます。

本町では、これまで町民及び町内の各団体の自発的な活動の支援を行ってきましたが、今後さらなる協働のニーズが予想されることから、町民と行政による協働を今後一層推進する必要があります。

町の取り組み

①地域協働社会の推進

- ボランティア、地域づくり団体、NPOなどの自主的な活動を促進するための取り組みを推進します。
- 町民活動を行いやすい環境づくりに努めます。
- 行政運営への積極的な参加、参画を推進し、町民が主役のまちづくりに取り組みます。
- 町民それぞれが、「自分たちで出来ることは自分たちで行う」との意識醸成のための事業に取り組みます。
- 町民協働を推進するうえで重要な前提条件である、町民と行政の情報の共有化に努めます。

※10 「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。広義では非営利団体の意。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。



2 効率的行政運営



現状と課題

本町では、平成8年に「第1次下仁田町行政改革大綱」を策定し、町の行財政改革の指針としました。その後、平成22年に策定された「第4次下仁田町行財政改革大綱」を含め四度にわたり行財政改革大綱を策定し、行政運営の効率化、財政の健全化に向けて取り組んできました。しかしながら、少子高齢化の進行や経済の低迷で、自主財源である税収も落ち込んでいます。ふるさと応援寄附金等、新たな財源も登場したものの、本町の経常収支比率は、平成27年度実績88.8%と高く、このままでは、町独自事業が継続できない恐れがあります。また、将来負担比率も平成27年度実績69.2%で早期健全化基準350.0%以下を達成しているものの、計画的な起債が求められています。さらに、普通財産（土地・建物）の利活用が進まず、管理経費の増加が懸念されます。

このように極めて厳しい財政状況の中で、自主財源を確保し、少ない経費でいかに効果的に町の発展と住民福祉の向上を図るかという問題は、行財政運営において重大な課題となっています。それと同時にガス・水道事業を行う地方公営企業についても、業務内容の見直しを行い、さらなる経営体質の健全化が求められています。

行政サービスについては、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が施行されたものの、マイナンバーカードの交付率は平成28年度末時点で約9パーセントとなっており、将来的に用途が拡大することから、普及拡大が求められます。さらに、制度施行に伴うシステム改修やセキュリティの強化など、行政サービス効率化に伴う対応も求められます。

また、近年の新しい行政サービスとして、「ふるさと応援寄附金」があり、平成27年度には4,304件、7,726万円の寄附がありました。制度自体が継続していくのか不透明ではあるものの、町の事業者から物産が提供され、寄附が集まり予算財源確保に資していることから、積極的に制度事業を展開することが望まれます。



町の取り組み

①行財政改革の推進

- 行政改革実施において、健全な財政運営を行うため中期財政計画を作成するとともに、絶えず見直しを行い、職員による検討組織を中心に庁内一丸となって改革に取り組みます。
- 定員管理適正化計画に基づき、課や係など組織機構の見直しや事務事業の適切な配置、給与の適正化を引き続き推進します。
- 公共施設の建設や管理運営・各種事業において、民間事業者の経営方法、NPO・ボランティアなど庁外の活力の導入を検討・実施します。
- 省エネルギー化、事務用品の節約、補助金の合理化、公共事業に関する入札や契約方法の見直しなど、歳出削減を引き続き検討・実施します。
- ガス・水道事業において、公営企業の経営健全化を推進します。
- 国や県の補助金等により、一層の財源の確保に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の利活用や払い下げも視野に入れた運営を行います。

②効率化の推進

- 行政手続きの電子化を推進し、町民の行政サービスの利便性の向上を図ります。
- 社会保障・税番号制度への対応を推進します。

③サービスの充実

- 行政区との連携を強化し、より良い行政執行体制づくりを進めます。
- 窓口機能を充実させ、適正・迅速・便利なサービスに努めるとともに、各種証明については、コンビニエンスストア等での交付を検討します。
- ふるさと応援寄附金制度について、返礼品の提供事業者や新商品の発掘を進めるとともに、寄附活用メニューの具体化など、寄附しやすい制度へ改善します。

④人材の育成

- 定期的に職員の研修を実施し、業務に適切に対応できる人材の育成を図ります。
- 職員育成において、町民の視点に立って考えられる人間性や、変革に対応できる柔軟性をもった人材づくりを目指します。



3 広域連携の強化



現状と課題

本町を含めた各自治体は、少子高齢化・人口減少という厳しい環境の中で、行政サービスの維持と新しい行政へのニーズの対応が求められています。市町村間の広域連携は、そのための有効な手段のひとつであり、平成22年をもって平成の大合併が終了し合併が一段落した現在、市町村は次の広域連携のあり方を模索する時代に入っています。これからの広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、いかに町民サービスを維持しつつ新しい行政へのニーズに対応していくかという課題に向けて、これまでの一部事務組合等の広域連携から発展し、多様な分野で環境の変化に応じて柔軟な形で行うことが望まれます。

本町では、消防・医療・一般廃棄物処理などの業務においては、次表のとおり近隣市町村と一部事務組合を組織し、効率的な運営に取り組んでいます。町民の生活行動圏は一段と拡大し、広域的行政需要が益々増加する傾向にあります。よって今後とも、友好関係を維持するとともに、近隣市町村との連絡を密にし、一層の広域連携の強化を目指します。

表：一部事務組合加入状況

本町が加盟する事務組合	構成市町村	業務内容
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合	富岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村	消防・救急、看護専門学校など
下仁田南牧医療事務組合	下仁田町・南牧村	下仁田厚生病院の経営
甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田町・南牧村	一般廃棄物処理・し尿処理・火葬

町の取り組み

①円滑な広域的事務事業の推進

- 近隣市町村とともに、共同処理した方が効率的な事務について検討します。

②連携の強化

- 近隣市町村と情報交換を密に行い、一自治体だけでは解決できない課題に対して連携して取り組みます。
- 広域的連携に向けて近隣市町村へ引き続き提言します。



4 開かれた行政の運営



現状と課題

住民自治を進めるにあたり、町政の情報を町民にわかりやすく知ってもらうことで、町民と行政が本町の現状と課題を共有し、お互いが理解しあい、信頼関係を構築することが求められます。

同時に、双方向のコミュニケーションとして、町民の声を行政運営に反映することも重要となります。少子高齢化、情報化などの進行に伴い、行政に対する町民のニーズはますます多様化・高度化することが予想されることから、町民との双方向のコミュニケーションを図ることで、開かれた行政と住民参加型のまちづくりをより一層推進することが望まれます。

こうした背景の中、本町では広報紙、ホームページ、電子メール等を通じ、開かれた行政を目指して積極的な広報・広聴活動に取り組んできました。今後ともこうした取り組みを継続するとともに、さらに「開かれた行政」の推進を目指していく必要があります。

町の取り組み

① 広報・広聴活動

- 「広報しもにた」や町のホームページ・しもにたインフォメールを通じて、町政や町民生活に関する情報を提供します。
- 広報物作成にあたっては、構成等を検討し、見やすい広報物を作成します。
- 今後の町民生活に関わる重大な問題に対しては、情報提供のほか、町民から広く意見を聴取して検討を行い、その結果を行政運営に反映していきます。

② 議会運営

- インターネットを介した議会の中継等、開かれた運営を検討します。



5 集落再編とコミュニティの維持



現状と課題

現在、本町には31行政区に108の集落（組）が存在しますが、人口減少に伴い、既に集落の小規模化が進んでいます。さらに高齢者割合が高い集落も増加していることから、集落機能が低下し、区長等の役員選出や、地域行事や冠婚葬祭の継続にも困難をきたしているコミュニティも見受けられます。今後も人口減少に伴うコミュニティの維持が困難となり、集落（組）の消滅や地域組織の衰退の恐れがあります。

しかしながら、人々の暮らしの原点ともいべき地域コミュニティが地域の生活や伝統文化を支えてきたことは事実で、地域コミュニティの意義を改めて評価し、今後もその維持に努めていくことが求められます。

コミュニティの維持において、集落の行政的再編は特に検討されるべき取り組みとなります。他の自治体では、集落の行政的再編を行った結果、集落の自治機能が強化した事例もあり、本町においてもこうした動きを見ながら、将来的な行政区再編を視野に入れ検討することが望まれます。

町の取り組み

①集落再編とコミュニティの維持

- 将来的な行政区再編を視野に入れたコミュニティの維持を検討します。
- 集落（組）の将来を見据え、その実現に向けて必要なものは何かを町民自らが考え、話し合い、協力しあう場づくりを支援します。
- 行政区ごとに複合的な生活支援機能を有する中心の場を検討します。
- 町民と行政との連携による中心地から離れた集落への移動・買い物等の日常生活支援サービスの提供を検討します。
- 生活機能を集約するため、周辺集落とのネットワーク形成を検討します。

資料編



諮問について

下 地 創 第39号
平成28年9月6日

下仁田町総合計画審議会議長 様

下仁田町長 金 井 康 行

下仁田町第5次総合計画（案）について（諮問）

下仁田町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

下仁田町第5次総合計画に関する審議

2 諮問理由

下仁田町では、平成19年度から28年度を計画期間とした下仁田町第4次総合計画を策定し「みんなで創ろう、輝く下仁田」をテーマに各種施策・事業に取り組んで参りましたが、この計画の期間が本年度をもって終了します。

この間、社会情勢も年ごとに変化し、一億総活躍社会・地方創生として、時代に即した行政運営が求められ、地方が自らの努力と工夫で活性化を果たさなければなりません。

総合計画は、地方自治法の改正により、策定の義務付けから各自治体の独自判断による策定になりましたが、下仁田町では、引き続き平成29年度から38年度までの10年間を計画期間とする第5次総合計画を策定します。貴審議会には、町民にまちづくりの将来展望を示し、町民と共により良いまちづくりに取り組んでいくための総合計画策定に関して諮問し、意見を求めます。



答申について

平成29年1月30日

下仁田町長 原 秀男 様

下仁田町総合計画審議会
会 長 佐藤 勇二

下仁田町第5次総合計画（案）について（答申）

平成28年9月6日付け下地創第39号で諮問のありました下仁田町第5次総合計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 将来に向け希望の持てるまちづくりを推進するため、少子高齢化・人口減少対策を最重要課題として、実行性のある計画とすること。また、人口減少対策の推進にあたり、「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携した取り組みを行い、地方創生を推し進めていくこと。
2. 協働のまちづくりを推進するため、本計画及び各施策を展開していくための個別計画については町民に広く周知するとともに、計画の進行管理について適正に努めること。
3. 本審議会において各委員から出された意見（別紙）に十分に配慮され、計画の策定及び施策の実施に努めること。

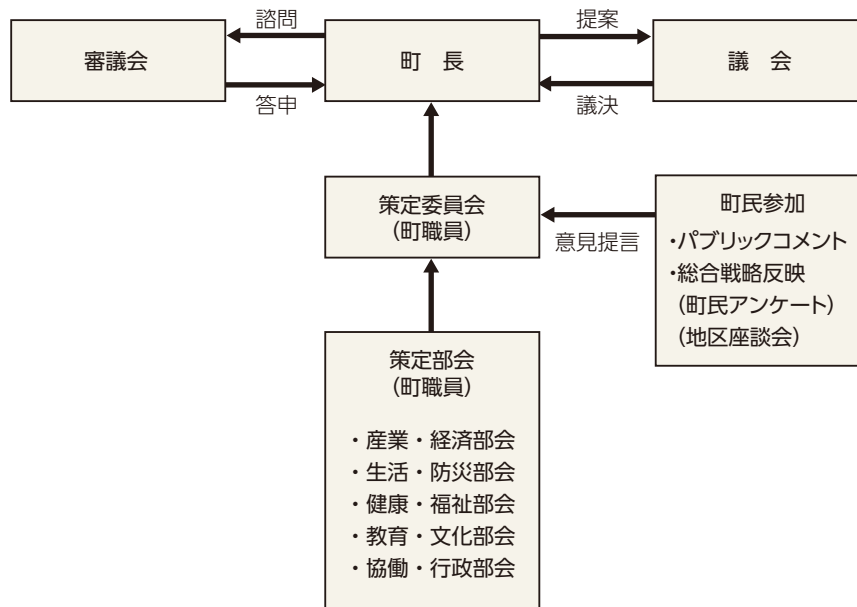


下仁田町第5次総合計画審議会委員名簿

	区分	氏名	団体等	役職等	備考
1	1号	小須田 肇	下仁田町議会	議員	
2		岡田 邦敏	下仁田町議会	議員	
3		永井 正之	下仁田町議会	議員	
4		木暮 弘元	下仁田町議会	議員	
5		岩崎 正春	下仁田町議会	副議長	
6		佐藤 博	下仁田町議会	議員	
7		佐藤 勇二	下仁田町議会	議長	会長
8		千野 榮治	下仁田町議会	議員	
9		島崎 紘一	下仁田町議会	議員	
10		堀口 博志	下仁田町議会	議員	
11		岡田 武二	下仁田町議会	議員	
12		佐藤 公夫	下仁田町議会	議員	
13	2号	蟻坂 是心	下仁田町社会福祉協議会	会長	
14		岩井 千明	馬山こども園保護者会	会長	
15		上原 康廣	下仁田町観光協会	会長	
16		加庭 紀夫	下仁田町区長会	会長	副会長
17		須賀 芳明	下仁田町森林組合	組合長	
18		東間 國行	下仁田町教育委員会	教育長職務代理者	
19		庭屋 厚司	下仁田町農業委員会	会長	
20		茂木 清	下仁田町商工会	会長	
21	3号	黒澤 達也	群馬県甘楽富岡振興局	局長	



下仁田町第5次総合計画策定体制



下仁田町第5次総合計画策定経過

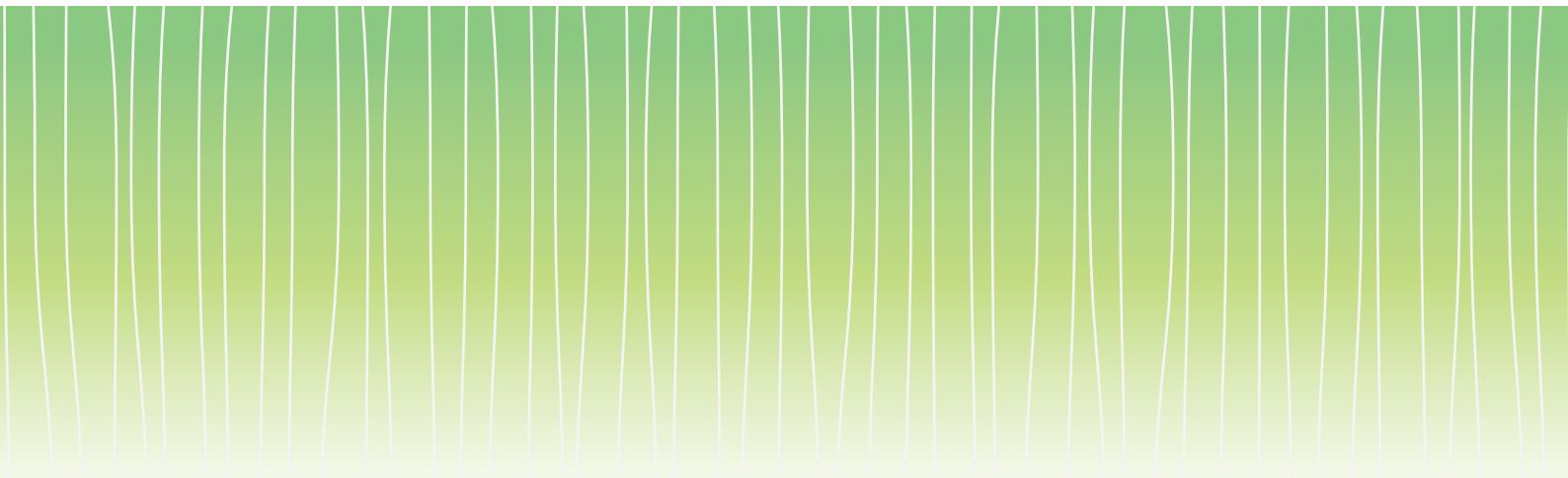
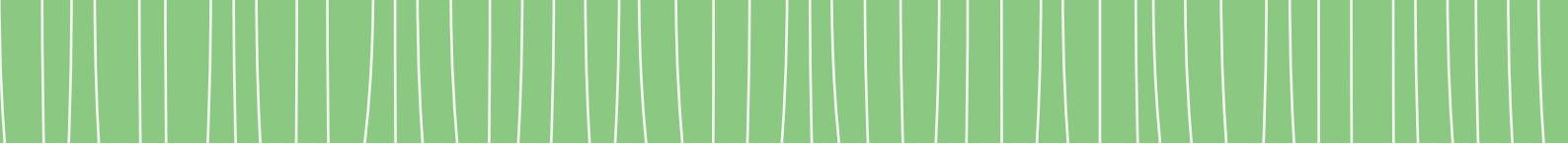
日付		内容
平成28年	7月1日	第1回 総合計画策定委員会開催
	7月～8月	総合計画策定部会開催
	8月29日	第2回 総合計画策定委員会開催
	9月6日	第1回 下仁田町総合計画審議会開催 町長より審議会へ諮問
	10月13日	第3回 総合計画策定委員会開催
	10月25日	第2回 下仁田町総合計画審議会開催
	12月1日	第3回 下仁田町総合計画審議会開催
	12月1～20日	計画書(素案)のパブリックコメント実施
平成29年	1月17日	第4回 総合計画策定委員会開催
	1月24日	第4回 下仁田町総合計画審議会開催
	1月30日	審議会より町長へ答申
	2月21日	第5回 総合計画策定委員会開催
	3月9日	下仁田町第5次総合計画基本構想議決

下仁田町第5次総合計画

発行：群馬県下仁田町 地域創生課

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地

電話：0274-82-2111（代表） Fax：0274-82-5766



群馬県下仁田町

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地
Tel.0274-82-2111 (代) Fax.0274-82-5766